

法務省行政事業レビュー
外部有識者点検対象事業資料

法務省行政事業レビュー推進チーム

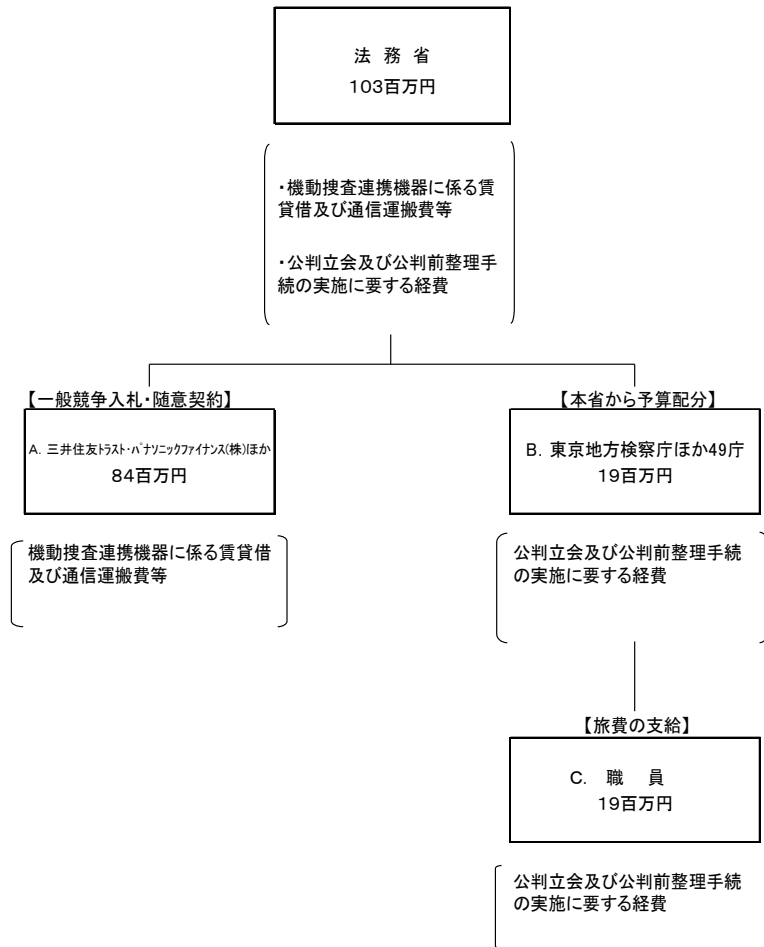
目 次

◇ 裁判員裁判への対応（刑事局）	-----	P	1
◇ 各種犯罪への対応（刑事局）	-----	P	7
◇ 矯正施設の保安及び処遇体制の整備（矯正局）	-----	P	16
◇ 留置施設の維持管理に係る実費償還（矯正局）	-----	P	24
◇ PFI刑務所の運営（矯正局）	-----	P	30
◇ 仮釈放等の審査決定（保護局）	-----	P	37
◇ 犯罪被害者等の支援（保護局）	-----	P	43
◇ オウム真理教に対する観察処分の実施（公安調査庁）	-----	P	50
◇ 登記情報システムの維持管理（民事局）	-----	P	99
◇ 供託事務の運営（民事局）	-----	P	105
◇ 債権管理回収業の審査監督（大臣官房司法法制部）	-----	P	112
◇ 人権侵害による被害者救済活動の実施（人権擁護局）	-----	P	118
◇ 国際連合に協力して行う国際協力の推進（法務総合研究所）	-----	P	124

平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	裁判員裁判への対応		担当部局庁	刑事局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成21年度 終了年度：未定		担当課室	総務課	総務課長 神村昌通			
会計区分	一般会計		政策・施策名	検察権の適正迅速な行使 II-4-(1)適正迅速な検察権の行使				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑法, 刑事訴訟法, 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律		関係する計画、通知等	司法制度改革審議会意見(平成13年6月), 経済財政改革の基本方針2009				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の国民が裁判員として刑事裁判手続に参加し、裁判官と基本的に同等の権限をもって事実認定、量刑等の判断に関与するという、従前の刑事手続や裁判実務の内容を大幅に変更させるものであるから、裁判員となる国民の負担をできる限り軽減するために、裁判を分かりやすく充実・迅速化させるとともに、裁判員裁判の下でも被告人の権利を保障しつつ、適正妥当な事実認定と量刑を得ることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	裁判員裁判の下でも、従来の職業裁判官のみによる裁判と同様に、適正妥当な事実認定と量刑を得られるよう、検察官が、裁判員の視覚に訴えるビジュアル資料を多数作成するなどして、裁判員にとって、分かりやすく印象深く、信頼される立証活動を行うことができる体制を整備する。 また、捜査段階や公判の遂行の過程で地理的に離れた地検支部と本庁間においても、詳細な情報交換や捜査指揮、処理方針の決裁等を機動的に迅速に行える体制を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	122	120	117	243	-	
		補正予算	0	0	▲9	0		
		前年度から繰越し	0	0	0			
		翌年度へ繰越し	0	0	0			
		予備費等	0	0	0	0		
	計		122	120	108	243	-	
	執行額		113	113	103			
執行率(%)		92.6%	94.2%	95.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果目標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	裁判員にとって、分かりやすい立証活動を行うことができる体制及び捜査段階や公判の遂行の過程で地理的に離れた地検支部と本庁間においても、詳細な情報交換や捜査指揮、処理方針の決裁等を機動的に迅速に行える体制の整備 (上記目標について、成果を数値で表すことはできないため、定量的な成果目標を設定することは困難である。)		成果実績		-	-	-	
			目標値		-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	裁判員裁判対象事件の起訴件数		活動実績	件	1,775	1,481	1,453	-
			当初見込み		-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	70,828(円/件)		単位当たりコスト	円/件	63,575	76,246	70,828	-
	(X)予算執行額 102,913,000円 (Y)裁判員裁判対象事件起訴件数 1,453件		計算式	X/Y	112,845,000 /1,775	112,921,000 /1,481	102,913,000 /1,453	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(項)検察費							
	検察旅費	20						
	検察業務庁費	223						
	計	243	0					

事業所管部局による点検・改善									
項目		評価	評価に関する説明						
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	裁判員にとって、分かりやすく印象深く、信頼される立証活動を行うことができる体制を整備するもので広く国民のニーズがある。 刑事事件の捜査・公判等の検察権の行使は、国が実施すべき事業である。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○							
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	旅費について、「旅費の標準マニュアル」を適切に運用してその節減が実行された。 費目・使途は事業目的に対し、必要なものに限定されている。						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—							
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○							
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—								
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	整備された機器は十分活用されている。						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○							
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—							
	事業番号	類似事業名					所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	公判立会及び公判前整理手続の実施に要する旅費について、ICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用すること等により、執行額の削減が図られている。							
	改善の方向性	更なる支出額縮減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成27年度予算に反映させることとする。							
外部有識者の所見									
行政事業レビュー推進チームの所見									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
	平成23年	0031	平成24年	0033	平成25年	0011			

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	テレビ会議システム用機器賃貸借	39			
計		39	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への配分	19			
計		19	計		0
C.職員A			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	職員旅費	0.8			
計		0.8	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. 一般競争入札, 随意契約

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社 (当初入札)	テレビ会議システム用機器賃貸借	39 (36)	随意契約	
2	株式会社NTTデータ (当初入札)	通信回線等使用料	21	随意契約	
3	三菱電機システムサービス株 式会社 (当初入札)	多地点接続サービス利用料	20	随意契約	
4	シスコシステムズキャピタル株 式会社(一般競争入札)	通信回線等使用料	4	3	40.4%
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※支出額の括弧書き, 入札者数及び落札率については, 支出先との契約が複数ある場合, 支出金額が最も大きいものについて記載している。

C. 旅費の支給

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	職員旅費	0.8		
2	職員B	職員旅費	0.3		
3	職員C	職員旅費	0.3		
4	職員D	職員旅費	0.3		
5	職員E	職員旅費	0.3		
6	職員F	職員旅費	0.3		
7	職員G	職員旅費	0.3		
8	職員H	職員旅費	0.3		
9	職員I	職員旅費	0.2		
10	職員J	職員旅費	0.2		

裁判員裁判への対応

裁判員制度とは

一般国民が裁判員として刑事裁判に参加し、
裁判官とともに有罪・無罪や刑の内容を決める
制度

平成21年5月21日施行

対象事例例 殺人、強盗致(死)傷、強姦致(死)傷、
現住建造物等放火、傷害致死等
平成25年度裁判員裁判対象事件起訴件数 1,453件



機動捜査連携機器の利用

本日、被疑者が自白し、供述どおり、山林から被害者の遺体と凶器が発見されました。その損傷状況写真や凶器がこちらです。



A地検B支部
(捜査担当検察官)

捜査状況の報告、
情報交換等

地理的に離れた地検支部、本庁間において
決裁等を機動的、迅速に行える体制

捜査指揮、処理方針
の決裁等

遺体の損傷状況と凶器の形状を見比べると、被疑者の供述に矛盾があるのではないか。実行行為に関し、再度被疑者に対する取調べを実施するなど、補充捜査を遂行されたい。



A地検本庁
(幹部検察官)

適正迅速な検察権の行使

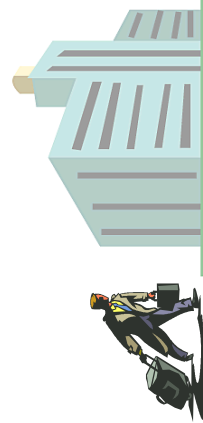
公判立会等に係る旅費



A地検B支部
(捜査担当検察官)

裁判員にとって分かりやすい立証活動を行うことができる体制

公判立会及び論点整理等公判前の
準備手続きの実施



A地方法院所

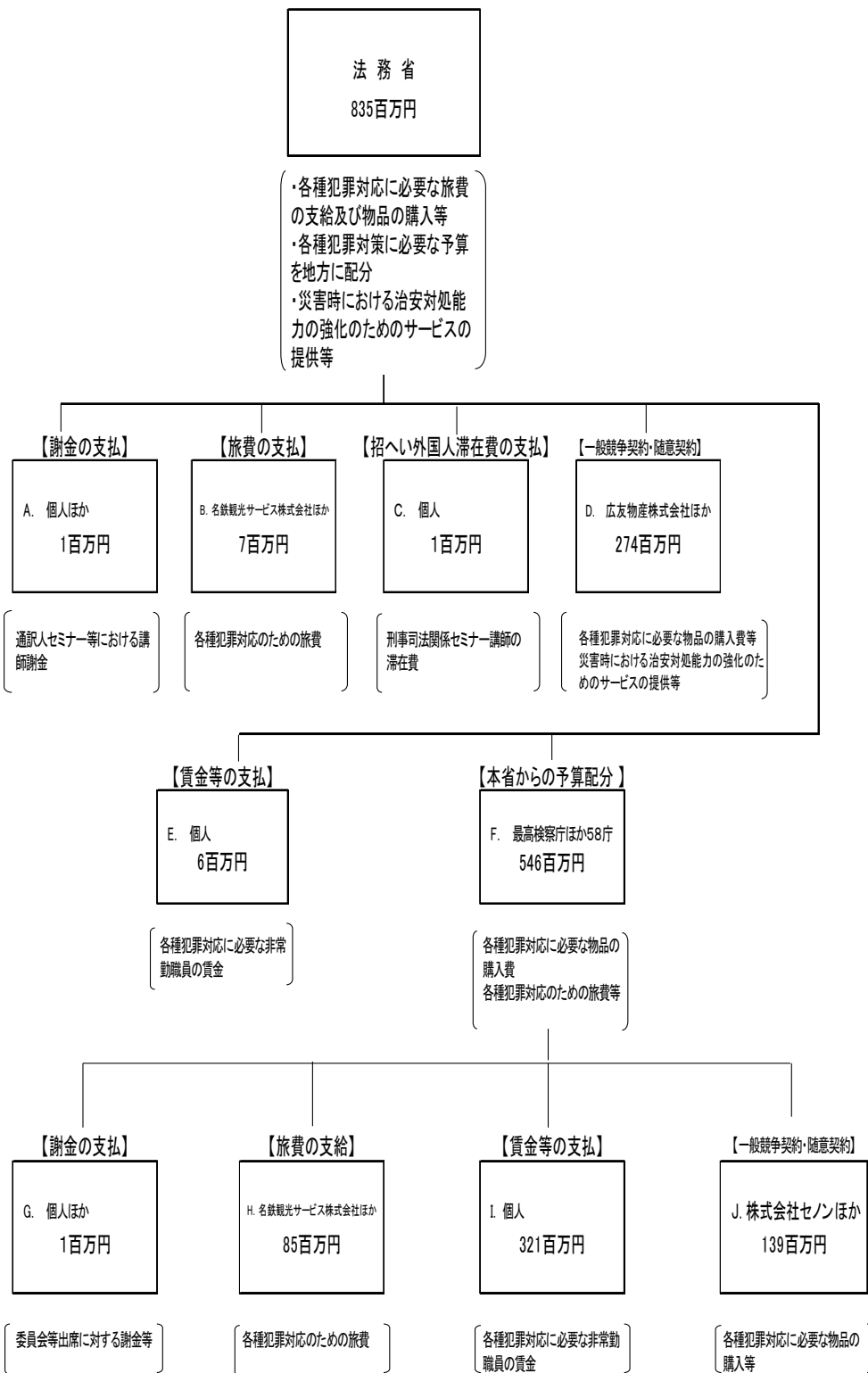
平成26年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	各種犯罪への対応		担当部局庁	刑事局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：－ 終了年度：未定		担当課室	総務課	総務課長 神村昌通		
会計区分	一般会計		政策・施策名	検察権の適正迅速な行使 II-4-(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑法, 刑事訴訟法		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図ることを目的としている。 また、特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 また、犯罪被害者への対応を円滑かつ厳正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円) ※各欄上段は、一般会計、下段は復興特会分)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
		補正予算	723	725 25	881	1,161	-
		前年度から繰越し	863	0	0	0	0
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	0
		予備費等	0	0	0	0	0
		計	1,586	725 25	881	1,161	-
		執行額	1,217	691 11	835		
		執行率(%)	76.7%	95.3% 44.0%	94.8%		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	適正・迅速な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制の整備 (上記目標について、成果を数値で表すことはできないため、定量的な成果目標を設定することは困難である。)		成果実績	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	事件の受理件数		活動実績	件	1,732,842	1,647,684	1,549,536
			当初見込み		-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	539(円/件)		単位当たりコスト	円/件	370	419	539
	(X) 予算執行額 835,271,000円 (Y) 事件受理件数 1,549,536件		計算式	X/Y	641,213,000 /1,732,842	690,780,000 /1,647,684	835,271,000 /1,549,536
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	(項) 検察企画調整費						
	諸謝金	1					
	証人等被害給付金	1					
	職員旅費	4					
	外国人招へい旅費	4					
	庁費	29					
	招へい外国人滞在費	1					
	(項) 検察運営費						
	諸謝金	2					
	職員旅費	93					
	委員等旅費	1					
	司法警察員修習旅費	8					
検察業務庁費	1,017						
計	1,161	0					

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	－	国際的犯罪組織、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ確かな捜査を遂げるとともに、厳正な科刑を実現し、併せて、被害者支援等を図ることを目的としているので、国が実施すべき事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	－				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を原則として、競争性が確保されている。 コスト削減については、旅費マニュアルや、謝金の支払基準の適切な運用により、経費の削減に努めている。 費目・使途は事業目的に対し、必要なものに限定されている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	－				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	－				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	整備した成果物は十分活用している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	－				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	－				
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点検・改善結果	点検結果	旅費については、ICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用することにより、執行額の削減が図られている。また、各庁において調達している物品等についても、積極的に競争入札を実施するなどして、執行額の削減が図られている。				
	改善の方向性	本年度についても、旅費マニュアルに沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の節減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成27年度予算に反映させることとする。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
復興特別会計等復興関係予算は使途が復興事業に限定されることから、「単位当たりコスト」算出から除外している。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0033	平成24年	0035	平成25年	0016

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



A.特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター			E.個人A		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	講師謝金	0.1	賃金	賃金等	3
計		0.1	計		3
B.名鉄観光サービス株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	職員旅費	3		各会計機関への予算配分	546
計		3	計		546
C.個人A			G.税務署		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
招へい外国人滞在費	招へい外国人滞在費	0.1	諸謝金	謝金に対する源泉徴収	0.1
計		0.1	計		0.1
D.広友物産株式会社			H.名鉄観光サービス株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品	物品購入(自動契印装置)	64	旅費	職員旅費	4
計		64	計		4

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

I. 個人A					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	賃金等	2			
計		2	計		0
J.株式会社セノン					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務	自動車運行管理業務	10			
計		10	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 謝金の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター	講師謝金	0.1		
2	個人A	講師謝金	0.1		
3	個人B	講師謝金	0.1		
4	個人C	講師謝金	0.1		
5	税務署	謝金に対する源泉徴収	0.1		
6					
7					
8					
9					
10					

B. 旅費の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名鉄観光サービス株式会社	職員旅費	3		
2	個人A	外国人招へい旅費	0.9		
3	個人B	外国人招へい旅費	0.9		
4	個人C	外国人招へい旅費	0.9		
5	株式会社ジェイティービー	職員旅費	0.5		
6	職員A	職員旅費	0.1		
7	職員B	職員旅費	0.1		
8	職員C	職員旅費	0.1		
9	職員D	職員旅費	0.1		
10	職員E	職員旅費	0.1		

C. 招へい外国人滞在費

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	外国人招へい滞在費	0.1		
2	個人B	外国人招へい滞在費	0.1		
3	個人C	外国人招へい滞在費	0.1		
4	個人D	外国人招へい滞在費	0.1		
5	個人E	外国人招へい滞在費	0.1		
6					
7					
8					
9					
10					

D. 一般競争入札・随意契約

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広友物産株式会社 (一般競争入札)	物品購入(自動契印装置)	64	2	99.3%
2	株式会社日立ハイテクノロジーズ (一般競争入札)	物品購入(ソフトウェア)	54	1	99.7%
3	株式会社三省堂書店 (一般競争入札)	物品購入(書籍)	39 (38)	2	97.3%
4	エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマ サービス株式会社(一般競争 入札)	物品購入(パソコン)	28	3	84.4%
5	日本電気株式会社 (一般競争入札)	役務(検察例規集の電子データ化等)	15	3	63.3%
6	株式会社ぎょうせい (一般競争入札)	物品購入(書籍)	12 (4)	2	90.9%
7	セコムトラスシステムズ株式会 社(一般競争入札)	役務(災害時緊急連絡サービス利用料)	11	1	52.9%
8	株式会社判例時報社 (一般競争入札)	物品購入(書籍)	9	1	99.0%
9	株式会社リコー (一般競争入札)	物品購入(トナーカートリッジ), 役務(複写機保守料)	5 (4)	1	98.1%
10	コニカミノルタビジネスソリュー ションズ株式会社(一般競争入 札)	役務(複写機保守料)	3	1	100.0%

※支出額の括弧書き, 入札者数及び落札率については, 支出先との契約が複数ある場合, 支出金額が最も大きいものについて記載している。

E. 賃金等の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	賃金等	3		
2	個人B	賃金等	3		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

G. 謝金の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	税務署	謝金に対する源泉徴収	0.1		
2	個人A	通訳謝金, 講師謝金	0.1		
3	個人B	通訳謝金	0.1		
4	個人C	審査に対する謝金	0.1		
5	個人D	講師謝金	0.1		
6	個人E	講師謝金	0.1		
7	個人F	通訳謝金	0.1		
8	個人G	講師謝金	0.1		
9	個人H	講師謝金	0.1		
10	個人I	講師謝金	0.1		

H. 旅費の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名鉄観光サービス株式会社	職員旅費	4		
2	株式会社タビックスジャパン	職員旅費	2		
3	東日本旅客鉄道株式会社	職員旅費	1		
4	四国旅客鉄道株式会社	職員旅費	1		
5	職員A	職員旅費	0.5		
6	職員B	職員旅費	0.5		
7	職員C	職員旅費	0.5		
8	職員D	職員旅費	0.5		
9	職員E	職員旅費	0.5		
10	職員F	職員旅費	0.5		

I. 賃金等の支払

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	賃金等	2		
2	個人B	賃金等	2		
3	個人C	賃金等	2		
4	個人D	賃金等	2		
5	個人E	賃金等	2		
6	個人F	賃金等	2		
7	個人G	賃金等	2		
8	個人H	賃金等	2		
9	個人I	賃金等	2		
10	個人J	賃金等	2		

J. 一般競争入札・随意契約

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社セノン (一般競争入札)	役務(自動車運行管理業務)	10 (7)	3	92.1%
2	株式会社三省堂書店 (一般競争入札)	物品購入(書籍)	5 (2)	2	88.2%
3	株式会社紀伊國屋書店 (一般競争入札)	物品購入(書籍)	5 (2)	3	97.6%
4	日本道路興運株式会社 (一般競争入札)	役務(自動車運行管理業務)	4	5	82.7%
5	ベルリッツ・ジャパン株式会社	物品購入(教材), 役務(外国語研修)	4 (0.7)	随意契約	
6	株式会社メール (一般競争入札)	物品購入(机等)	4	4	94.0%
7	沖縄トヨタ自動車株式会社 (一般競争入札)	役務(点検作業), 物品購入(官用車等)	3 (3)	4	80.6%
8	長野トヨタ自動車株式会社 (一般競争入札)	役務(点検作業), 物品購入(官用車等)	3 (3)	2	98.3%
9	トヨタカローラ旭川株式会社 (一般競争入札)	物品購入(官用車等)	3 (3)	2	93.0%
10	トヨタカローラ中京株式会社 (一般競争入札)	物品購入(官用車等)	3 (3)	3	97.8%

※支出額の括弧書き, 入札者数及び落札率については, 支出先との契約が複数ある場合, 支出金額が最も大きいものについて記載している。

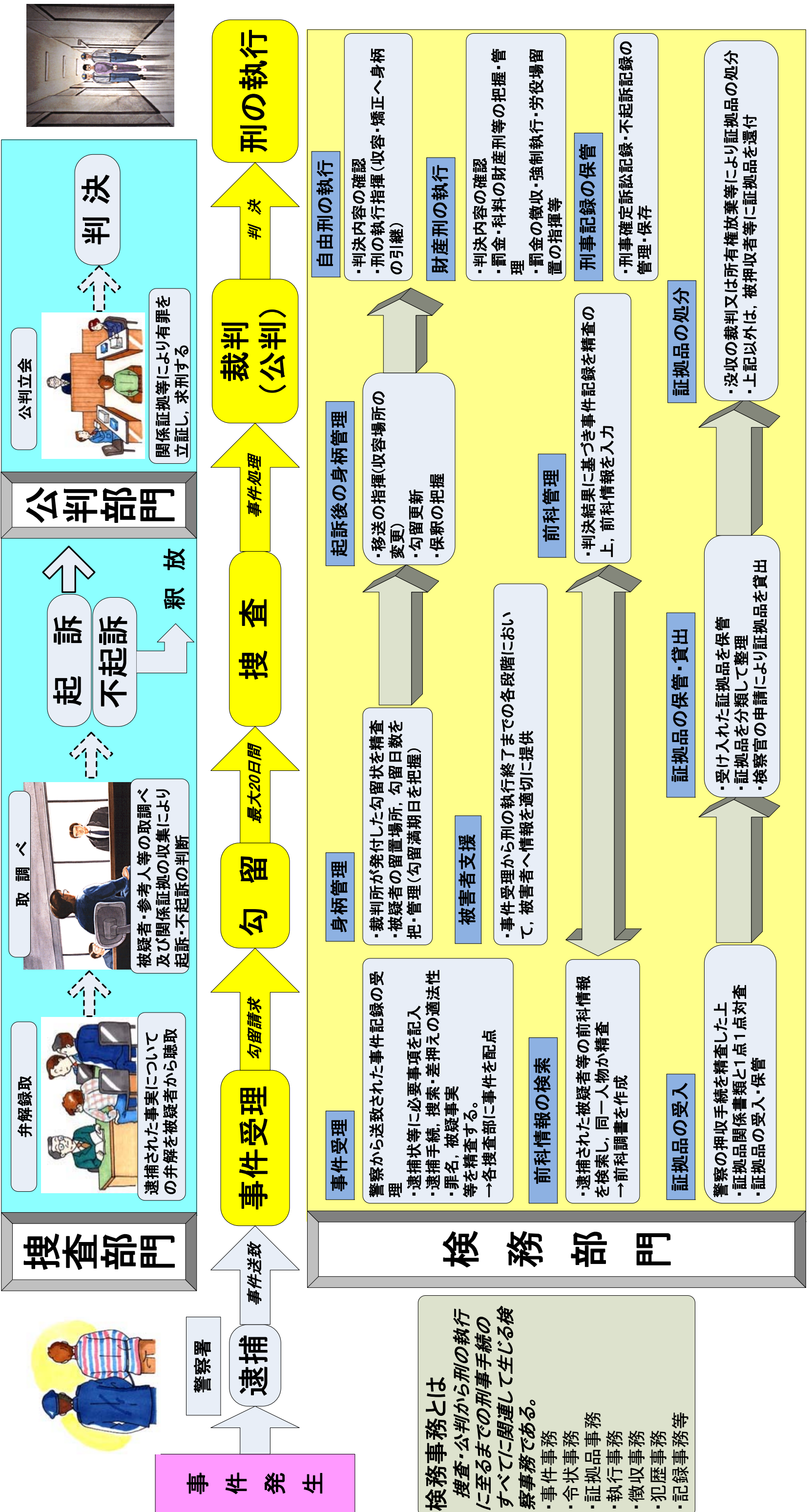
各種犯罪への対応

事業の目的

国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図ることを目的としている。

事業の概要

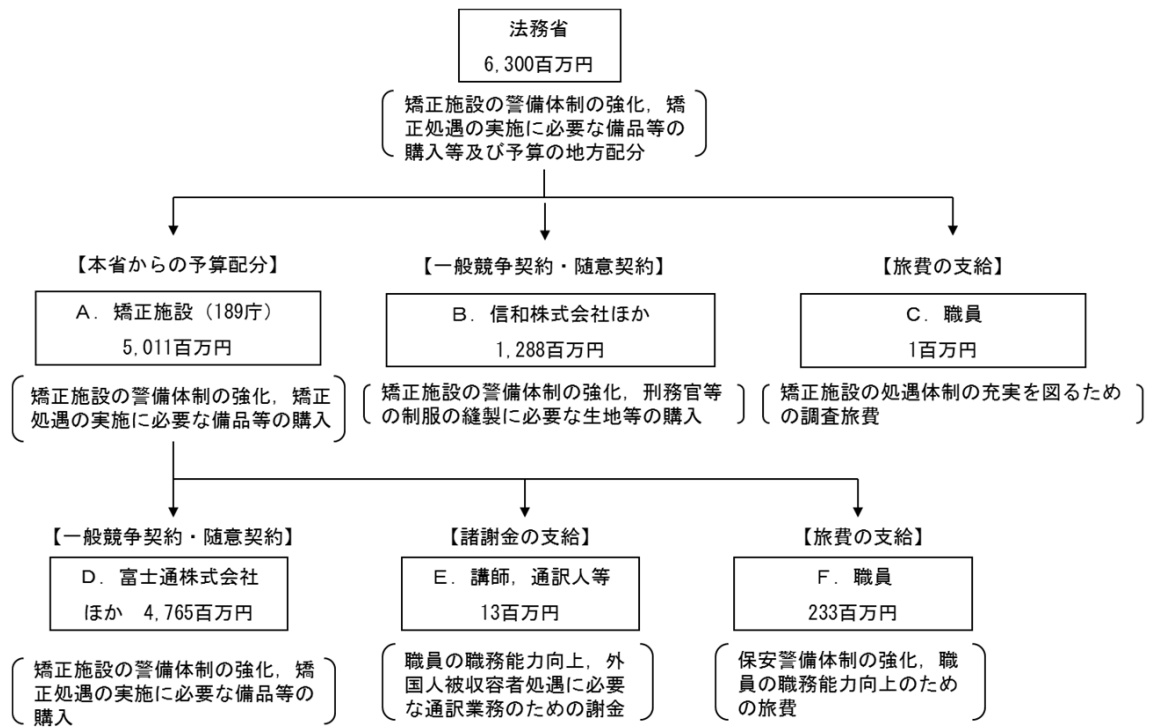
犯罪被害者への対応を円滑かつ厳正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整などを行う。



平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	矯正施設の保安及び処遇体制の整備		担当部局庁	法務省矯正局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：－ 終了年度：未定		担当課室	総務課		総務課長 名執雅子		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 II-5-(1)矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院においては、施設の適正な維持管理を行い、被収容者の身柄の確保と規律秩序の維持を図る必要があることから、警備機器等の整備や職員の職務遂行能力向上を図ることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円) ※各欄上段は一般会計、下段は復興特会分	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	4,162	4,746 2	4,407	5,121	-	
		補正予算	1,094	2,413 ▲2	2,892			
		前年度から繰越し	0	1,051 0	1,948	1,790		
		翌年度へ繰越し	▲1,051	▲1,948 0	▲1,790			
		予備費等	0	0 0	0			
		計	4,205 0	6,262 0	7,457 0	6,911 0	- -	
		執行額	4,122	5,862 0	6,300			
		執行率(%)	98.0%	93.6%	84.5%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果目標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	管区機動警備隊員執務執行能力の向上を図るため、管区機動警備隊集合訓練参加者数を増加させる。		成果実績	人	329	339	343	
			目標値	人	329	343	343	
			達成度	%	100.0	98.8	100.0	
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制を維持するため、職員の職務能力向上研修、各種警備機器等を整備している。		活動実績	施設	189	189	189	-
			当初見込み	施設	189	189	189	189
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	実績額 / 管区機動警備隊集合訓練参加人数 (円/人)		単位当たりコスト	円	9,137	7,982	7,688	8,353
			計算式	千円/人	3,006/329	2,706/339	2,637/343	2,865/343
平成26・27年度予算内訳(単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	24						
	職員旅費	144						
	赴任旅費	136						
	委員等旅費	27						
	矯正管理業務庁費	4,249						
	看守等被服費	540						
	調査活動費	1						
計	5,121	0						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	我が国の治安の最後の砦として、施設の適正な維持管理を行い、被収容者の身柄の確保と規律秩序の維持を図る必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	矯正施設の警備体制の強化等のため、職員の制服・警備機器等の調達、職員研修実施の旅費支給等の経費として支出されている。 なお、不用額については、警備機器等の調達における入札開差等である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	矯正施設で、適正な維持管理を行い、被収容者の身柄の確保と規律秩序の維持を図るための警備機器等の整備や職員の職務遂行能力向上を図るための訓練等が実施されている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	被収容者の身柄の確保と規律秩序の維持を図るため、各種警備機器の整備、職務能力向上を目的とする研修、矯正業務の効率化のためのパソコン等整備などを計画的に実施しており、警備機器の一括調達の実施等予算の効率的な執行に努めている。 また、矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制を維持するため、管区機動警備隊集合訓練の実施は必要不可欠であり、毎年実施しているところ、各年とも目標人数の90パーセント以上の隊員が参加しており、目標は達成できている。			
	改善の方向性	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制を維持するために、引き続き管区機動警備隊集合研修の内容充実を図る。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0037	平成24年	0040-1	平成25年	0021

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.			E.個人		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	5,011			
計		5,011	計		0
B.信和株式会社			F.個人		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入	刑務官等制服用生地等の購入	265			
計		265	計		0
C.職員			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.富士通株式会社			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入	総合警備システムの整備等	948			
計		948	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	信和株式会社 (一般競争入札)	刑務官等制服用生地等の購入	265	4	97.8%
2	日立キャピタル株式会社 (平成22年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	デジタル無線装置の賃借料	254	-	-
3	NECキャピタルソリューション株式会社 (当初入札)	矯正総合情報通信ネットワークシステム機器の賃借料	135	随意契約	-
4	株式会社NTTデータ (当初入札)	法務省情報ネットワークシステム通信回線使用料等	112	随意契約	-
5	宏陽株式会社 (一般競争入札)	刑務官等制服用生地等の購入	81	5	97.8%
6	イズミ産業株式会社 (一般競争入札)	刑務官等制服用生地等の購入	70	3	99.8%
7	株式会社大塚商会 (一般競争入札)	ソフトウェアライセンス料	49	5	91.4%
8	アクセントピア株式会社 (当初入札)	矯正総合情報通信ネットワークシステムのサーバ集約化業務等	35	随意契約	-
9	日本電気株式会社 (平成24年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	矯正総合情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務	32	-	-
10	株式会社メイト・商会 (一般競争入札)	刑務官等制服用生地等の購入	31	3	99.2%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	矯正施設の処遇体制の充実を図るための調査等	0.3	-	-
2	職員B	矯正施設の処遇体制の充実を図るための調査等	0.3	-	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社 (一般競争入札)	総合警備システムの更新等	948	1	85.5%
2	三菱電機システムサービス株式会社 (一般競争入札)	総合警備システムの更新等	416	9	96.0%
3	日本空調サービス株式会社 (一般競争入札)	庁舎管理委託業務	315	2	92.2%
4	株式会社日立国際ホームソリューションズ (一般競争入札)	総合警備システムの更新等	252	2	90.6%
5	田中電気株式会社 (一般競争入札)	構内多機能無線システムの更新	158	3	89.9%
6	北陸通信工業株式会社 (一般競争入札)	総合警備システムの更新等	99	1	99.9%
7	北菱電機株式会社 (一般競争入札)	総合警備システムの更新等	85	3	64.2%
8	NECネクサソリューションズ株式会社 (一般競争入札)	通行鍵管理システムの整備	43	2	61.3%
9	株式会社シズデンシステム (一般競争入札)	構内多機能無線システムの更新	37	2	99.4%
10	不二興産株式会社 (一般競争入札)	清掃業務委託	37	5	90.2%

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	外国人被収容者処遇に必要な翻訳業務に係る謝金	0.3	-	-
2	個人B	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.3	-	-
3	個人C	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.2	-	-
4	個人D	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.2	-	-
5	個人E	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-
6	個人F	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-
7	個人G	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-
8	個人H	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-
9	個人I	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-
10	個人J	職員の職務能力向上のための講師謝金	0.1	-	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	赴任旅費	0.5		
2	職員B	赴任旅費	0.5		
3	職員C	赴任旅費	0.5		
4	職員D	赴任旅費	0.5		
5	職員E	赴任旅費	0.5		
6	職員F	赴任旅費	0.4		
7	職員G	赴任旅費	0.4		
8	職員H	赴任旅費	0.4		
9	職員I	赴任旅費	0.4		
10	職員J	赴任旅費	0.4		

矯正施設の保安及び処遇体制の整備

矯正施設の役割

被収容者の身柄の確保

- 保安警備機器等の整備
- 適切な施設の管理維持
- 執務環境の整備

保安事故の防止

- 職員研修の実施
- 警備訓練の実施
- 規律及び秩序の維持

法的身分に応じた適切な処遇の実施

- 受刑者に対する
矯正処遇の実施
- 未決拘禁者に対する
円滑な裁判の実施
- 被収容少年に対する
資質鑑別・矯正教育の実施

再犯防止・社会の安全

◎ 警備訓練の実施

矯正施設警備救援規程

【第1条】

この規程は、矯正施設における暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態に迅速かつ適切に対処するため、警備及び救援に関する基本事項を定めるものとする。

【第4条】

矯正管区の長は、次の各号に掲げる事項に関する計画を策定し、矯正局長の承認を得なければならない。
(3) 管区機動警備隊の隊員(以下「管機隊員」という。)に対する訓練

【第6条】

矯正管区の長は、第4条第1項第3号に掲げる事項により策定する計画に基づき、管機隊員に対する訓練を実施するものとする。

実際の訓練状況

仮設トイレ設置訓練



大型テント設置訓練



炊き出し訓練



救急法訓練



制圧訓練



物資搬送訓練



大規模災害の発生



実際の物資搬送状況



◎ 職員研修の実施

矯正職員の研修に関する訓令

【第1条】

この訓令は、矯正職員に対し、適正な研修及び訓練を行うことにより、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇の適正かつ効率的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させることを目的とする。

職員の研修制度



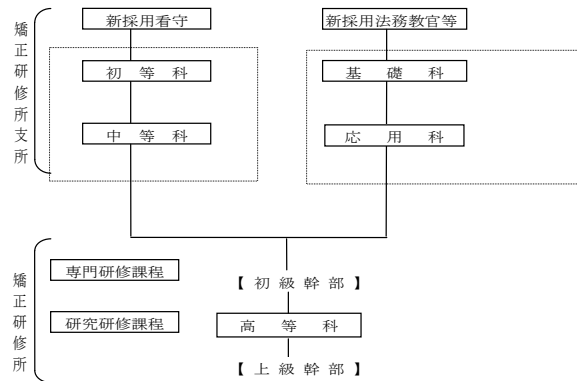
初任研修課程

任用研修課程

専門研修課程

研究研修課程

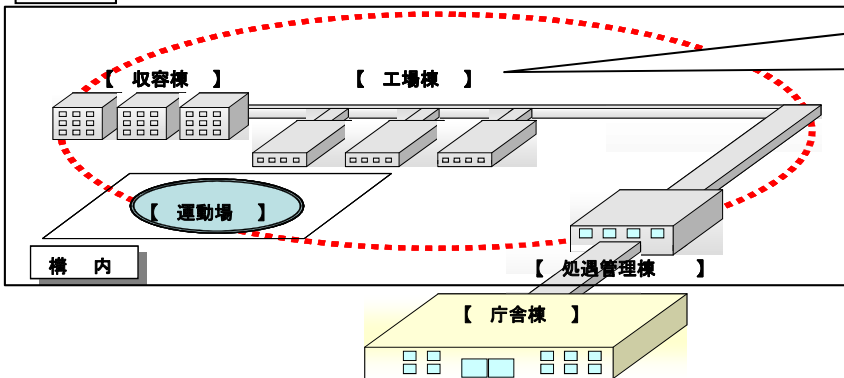
矯正研修課程体系



◎ 保安警備機器等の整備

構内多機能無線システムの更新整備

刑事施設



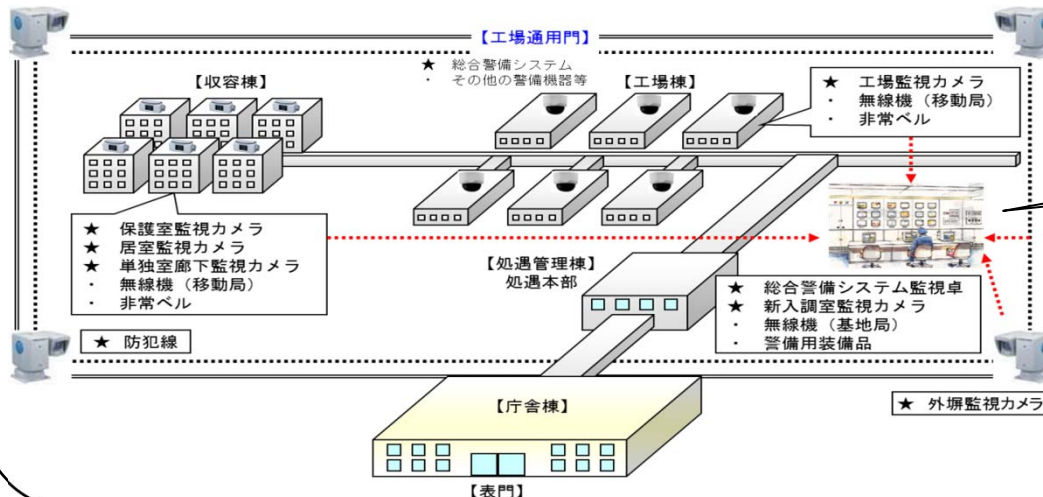
構内多機能無線システム

- ・緊急時を含め、収容区域内における不可欠な連絡手段
- ・同時に相互通信が可能
- ・軽量で機動性に優れ、工場、収容棟勤務者、夜勤者が携帯して使用

経年使用による劣化

更新が必要

総合警備システムの更新整備



総合警備システム

- ・施設警備力の強化
- ・職員の勤務負担の軽減

経年使用による劣化

更新が必要

平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	留置施設の維持管理に係る実費償還		担当部局庁	法務省矯正局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：－ 終了年度：未定		担当課室	総務課		総務課長 名執雅子		
会計区分	一般会計		政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 Ⅱ-5-(2)矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律(明治35年法律第11号)		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日 法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	5,804	5,679	5,399	5,296	-	
		補正予算	▲ 135	▲ 23	▲ 25			
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0			
		予備費等	0	▲ 124	0			
	計		5,669	5,532	5,374	5,296	-	
	執行額		5,444	5,389	5,283			
執行率 (%)		96.0%	97.4%	98.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	警察官署の留置施設に勾留され償還人員の対象となる被疑・被告人は検挙の動向や捜査上の必要性など他動的要因に左右されるものであり、定量的な成果を示すことはできない。 拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。		成果実績	—	—	—	—	
			目標値	—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	刑事施設に収容されるべき被疑・被告人が、各都道府県の警察官署に勾留され、収容に必要な経費を警察官署で支出した場合に実費を国が償還している。		活動実績	施設	52	52	52	—
			当初見込み	施設	52	52	52	52
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	償還人員1人1日当たりの実費弁償額(円/人日)		単位当たりコスト	円	1,556	1,576	1,596	1,650
			計算式	千円/人日	5,443,755/ 3,498,557	5,389,191/ 3,419,537	5,283,082/ 3,310,202	5,296,091/ 3,209,752
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	都道府県警察実費弁償金	5,296						
	計	5,296	0					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	法律に基づき各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	各都道府県警察本部が所轄の留置施設に収容された刑事被告人等の勾留人員を毎月集計して、各都道府県に所在する刑務所又は拘置所に所要額を請求し、各刑事施設において支出しているものである。拘置所等の刑事施設に収容することに代えて、警察官署の留置施設に勾留された者の収容業務に係る実費を償還するものであり、勾留者1人当たりの単価については毎年関係機関と協議するとともに、留置施設の勾留者の刑事施設への移送は執行指揮に基づき適時適切に受け入れている。 なお、平成25年度は、償還人員が予算人員を下回ったため、90,553千円の不用が生じた。				
	改善の方向性	留置施設勾留者の刑事施設への移送については執行指揮に基づき適時適切に受け入れることとし、勾留者1人当たりの実費償還の単価については、引き続き関係機関と協議して、適切な単価設定を図る。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	0040	平成24年	0043	平成25年	0031	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省（矯正局）
5,283百万円

〔「警察署内ノ留置場ニ拘禁又は留置セラルル物ノ費用ニ関スル法律」に基づき、都道府県警察に対して実費弁償するための予算を地方に配分〕



A. 矯正施設（52庁）
5,283百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕



B. 東京都ほか
5,283百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	5,283			
計		5,283	計		0
B.東京都			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	償還人員に基づく実費弁償金	694			
計		694	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	694	-	-
2	大阪府	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	449	-	-
3	埼玉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	364	-	-
4	神奈川県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	326	-	-
5	愛知県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	311	-	-
6	千葉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	242	-	-
7	福岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	220	-	-
8	兵庫県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	200	-	-
9	静岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	177	-	-
10	広島県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	138	-	-

留置施設の維持管理に係る実費償還

根拠法令 - ○警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律(明治35年法律第11号)

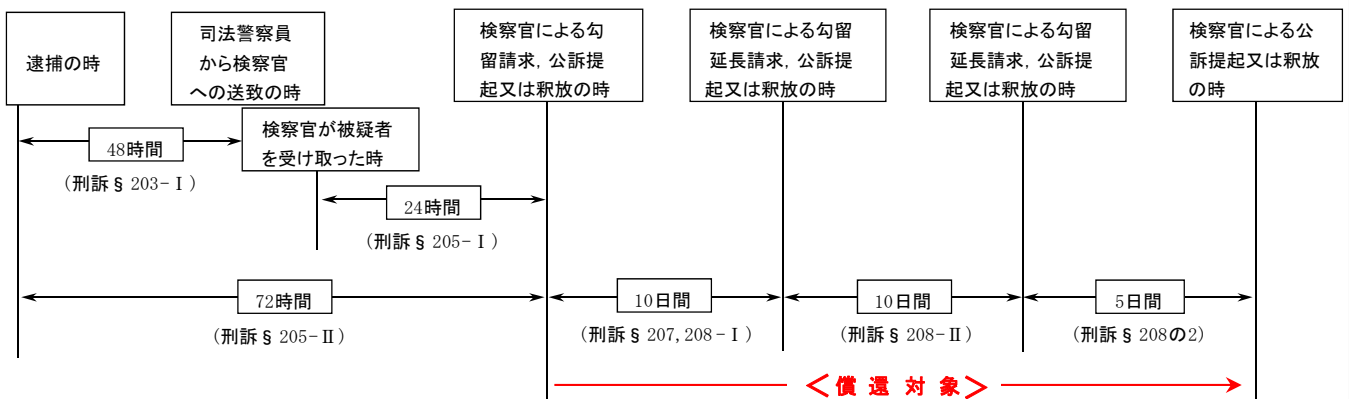
- ① 監獄則第一条ニ依リ警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ニ関スル費用ハ総テ警察費ヲ以テ之ヲ支弁ス
- ② 但シ其ノ費額ニシテ北海道地方費及府県ノ負担ニ属スル部分ハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

【内容】

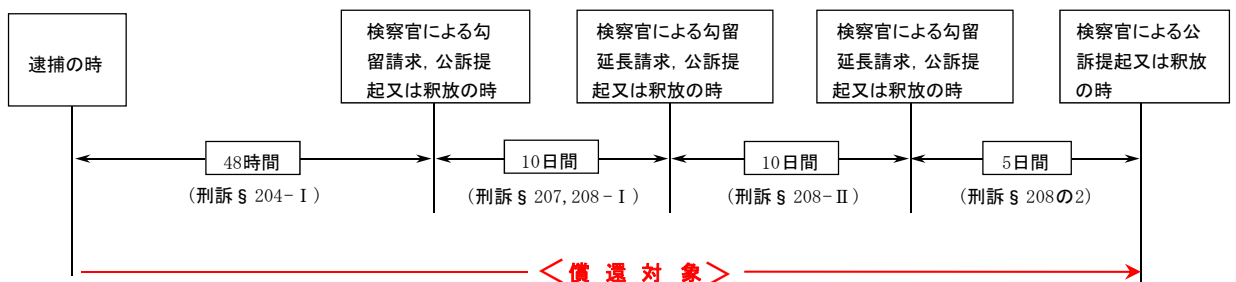
拘置所等の刑事施設に收容されるべき被疑者・被告人が各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の收容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還するものである。⇒**都道府県警察実費弁償金**

逮捕後の手続

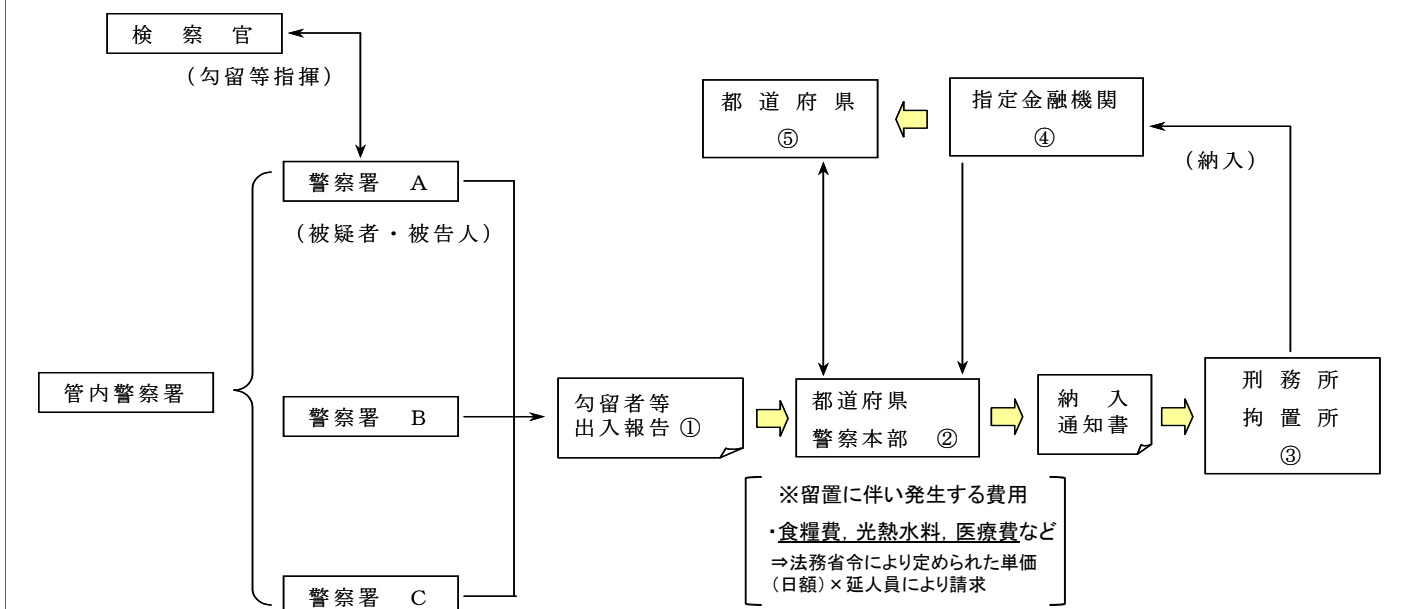
1 司法巡查又は司法警察員による逮捕の場合(刑訴 § 203-I, 211, 216)



2 検察官による逮捕の場合(刑訴 § 204-I, 211, 216)



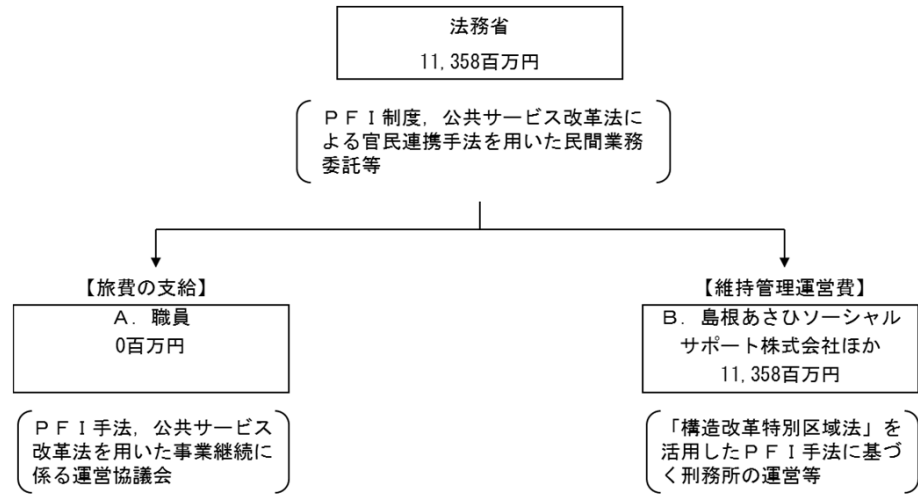
償還事務の流れ



平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	PFI刑務所の運営		担当部局庁	法務省矯正局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成17年度 終了年度：平成37年度		担当課室	総務課		総務課長 名執雅子		
会計区分	一般会計		政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 II-5-(3)矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第48条第1項		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事施設の過剰収容と職員の過重負担の緩和を旨とし、新たな刑事施設の整備をする必要が生じたため、行政コスト削減や国民にかかれた刑事施設の運営を旨とし、PFI手法を活用した官民協働による刑事施設の運営を行うことを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、美祢社会復帰促進センター(平成19年4月運営開始、事業期間20年)、島根あさひ社会復帰促進センター(平成20年10月運営開始、事業期間20年)を整備した。 また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター(いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年)の運営を開始した。 なお、これらの契約は国庫債務負担行為で長期契約を実施している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	10,912	11,419	11,419	11,699	-	
		前年度から繰越し	0	0	▲15			
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0			
		計	10,912	11,419	11,404	11,699	-	
		執行額	10,912	11,368	11,358			
		執行率(%)	100.0%	99.6%	99.6%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)	
	民間のノウハウを活用し、受刑者が社会復帰後の就労に役立つ知識・技能を習得するための職業訓練を実施するとともに、資格取得を実現させる(資格取得試験受験者数)。 なお、国は、民間事業者に対し、全受刑者に職業訓練の受講機会を付与することを要求水準に定めているところ、職業訓練の実施種目等については、民間事業者の企画立案に委ねており、委託内容について、国が目標値を設定することにはなじまない。		成果実績	人	1,611	1,460	1,523	
			目標値	人	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	PFI手法を活用した官民協働による刑事施設の運営を図っている。		活動実績	施設	4	4	4	-
			当初見込み	施設	4	4	4	4
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	事業期間15年から20年の長期継続事業であり、民間のノウハウを活用した改善指導、矯正教育、職業訓練等を実施しているものであることから、個別の業務についてコスト分析することは困難である。		単位当たりコスト	-	-	-	-	
			計算式	-	-	-	-	
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	0.3						
	公共施設等維持管理運営費	11,699						
	計	11,699	0					

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	構造改革特別区域制度を活用して刑務所運営を実施している。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	契約に基づき、国庫債務負担行為を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	他に例のない事業である。 民間による刑務所運営は、要求水準を満たすことで適正に行われている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	<p>民間の資金・ノウハウ等を活用した、いわゆるPFI手法により刑事施設の維持管理・運営事業を実施しているPFI施設については、それぞれ運営開始から6年ないしは7年経過したところであるが、おおむね円滑に運営されている。</p> <p>これらのPFI手法を活用した刑事施設においては、教育プログラムでは、反犯罪性思考プログラムなどの心理療法を採り入れた教育を実施しているほか、職業訓練においては、各種技術・資格の取得等を実施しているなど、民間のノウハウを活用することによって国費の節減だけでなく多様な矯正処遇を実施することが可能となっている。</p> <p>なお、平成24年度から、事業費の一部となる食糧費について、収容定員の8割を下回った場合、その下回った分の食糧費を事業費から減額することとし、収容人員に応じた経費支払いの節減に努めている。</p>				
	改善の方向性	引き続き民間の資金・ノウハウ等を活用した刑事施設の維持管理・運営事業を円滑に運営する。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0042	平成24年	0045	平成25年	0033

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.職員A			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.島根あさひソーシャルサポート株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	PFI手法に基づく刑務所の運営等	3,929			
計		3,929	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	官民協働推進協議会の開催	0.05	-	-
2	職員B	官民協働推進協議会の開催	0.05	-	-
3	職員C	官民協働推進協議会の開催	0.05	-	-
4	職員D	官民協働推進協議会の開催	0.04	-	-
5	職員E	官民協働推進協議会の開催	0.04	-	-
6	職員F	官民協働推進協議会の開催	0.04	-	-
7	職員G	官民協働推進協議会の開催	0.03	-	-
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	島根あさひソーシャルサポート株式会社 (平成18年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	「構造改革特別区域法」を活用したPFI手法に基づく刑務所の運営	3,929	-	-
2	社会復帰サポート美祢株式会社 (平成17年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	「構造改革特別区域法」を活用したPFI手法に基づく刑務所の運営	2,865	-	-
3	社会復帰サポート喜連川株式会社 (平成19年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	「構造改革特別区域法」を活用したPFI手法に基づく刑務所の運営	2,656	-	-
4	播磨ソーシャルサポート株式会社 (平成19年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	「構造改革特別区域法」を活用したPFI手法に基づく刑務所の運営	1,908	-	-
5					
6					
7					
8					
9					
10					

PFI刑務所の運営

美祿社会復帰促進センター

(山口県美祿市, 収容定員1,300人)



事業者

美祿セコムグループ

セコム, 清水建設, 竹中工務店, 新日本製鐵, 日立製作所, 小学館プロダクション, ニチイ学館, U F J 銀行 ほか

収容対象

犯罪傾向の進んでいない受刑者

事業概要

男子500名, 女子800名

施設整備, 維持管理, 運営を実施

事業期間: 20年間

スケジュール

平成17年6月 事業契約締結
平成19年4月 運営開始

経費節減効果

国債限度額 約565億円 ▶ 契約金額 約517億円 **約8.5%節減**

島根あさひ社会復帰促進センター

(島根県浜田市, 収容定員2,000人)



事業者

島根あさひ大林組・ALSOKグループ

大林組, 総合警備保障, 日本電気, 丸紅, グリーンハウス, ピーエイチピー研究所, みずほコーポレート銀行 ほか

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

施設整備, 維持管理, 運営を実施

事業期間: 20年間

スケジュール

平成18年10月 事業契約締結
平成20年10月 運営開始

経費節減効果

国債限度額 約1,026億円 ▶ 契約金額 約922億円 **約10.1%節減**

喜連川社会復帰促進センター

(栃木県さくら市, 収容定員2,000人)



事業者

喜連川セコムグループ

セコム, 三井物産, 東京美装興業, 小学館プロダクション ほか

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

維持管理・運営に特化(施設整備は国が実施)

事業期間: 15年間

スケジュール

平成19年 6月 事業契約締結
平成19年10月 運営開始

経費節減効果

国債限度額 約401億円 ▶ 契約金額 約387億円 **約3.4%節減**

播磨社会復帰促進センター

(兵庫県加古川市, 収容定員1,000人)



事業者

播磨大林・ALSOKグループ

大林ファシリティーズ, 総合警備保障, 東レ, 合人社計画研究所, ピーエイチピー研究所, コクヨマーケティング ほか

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

維持管理・運営に特化(施設整備は国が実施)

事業期間: 15年間

運営開始

平成19年 5月 事業契約締結
平成19年10月 運営開始

経費節減効果

国債限度額 約253億円 ▶ 契約金額 約247億円 **約2.3%節減**

PFI刑務所における事務の委託範囲

公権力の行使を伴う業務

(権力性が強く委託になじまない業務)

実力行使

・ 武器・戒具の使用ほか

権利制限

・ 懲罰の賦課ほか

受刑者の処遇

・ 仮釈放の申請

・ 刑務作業の賦課ほか

権力性強

PFI事業の範囲

(特区で委託可能となる業務)

施設の警備

収容監視

職業訓練

信書の検査の補助

領置物の保管

健康診断

権力性弱

総務系の事務

食事の提供

自動車運転

洗濯

庁舎等警備

清掃

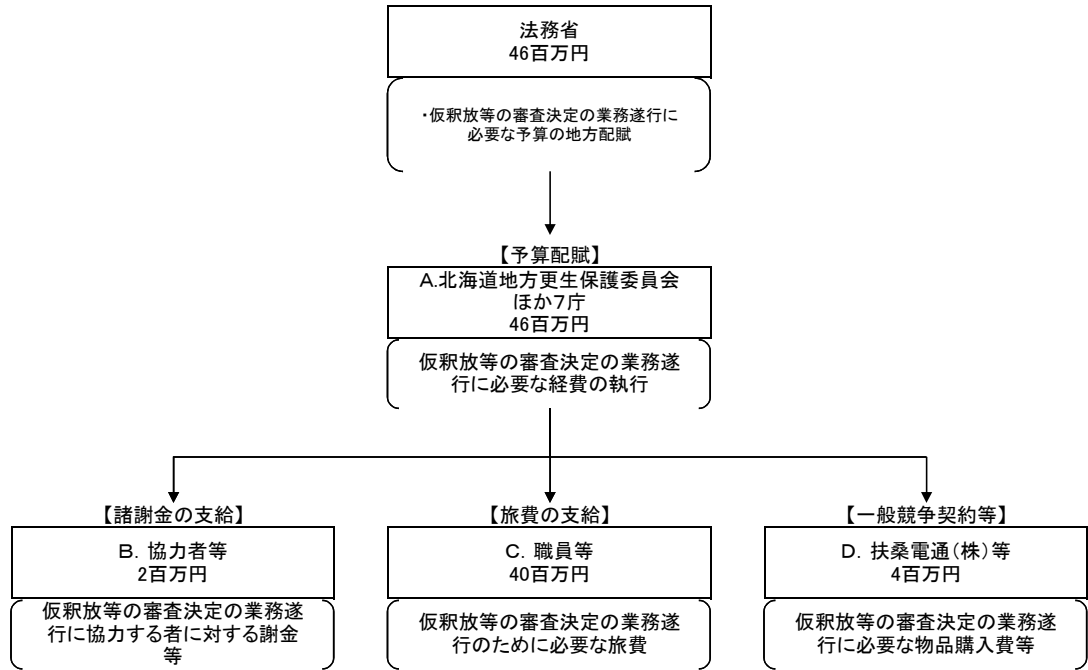
窓口受付

非権力的業務
(契約により委託可能な業務)

平成26年行政事業レビューシート (法務省)							
事業名	仮釈放等の審査決定	担当部局庁	保護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始：－ 終了：未定	担当課室	観察課	観察課長 吉田 研一郎			
会計区分	一般会計	政策・施策名	更生保護活動の適切な実施 Ⅱ-6-(1)保護観察対象者等の改善更生等				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第16条第1号ほか	関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	仮釈放等審査等を実施し、矯正施設被收容者の改善更生・再犯防止を図ることなどを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	矯正施設被收容者に対し、適正かつ適切な仮釈放等審査等を実施して、その収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより、矯正施設被收容者の円滑な社会復帰と改善更生を促進し、再犯防止を図るものであり、仮釈放等の期間中は保護観察に付され、その経過に応じ仮釈放の取消し等の措置がとられる。 なお、地方更生保護委員会委員により矯正施設被收容者との面接が行われ、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等がなされている。また、審理等において必要があると認めるときは、同委員又は同委員会事務局保護観察官による矯正施設被收容者との面接等の調査を実施している。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	73	71	68	71	-
		補正予算	0	0	0	0	
		前年度から繰越し	4	0	0	0	
		翌年度へ繰越し	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0	
	計	77	71	68	71	-	
	執行額	65	50	46			
執行率(%)	84.4%	70.4%	67.6%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	出所者の刑事施設への再入所率(出所年から2年以内) (対前年比減を目標) ※25年の再入所率は、平成24年に釈放された者が25年までに再入所した率を指す ※達成度＝目標値/成果実績	成果実績	%	19.2	19.4	18.5 (速報値)	
		目標値	%	19.9	19.1	19.3	18.4
		達成度	%	103.6	98.5	103.8	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	①仮釈放等審査最終人員 ②仮釈放の取消等の審査最終人員	活動実績	人	①19,818 ②2,142	①19,624 ②2,159	①19,196 ②1,980 (速報値)	-
		当初見込み	人	①19,264 ②2,021	①19,154 ②2,052	①19,340 ②2,103	①18,947 ②1,925
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	執行額÷審査最終人員(仮釈放等審査最終人員+仮釈放の取消等の最終人員)	単位当たりコスト	円	2,960	2,296	2,172	3,402
		計算式	執行額/人員	65百万円/21,960人	50百万円/21,783人	46百万円/21,176人	71百万円/20,872人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	6					
	更生保護業務旅費	56					
	参考人等旅費	0.1					
	更生保護業務庁費	9					
	計	71	0				

事業所管部局による点検・改善														
	項目	評価	評価に関する説明											
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、法律に基づき国が実施すべきものであり、かつ優先度が高い事業である。											
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○												
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を実施することにより、競争性の確保やコスト削減に努めている。 費目・使途については、本事業の目的に即したものに限定されている。 取扱事件数の減少が主な不用理由である。											
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—												
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○												
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	成果目標に対して着実に向上しており、活動実績は、見込みにあっている。 審理等の結果を保護観察処遇等に活用している。											
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—												
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名								
点検・改善結果	点検結果	本事業は、矯正施設被収容者の改善更生及び再犯防止を図るため極めて重要な事業であり、関係機関・団体との連携を図りつつ実施しているところである。なお、旅費の執行に当たってICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用することにより、執行額の削減が図られている。												
	改善の方向性	本事業については、職員の出張頻度等について、更に精査し、見直しを図る。また、引き続き競争性の確保やコスト削減に努め、一層の経費縮減を図るよう努める。												
外部有識者の所見														
行政事業レビュー推進チームの所見														
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況														
備考														
関連する過去のレビューシートの事業番号														
平成23年	0047	平成24年	0052	平成25年	0039									

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかについて補足する)
 (単位:百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配賦	46			
計		46	計		0
B.個人A			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.職員A			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.扶桑電通(株)			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品費	モバイルパソコン購入費	1			
計		1	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.3		
2	個人B	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.2		
3	個人C	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.2		
4	個人D	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.2		
5	個人E	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		
6	個人F	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		
7	個人G	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		
8	個人H	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		
9	個人I	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		
10	個人J	仮釈放等審査決定の協力者に対する謝金	0.1		

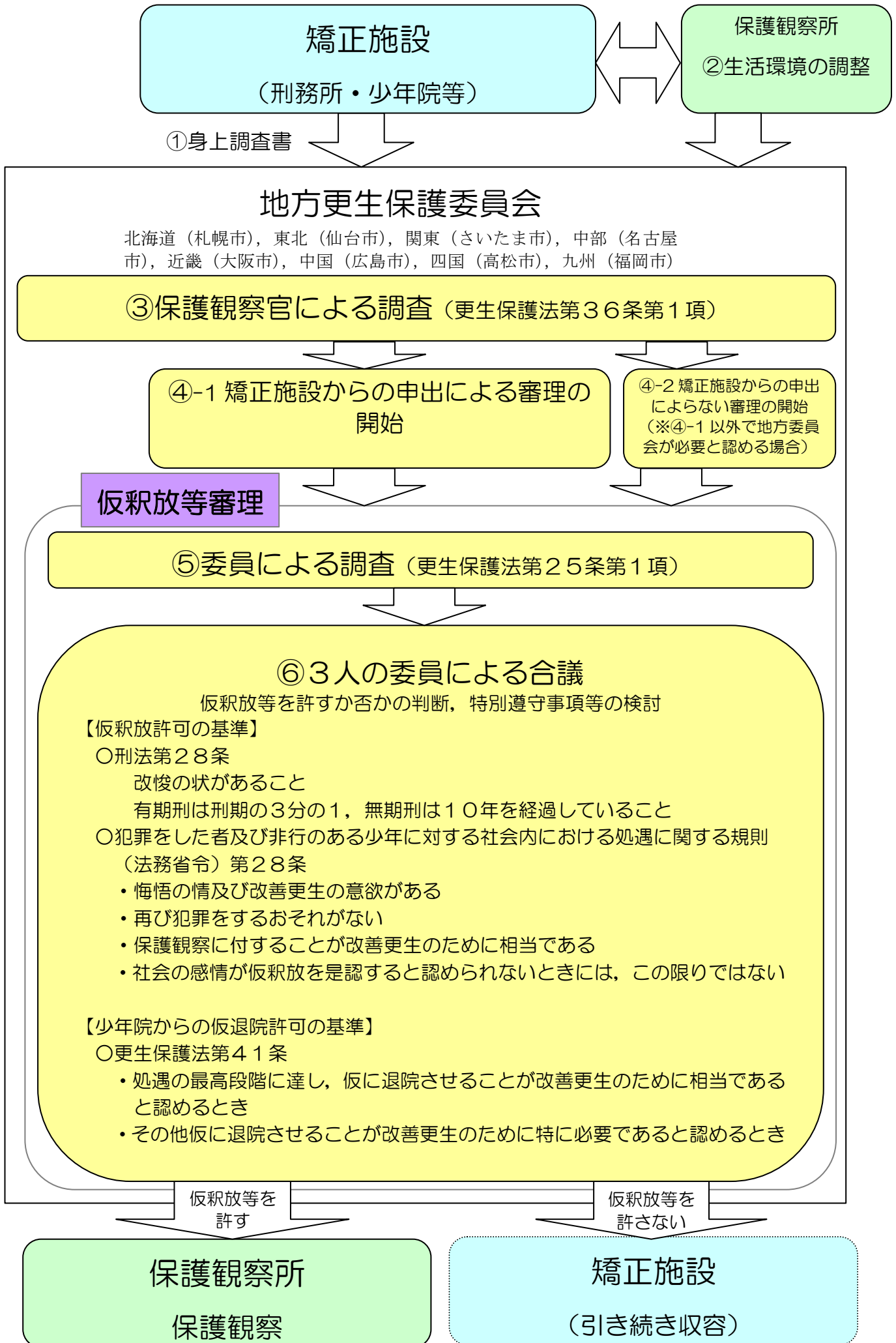
C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
2	職員B	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
3	職員C	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
4	職員D	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
5	職員E	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
6	職員F	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
7	職員G	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
8	職員H	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
9	職員I	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
10	職員J	仮釈放等の審査決定の業務遂行のために必要な旅費	0.0		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	扶桑電通(株)	モバイルパソコン購入費	1	5	86.2%
2	(資)野田屋電気	LAN配線工事費	0.3	随意契約	
3	東芝テック(株)	モバイルパソコン購入費	0.2	随意契約	
4	リコージャパン(株)	プリンタ購入費	0.2	随意契約	
5	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	携帯電話料	0.2	随意契約	
6	(株)信用堂	印刷製本費	0.2	随意契約	
7	(株)日興商会	印刷製本費	0.1	随意契約	
8	(株)篠田商会	備品購入費	0.1	随意契約	
9	松本事務機(株)	備品購入費	0.1	随意契約	
10	(株)トヨシマビジネスシステム	備品購入費	0.1	随意契約	

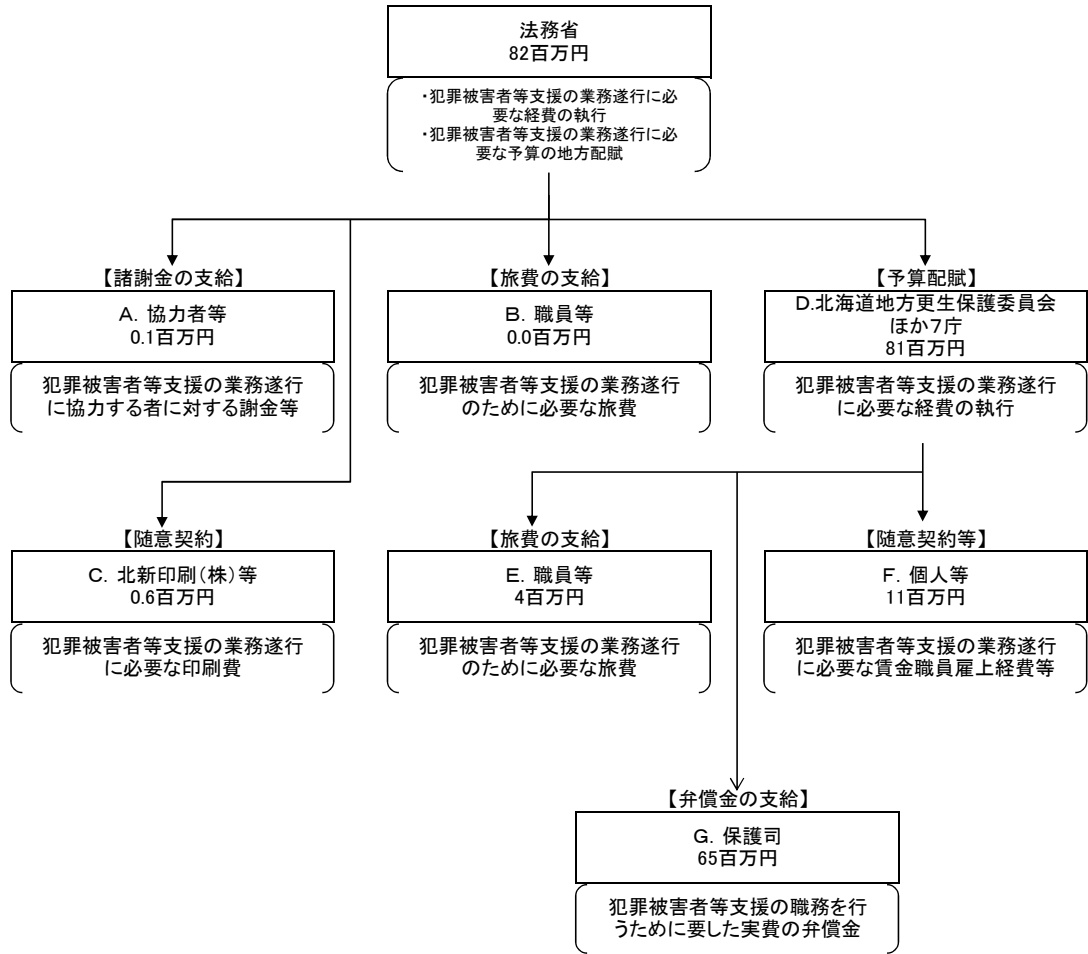
仮釈放等の手続の流れ



平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	犯罪被害者等の支援		担当部局庁	保護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成19年度 ・ 終了：未定		担当課室	総務課	恩赦管理官 川崎 幸雄			
会計区分	一般会計		政策・施策名	更生保護活動の適切な実施 Ⅱ-6-(1)保護観察対象者等の改善更生等				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第38条ほか		関係する計画、通知等	「犯罪被害者等基本計画」等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	更生保護において、犯罪被害者等に十分な配慮をし、その負担の軽減を図るとともに、仮釈放等審理及び保護観察のより一層の適正化を図るため、犯罪被害者等施策を実施することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	犯罪被害者等の希望に応じて、①仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、②犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、③加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への通知及び④犯罪被害者等に対する相談・支援を行うもの。 なお、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画等に基づき、更生保護官署における犯罪被害者等施策は、平成19年12月から実施されている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	103	94	90	83	-	
		補正予算	0	0	0	0	-	
		前年度から繰越し	0	0	0	0	-	
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	-	
		予備費等	0	0	0	0	-	
	計		103	94	90	83	-	
	執行額		86	81	82	-	-	
執行率(%)		83.5%	86.2%	91.1%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(成果目標) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知		成果実績	件	1,369	1,244	1,477	-
	(成果指標) 犯罪被害者等に対する相談・支援件数		目標値	件	-	-	-	1,550
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	①仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取②犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達③加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への通知④犯罪被害者等に対する相談・支援上記各施策実施件数の合計。		活動実績	件	9,692	10,203	11,300	-
			当初見込み	件	8,413	9,491	9,570	11,373
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	執行額(百万円)÷取扱い件数		単位当たりコスト	円	8,873	7,939	7,257	7,298
			計算式	/	86百万円/9,692件	81百万円/10,203件	82百万円/11,300件	83百万円/11,373件
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.2						
	職員旅費	0.2						
	更生保護業務旅費	5						
	庁費	1						
	更生保護業務庁費	12						
	保護司実費弁償金	64						
計	83	0						

事業所管部局による点検・改善														
	項目	評価	評価に関する説明											
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、法律に基づき国が実施すべきものであり、かつ優先度が高い事業である。											
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○												
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	費目・使途については、本事業の目的に即したものに限定されている。											
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—												
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○												
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	当初見込みに見合った活動実績となっている。協議会を開催する等して活動内容の共有化を図っている。											
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○												
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名								
点検・改善結果	点検結果	本事業は、更生保護に関する手続きにおいて犯罪被害者等の希望に配慮しつつ、仮釈放審理及び保護観察の適正化を図るため、極めて重要なものであり、被害者等の意向に配慮しつつ適切な運用に努めている。なお、旅費の執行に当たって旅費マニュアルを適切に運用すること等により、執行額の削減が図られている。												
	改善の方向性	本事業については、職員の出張頻度や物品の調達数量等について、更に精査し、見直しを図る。												
外部有識者の所見														
行政事業レビュー推進チームの所見														
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況														
備考														
関連する過去のレビューシートの事業番号														
平成23年	0049	平成24年	0054	平成25年	0041									

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

A.公益社団法人被害者支援都民センター			E.職員A		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.職員A			F.個人A		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
			賃金	賃金雇上経費	2
計		0	計		2
C.北新印刷(株)			G.保護司A		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配賦	81			
計		81	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人被害者支援都民センター	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
2	個人A	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
3	特定非営利活動法人 いのちのミュージアム 代表理事 鈴木共子	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
4	麹町税務署	所得税の納付	0.0		
5	個人B	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
6	個人C	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
7	個人D	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
8	個人E	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
9	個人F	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		
10	個人G	犯罪被害者等支援の協力者に対する謝金	0.0		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北新印刷(株)	パンフレットの印刷費	0.3	随意契約	
2	ヨシダ印刷(株)東京支店	リーフレットの印刷費	0.2	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
2	職員B	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
3	職員C	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
4	職員D	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
5	職員E	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
6	職員F	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
7	職員G	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
8	職員H	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
9	職員I	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		
10	職員J	犯罪被害者等支援の業務遂行のために必要な旅費	0.0		

F.

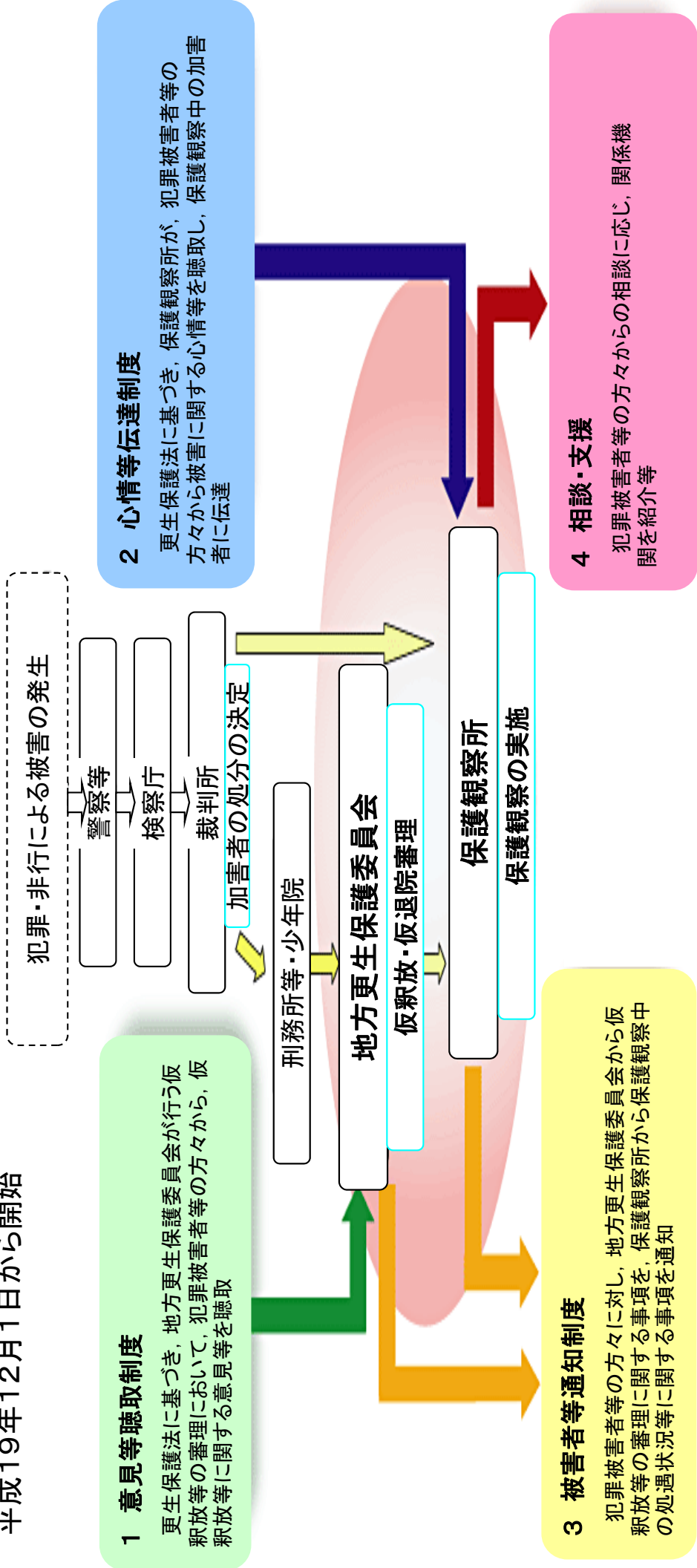
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	賃金職員の雇上経費	2		
2	個人B	賃金職員の雇上経費	2		
3	個人C	賃金職員の雇上経費	1		
4	個人D	賃金職員の雇上経費	1		
5	個人E	賃金職員の雇上経費	1		
6	個人F	賃金職員の雇上経費	1		
7	個人G	賃金職員の雇上経費	1		
8	個人H	賃金職員の雇上経費	1		
9	(有)マルクニ	執務整備備品購入費	0.2		
10	北海道労働局	労働保険料	0.0		

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	保護司A	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
2	保護司B	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
3	保護司C	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
4	保護司D	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
5	保護司E	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
6	保護司F	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
7	保護司G	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
8	保護司H	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
9	保護司I	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		
10	保護司J	犯罪被害者等支援の職務を行うために要した実費の弁償金	0.0		

更生保護における犯罪被害者等施策

更生保護官署においては、犯罪被害者等基本計画(平成17年12月閣議決定)に基づき、犯罪被害者等施策を、平成19年12月1日から開始



1 意見等聴取制度

更生保護法に基づき、地方更生保護委員会が行う仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の方々から、仮釈放等に関する意見等を聴取

2 心情等伝達制度

更生保護法に基づき、保護観察所が、犯罪被害者等の方々から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達

3 被害者等通知制度

犯罪被害者等の方々に対し、地方更生保護委員会から仮釈放等の審理に関する事項を、保護観察所から保護観察中の処遇状況等に関する事項を通知

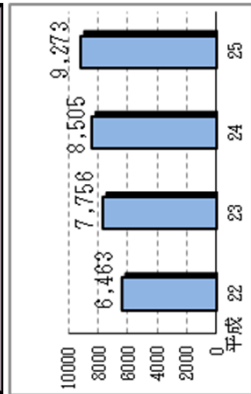
4 相談・支援

犯罪被害者等の方々からの相談に応じ、関係機関を紹介等

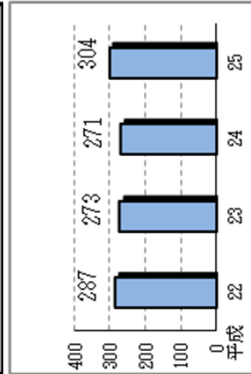
各施策の件数推移

(※件数は暦年で算出している)

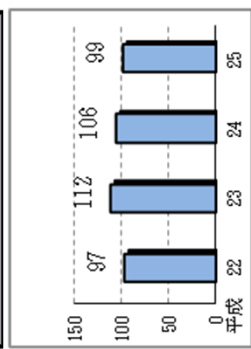
被害者等通知件数



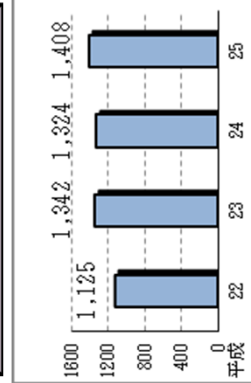
意見等聴取件数



心情等伝達件数



相談・支援件数



実施体制

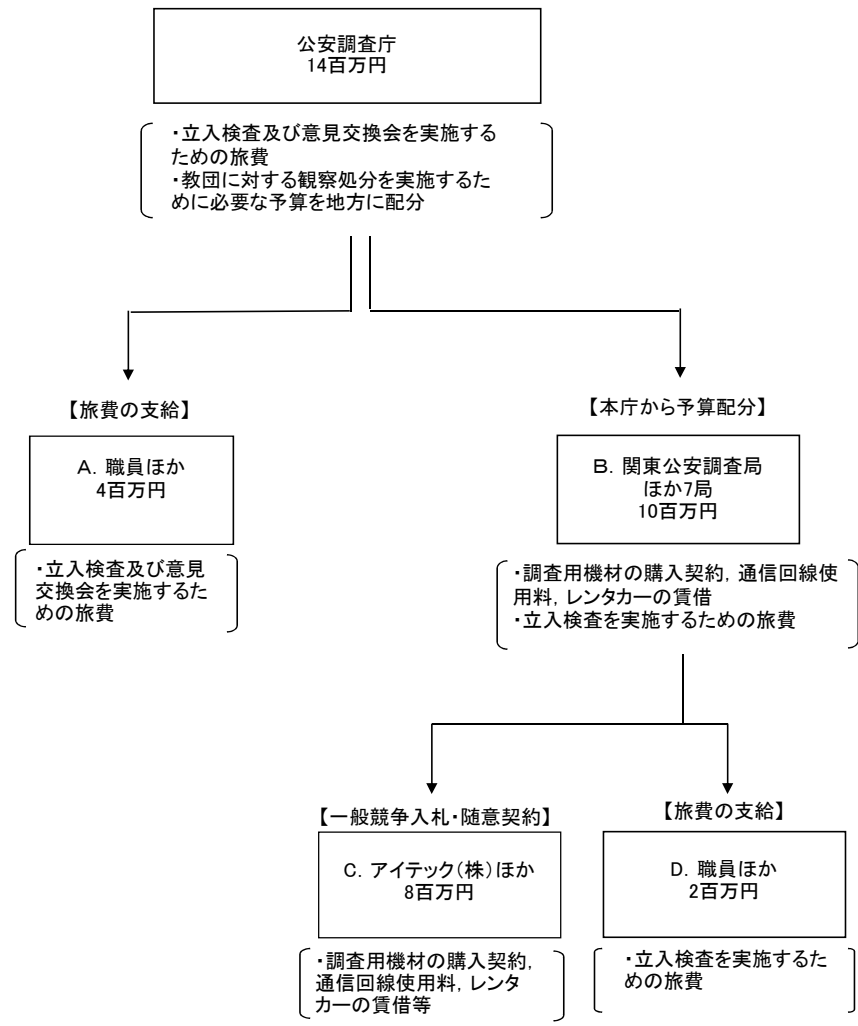
全国に50庁ある保護観察所に、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置

被害者担当官及び被害者担当保護司は保護観察及び生活環境調整を担当しない

平成26年行政事業レビューシート (法務省)									
事業名	オウム真理教に対する観察処分の実施		担当部局庁	公安調査庁		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成11年度 終了年度：未定		担当課室	総務部総務課		総務課長 山西 宏紀			
会計区分	一般会計		政策・施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 II-7-(1)破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 第5条, 第7条, 第32条		関係する計画、通知等	「世界一安全な日本」創造戦略					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	オウム真理教(以下、「教団」という。)に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保を図ることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を全国的かつ組織的に展開するほか、教団の活動に関する一定の事項について報告させることに加え、必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位：百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	15	11	14	20	—		
		補正予算	0	0	0	—	—		
		前年度から繰越し	0	0	0	—	—		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	—	—		
		予備費等	0	0	0	—	—		
		計	15	11	14	20	—		
	執行額		15	11	14	—	—		
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	教団の活動状況を明らかにし、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。 ※成果実績は別紙イのとおり ※目標値を「—」とした理由は別紙ロのとおり			成果実績	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	—	
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	教団の活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数及び施設数) ※当初見込みを「—」とした理由は別紙ハのとおり			活動実績	回 (施設)	16 (61)	17 (47)	20 (27)	—
				当初見込み	—	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(所要日数) (所要日数を過去5年間の平均所要日数より短縮)			活動実績	日	21.0	20.9	23.2	—
				当初見込み	日	36.5	33.2	26.2	23.1
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本件事業は、成果実績等を定量的に示すことが困難であるほか、教団の活動状況を明らかにするための立入検査は、「特に必要があると認められるとき」に行うものであり、その回数の多少を評価すべき性質のものではないことなどから、コスト分析を行うことが困難である。			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	/	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	(目)団体等調査旅費	8	—						
	(目)団体等調査業務庁費	12	—						
	計	20	0						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・国家の安全や国民の基本的な人権に密接に関連する業務については、国家・政府の責任において監督・実施すべきものであり、地方自治体への移管や民営化に馴染まない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、観察処分を適正かつ厳格に実施することは、優先度が高い事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・物品等の調達に当たっては、公告期間や仕様の見直しにより広く応札者を募るなどして、競争性を確保するとともに、会計法令に従い、適正な手続により支出先を選定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	・一括調達、一括契約を推進するなどしてコストの削減に取り組んでいる。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	・費目・用途については、事業目的を達成するために必要なものに限定して執行を行っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・立入検査によって、公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することが可能となり、教団組織の活動状況及び危険性を明らかにするためのより効果的な手段となっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	・観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態を解明し、その結果については、関係地方公共団体の長からの請求に対して可能な限り迅速に提供するなど、十分に活用されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	上記のとおり、事業の効率性及び有効性についてはおおむね評価できるものとする。				
	改善の方向性	物品等の調達については、過去の調達実績、市場動向、類似調達事例等や使用実態を踏まえ、単価・数量を適切に設定するなど、適宜仕様の見直し等を行うとともに、一括調達、一括契約を推進するなどしてコストの削減に取り組んでいるところ、引き続き、同取組を推進することにより、より一層のコスト削減に努める。 旅費については、出張に際し、各種割引制度に関する情報を積極的に収集し、最大限の利用を図っているところ、引き続き、職員に対して周知徹底を図ることにより、出張旅費の削減に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0070	平成24年	0077	平成25年	0047

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて補
 足する)
 (単位:百万円)



A.職員			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
内国旅費	立入検査旅費	0.5			
計		0.5	計		0
B.関東公安調査局ほか7局			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	各会計機関への予算配分	10			
計		10	計		0
C.アイテック株式会社			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
物品購入費	調査用機材購入	3			
計		3	計		0
D.職員			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
内国旅費	立入検査旅費	0.1			
計		0.1	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	立入検査旅費	0.5	—	—
2	名鉄観光サービス株式会社	意見交換会旅費	0.3	公募	—
3	職員B	立入検査旅費	0.3	—	—
4	職員C	立入検査旅費	0.3	—	—
5	職員D	立入検査旅費	0.3	—	—
6	職員E	立入検査旅費	0.3	—	—
7	職員F	立入検査旅費	0.2	—	—
8	職員G	立入検査旅費	0.2	—	—
9	職員H	立入検査旅費	0.1	—	—
10	職員I	立入検査旅費	0.1	—	—

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アイテック株式会社(一般競争入札)	物品購入(調査用機材)	3	2	77.5%
2	株式会社永山(一般競争入札)	物品購入(調査用機材)	2	7	81.8%
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(少額随契)	通信回線使用料	1	随意契約	—
4	ニッポンレンタカーサービス株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.6	随意契約	—
5	ニッポンレンタカー関西株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.2	随意契約	—
6	東日本電信電話株式会社(少額随契)	通信回線使用料	0.2	随意契約	—
7	トヨタローラ名古屋株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.1	随意契約	—
8	西日本電信電話株式会社(少額随契)	通信回線使用料	0.1	随意契約	—
9	株式会社トヨタレンタリース福岡(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.1	随意契約	—
10	株式会社日産カーレンタルソリューション(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.1	随意契約	—

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員J	立入検査旅費	0.1	—	—
2	職員K	立入検査旅費	0.1	—	—
3	職員L	立入検査旅費	0.1	—	—
4	職員M	立入検査旅費	0.1	—	—
5	職員N	立入検査旅費	0.1	—	—
6	四国旅客鉄道株式会社	立入検査旅費	0.1	公募	—
7	職員O	立入検査旅費	0.1	—	—
8	職員P	立入検査旅費	0.1	—	—
9	職員Q	立入検査旅費	0.1	—	—
10	職員R	立入検査旅費	0.1	—	—

イ 成果実績(アウトカム)

立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、観察処分を適正かつ厳格に実施することができた。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するものであった。

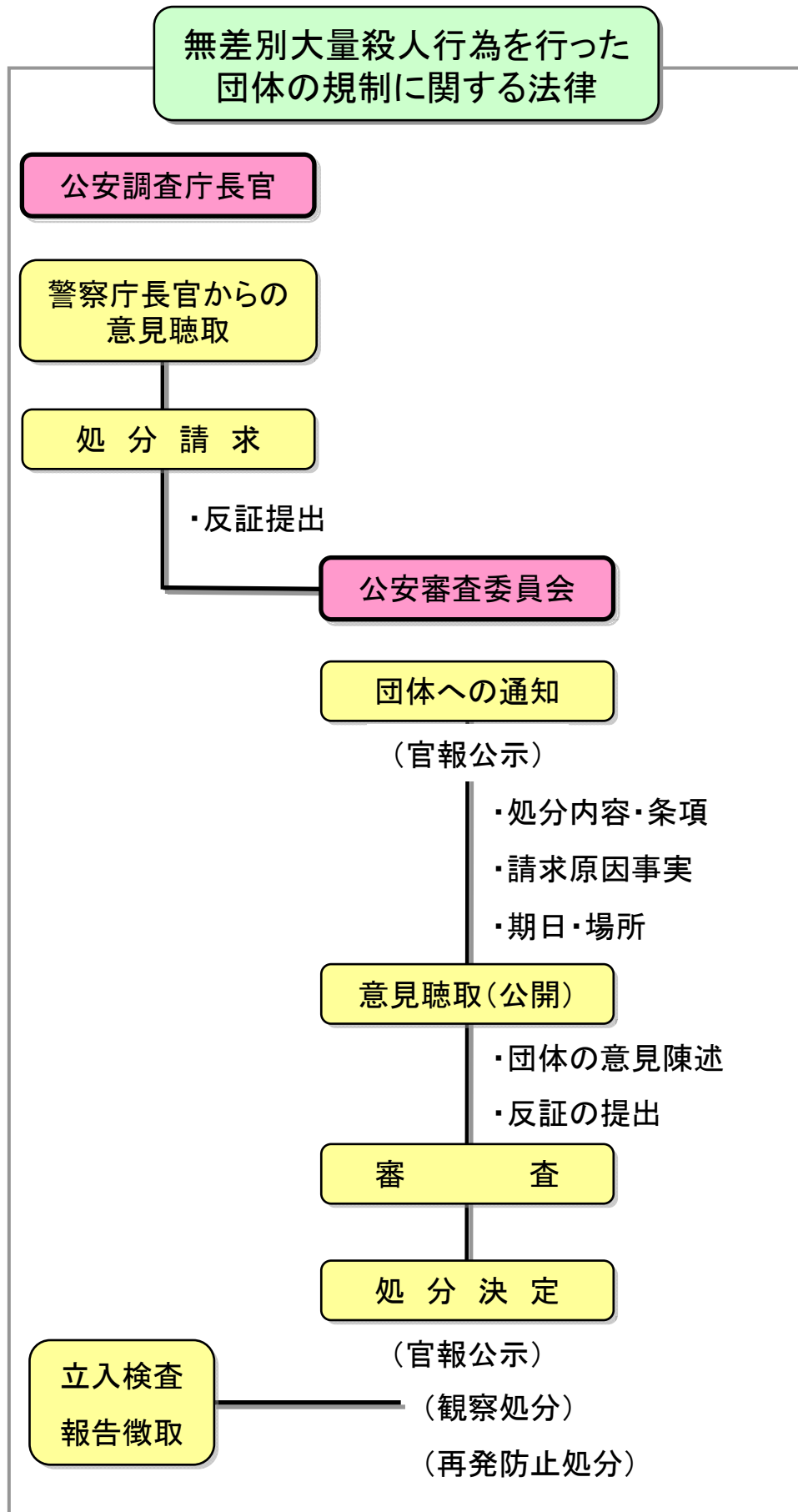
ロ 定量的な指標が示せない理由(目標値を「－」としたことについて)

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施し、教団の活動実態の把握に努めるとともに、関係地方公共団体に対して必要な情報を可能な限り提供しているところ、国民及び地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するという目的をどの程度達成できたかについて、定量的に示すことは困難である。

ハ 定量的な指標が示せない理由(当初見込みを「－」としたことについて)

「教団施設に対する立入検査の実施回数」を活動指標として目標値とすることも考えられるが、そもそも立入検査は、「特に必要があると認められるとき」に行うものであって、回数 of 多少を評価すべき性質のものではないことから、目標値として設定することは適当ではない。

オウム真理教に対する観察処分の実施
(事業番号0037)



【 補 足 資 料 一 覧 】

- 調査結果の提供状況（平成25年度）
- 国会報告（抜粋）
- オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定の概要等
- 当庁刊行物「内外情勢の回顧と展望（平成26年1月）」
- 広報パンフレット

平成25年度 調査結果の提供状況

回数	年月日	提供先	提供内容の概要
1	平成25年4月19日	甲賀市長	当該団体提出の第53回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
2	平成25年5月15日	滋賀県知事	当該団体提出の第53回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
3	平成25年5月20日	京都市長	当該団体提出の第53回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
4	平成25年6月20日	越谷市長	当該団体提出の第54回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
5	平成25年6月20日	大阪市長	大阪施設及び生野施設、当該団体提出の第54回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
6	平成25年6月27日	滋賀県知事	甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第54回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
7	平成25年6月27日	甲賀市長	甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第54回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
8	平成25年7月3日	埼玉県知事	八潮大瀬施設、当該団体提出の第53回及び第54回報告書に関する調査結果
9	平成25年7月11日	名古屋市長	当該団体提出の第54回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
10	平成25年7月24日	豊明市長	豊明施設、当該団体提出の第54回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
11	平成25年7月30日	湖南市長	当該団体提出の第53回及び第54回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
12	平成25年8月21日	八潮市長	八潮大瀬施設、当該団体提出の第53回及び第54回及び第55回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
13	平成25年8月21日	湖南市長	甲西施設及び水口施設に関する調査結果
14	平成25年8月29日	越谷市	北越谷施設に関する調査結果
15	平成25年9月18日	世田谷区長	南烏山施設、当該団体提出の第53回及び第54回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
16			当該団体提出の第55回報告書
17	平成25年10月8日	京都市長	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
18	平成25年10月10日	東京都知事	足立入谷施設、保木間施設、新保木間施設、西荻施設、練馬施設及び南烏山施設、当該団体提出の第55回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
19	平成25年10月18日	埼玉県知事	北越谷施設及び当該団体提出の第55回報告書に関する調査結果
20	平成25年10月21日	甲賀市長	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
21	平成25年10月21日	越谷市長	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
22	平成25年10月23日	名古屋市長	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
23	平成25年10月23日	滋賀県知事	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	年月日	提供先	提供内容の概要
24	平成25年10月29日	金沢市長	当該団体提出の第54回及び第55回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
25	平成25年11月13日	宮城県知事	仙台施設、当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
26	平成25年11月13日	仙台市長	仙台施設、当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
27	平成25年12月10日	豊明市長	当該団体提出の第55回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
28	平成25年12月24日	越谷市長	当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
29	平成25年12月24日	豊明市長	当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
30	平成25年12月25日	名古屋市長	当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
31	平成26年1月15日	大阪市長	当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
32	平成26年1月23日	埼玉県知事	当該団体提出の第56回報告書に関する調査結果
33	平成26年2月10日	滋賀県知事	当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
34	平成26年3月4日	小諸市長	小諸施設、当該団体提出の第56回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
35	平成26年3月4日	京都市長	当該団体提出の第56回報告書及び第57回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
36	平成26年3月11日	足立区長	保木間施設、新保木間施設及び足立入谷施設、当該団体提出の第57回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
37	平成26年3月18日	名古屋市長	名古屋施設、当該団体提出の第57回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
38	平成26年3月19日	越谷市長	当該団体提出の第57回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
39	平成26年3月25日	豊明市長	当該団体提出の第57回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
40	平成26年3月24日	埼玉県知事	八潮大瀬施設、当該団体提出の第57回報告書に関する調査結果
41	平成26年3月28日	甲賀市長	甲西施設、当該団体提出の第57回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する
法律の施行状況に関する報告

平成二十五年 一月 一日から

同年十二月三十一日まで

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）第三十一条の規定に基づき、平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記のとおり報告いたします。

記

一 観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成十二年一月二十八日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第五条第一項の規定に基づき、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者と
するオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「当該団体」という。）について、三年間の観察処分（公安調査庁長官の観察に付する処分をいう。以下同じ。）を行う決定を行った。さらに、同条第四項の規定に基づき、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日及び平成二十四年一月二十三日、それぞれ観察処分の期間を更新する決定を行った。

二 観察処分の実施等

1 観察処分に基づく調査等

公安調査庁長官は、当該団体に対する平成二十四年一月二十三日付け公安審査委員会決定によりその期間が更新された観察処分の実施のため、団体規制法第七条第一項の規定に基づき、公安調査官に必要な調査をさせたことに加え、同条第二項の規定に基づき、平成二十五年中、合計十八回にわたり、当該団体が所有し又は管理する土地又は建物延べ二十三箇所（実数二十一箇所）に公安調査官を立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させた（別表の一参照）。

関係都道府県警察は、公安調査官による立入検査に際し、立入先周辺の警戒警備を実施した。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、平成二十五年中、三月ごと四回にわたり、当該団体から、当該団体の役職員及び構成員の氏名及び住所、当該団体の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、当該団体の資産、当該団体の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等の事項について報告を受けた。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第六項の規定に基づき、これらの報告内容を警察庁長官に通報

した。

2 調査結果の提供

公安調査庁長官は、団体規制法第三十二条の規定に基づき、関係地方公共団体の長の請求を受け、平成二十五年中、合計三十四回にわたり、延べ四十五（実数十八）の関係地方公共団体の長に対し、これまでの観察処分に基づく調査の結果を提供した（別表の二参照）。

3 地域住民との意見交換会の実施

公安調査庁は、当該団体の施設の存する地域に居住する住民の恐怖感・不安感の軽減に資するため、平成二十五年中、都道府県警察及び地方公共団体と共に実施したものを含め合計四十八回にわたり、地域住民との意見交換会を実施した。

4 平成二十一年に更新された観察処分の取消しを求める行政訴訟

当該団体のうち、「Aleph」の名称を用いる集団は、観察処分について、公安審査委員会が平成二十一年一月二十三日にその期間を更新する旨決定したのに対し、同年七月八日、同決定の取消しを求める行政訴訟を提起し、東京地方裁判所は、平成二十三年十二月八日、同決定のうち、団体規制法第五条第五

項において準用する同条第三項第六号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として新たな報告事項を追加した点については違法であるとして取り消した。

国は、第一審判決における国の敗訴部分の取消しを求めて控訴し、平成二十五年一月十六日、東京高等裁判所は、同部分を取り消した上、同集団の取消請求を棄却した。

これに対し、同集団は、原判決における同集団の敗訴部分の取消しを求めて上告及び上告受理申立てをしたが、平成二十五年十一月二十一日に最高裁判所が上告棄却及び上告不受理を決定したため、原判決は確定した。

三 当該団体の現状

1 組織の概況

当該団体は、平成二十五年十二月三十一日現在、国内に信徒約千六百五十人（出家信徒約三百人、在家信徒約千三百五十人）、ロシア連邦内に信徒約百六十人を擁している。また、国内に十五都道府県下三十二箇所の拠点施設及び約二十箇所の出家信徒居住用施設、ロシア連邦内に数箇所の拠点施設を確保している。

なお、当該団体においては、「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する「Alph」の名称を用いる集団と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された「ひかりの輪」の名称を用いる集団を中心としており、両集団とも、依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと認められる。

2 活動の概況

(一) 松本の影響力

当該団体においては、従前と同様、①松本の写真等を施設内の修行道場の祭壇等に掲げていること、②松本の生誕祭を開催していること、③説法会等を定期的に開催し、信徒に対して、松本の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や松本の延命を祈願する修行等に取り組みさせていること、④松本の修行を特徴付けていた「イニシエーション」（秘儀伝授）と同種の儀式を実施していることなどが確認されている。

こうしたことから、当該団体は、現在においても依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義がその存立、運営の基盤をなしていると認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有していると認められる。

(二) 閉鎖的・欺まんの体質等

当該団体は、従前と同様、出家信徒を当該団体管理下の拠点施設等に集団居住させて一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しており、公安調査官の立入検査の際には、出家信徒が、公安調査官の質問に対して、「見てのとおり」、「答える義務はない」などと回答を拒否するとともに、施設内の状況を写真等で記録することについて、大声で異議を唱えるといった非協力的な行為を繰り返すなど、その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、当該団体は、公安調査庁長官宛ての報告において、構成員の一部を報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告していないこと、対外的には、両サリン事件に対する反省・謝罪を強調しているものの、実際には、幹部信徒等が、両サリン事件を始めとする当該団体がじやっ起した一連の事件について、当該団体の関与を否定する趣旨の発言を行ったり、被害賠償につい

て、「法的に賠償責任はない」などと説明したりしていることが確認されており、その組織体質は依然として欺まんだ的であると認められる。

さらに、幹部信徒が居住する施設に対する立入検査において、公安調査官、警察官、信徒の脱会支援に取り組んでいる弁護士等の顔写真十六葉を日本刀を模したナイフ様の物で刺し貫いていることが確認されたほか、幹部信徒らが調査活動中の公安調査官に対する公務執行妨害罪で検挙されるなど、その組織体質は依然として反社会的であると認められる。

(三) 資金及び信徒獲得に向けた諸活動

当該団体は、従前と同様、一般企業に就業する出家信徒の給与等を上納させるとともに、在家信徒からは、幹部信徒による説法会において参加費や布施を徴収したり、「集中セミナー」を年末年始、五月連休、夏季及び秋季に実施して高額な布施を徴収したりするなど、多額の資金を獲得し、資産を増加させている。

また、当該団体は、街頭や書店における声掛けのほか、インターネット上で提供されるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用、大学関連のサークルを装った活動等によって、青年層を中心

に接触を図り、当該団体名を秘匿して運営するヨーガ教室や懇親会への参加を働き掛けるなどして、新規信徒を獲得している。

オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定の概要

平成24年1月23日

公安審査委員会

【被請求団体】

麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体

【決定主文】

- 1 平成15年1月23日付け、平成18年1月23日付け及び平成21年1月23日付けで期間更新決定を受けた、平成12年1月28日付け当委員会決定に係る被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する。
- 2 被請求団体は、法第5条第5項において準用する同条第3項第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - (1) 被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階
 - (2) 被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名
 - (3) 被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）

【決定理由の要旨】

- 1 観察処分の期間の更新の要件を満たすと認められること
被請求団体においては、幹部構成員らが、各地における説法や機関誌を通

して、構成員に対し、両サリン事件の首謀者である松本を、主神であるシヴァ神の化身であり、かつ、教祖であると位置付け、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を強調した指導をし、構成員の言動にも松本に対する深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められるなど、依然として松本及び同人の説くオウム真理教の教義がその存立の基盤をなしており、松本は、現在も、被請求団体の活動に絶対的な影響力を有していると認められる（法5条1項1号）。

また、被請求団体においては、松本サリン事件に関与した角川知己が、団体加入者として認知された構成員であると認められ（同項2号）、現在、被請求団体の役員と認められる上祐史浩は、両サリン事件当時、被請求団体の役員であったと認められる（同項3号）。

さらに、被請求団体の教義は、政治上の主義が枢要な一部をなし、かつ、殺人を暗示的に勧める内容を含む危険なものであるところ、被請求団体は、現在も、かかる危険な教義を保持し、かつ、これを構成員の行動規範としているから、殺人を暗示的に勧める綱領を保持していると認められる（同項4号）。

上記に加え、被請求団体は、両サリン事件当時、松本を頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として組織的かつ秘密裏に両サリン事件を計画、敢行したところ、現在も従前と同質の組織構造を継続して有していることなど、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実がある（同項5号）のはもとより、その体質はいまだ閉鎖的・欺まんの、その活動状況を把握することが困難な実情にあり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要がある（同条4項柱書）と認められるから、被請求団体については、観察処分期間の更新の要件を満たすと認められる。

2 被請求団体の主張には理由がないこと

被請求団体は、(1)法に規定する観察処分は憲法違反である、(2)法5条1項各号の該当性の判断に際しては具体的現実的危険性が必要である、(3)法5条1項各号に掲げる事項には該当せず、引き続き活動状況を継続して明らかにする必要も存しない、(4)「ひかりの輪」は、被請求団体とは別個の団体であって被請求団体には含まれない、(5)期間更新決定において

法5条3項6号に規定する報告事項が付加されることは違法である旨主張する。

しかし、法に規定する観察処分が違憲であるとはいえないこと、観察処分に当たり、無差別大量殺人行為に及ぶ具体的現実的危険性が必要でないことは本件観察処分決定において当委員会が述べたとおりであり（(1)、(2)）、期間更新決定において新たな報告事項を定めることは、時間の経過とともに変動する被処分団体の実態等に対応するという法の趣旨、目的からは当然に認められるべきところである（(5)）。

また、「ひかりの輪」については、表面上は、松本やオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本や同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説いていること、オウム真理教において認められた修行体系等を維持していること、「A l e p h」及び「ひかりの輪」の双方の活動に参加する構成員が認められることなど、前回の期間更新決定時と基本的性質に変化はなく、依然として、松本及び同人の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としつつ、被請求団体の重要な一部を構成しているものと認められ（(4)）、被請求団体の主張にはいずれも理由がない（(3)については、1記載のとおり。）。

【公安調査庁長官に報告させる事項】

法5条5項、同条3項6号に基づく報告事項について、当委員会の裁量により、従来と同一の事項を報告させることとした。

【談話・コメント（平成24年1月23日（月））】

オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定に関する
公安審査委員会談話

当委員会は、公安調査庁長官の平成23年11月28日付けの更新請求に基づいて審査を行い、結論に達しました。被請求団体に対する更新請求は今回で4回目ですが、今回も被請求団体である、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」について、本日付けで、団体規制法（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律）第5条第4項の規定により、その観察処分の期間（3年間）を更新する決定をいたしました。

今回の更新請求については、主に、前回の期間更新決定後の被請求団体の活動状況などを取り上げて審査を行いましたが、被請求団体にあつては、松本への絶対的帰依を強く指導したり、松本の説くオウム真理教の教義を保持して構成員らに徹底して学ばせるなど、依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義の強い影響下にある状況が明らかになり、地域社会との融和も進んでいないことなどが認められました。

また、公安調査官による立入検査に対し、組織ぐるみで極めて非協力的かつ不誠実な態度をとったり、法令で定められた公安調査庁長官に対する報告事項を報告しないといった、閉鎖的な態度等が認められました。その他諸般の事情を総合しますと、被請求団体には、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められたことから、観察処分の期間を更に更新することを決定するとともに、観察処分を受けた団体が公安調査庁長官に対して報告しなければならない事項に関しては、前回の決定で認めた事項を今回も同様に認めました。

なお、前回の期間更新決定と同様に、被請求団体のうち「ひかりの輪」の名称を用いる集団に関して、松本及び松本の説くオウム真理教の教義から脱却しており、被請求団体とは別個の団体である旨の主張がなされましたが、当委員会としては、いまだ脱却したものと認めることはできず、「ひかりの輪」の名称を用いる集団は、依然として、被請求団体の重要な一部を構成し

ているものと判断いたしました。

これまでの4回にわたる決定の際の当委員会談話で申し上げたところではありますが、当委員会としては、立入検査など観察処分の実施に際しては、今後とも関係人の基本的人権についての慎重な配慮が必要と考えております。

また、当委員会としては、今後、被請求団体において、今までの閉鎖的・欺まんな態度を改めて、観察処分を通じて積極的に団体の実態を明らかにするよう真剣に努力するべきであると考えますし、悲惨な被害を受けた方々への補償などについても誠実な対応がなされることを望みます。

オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定（第4回目）について
（公安調査庁長官発言要旨）

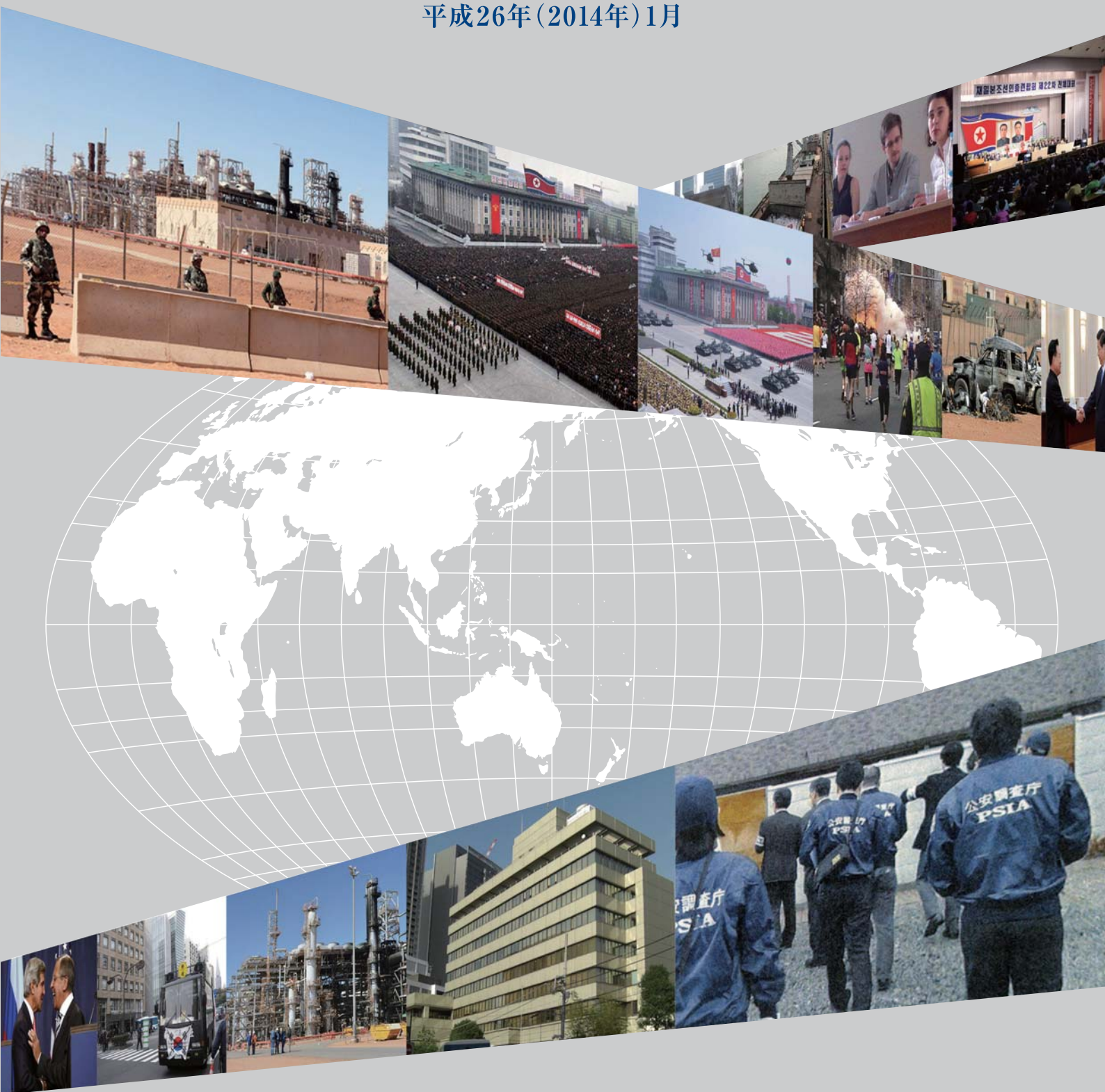
公安調査庁は、平成24年1月23日、オウム真理教に対する無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく観察処分の期間更新請求について、公安審査委員会から、同処分の期間を更新する旨の決定書を受け取りました。

公安審査委員会におきましては、厳正な審査の結果、当庁の請求を認め、本質的な危険性を引き続き保持していると判断して、オウム真理教に対する観察処分の期間更新を決定したものであり、誠に適切なものと考えております。

公安調査庁としましては、引き続き、立入検査を始めとする観察処分を適正かつ厳格に実施し、オウム真理教の活動実態の把握に努めるとともに、関係地方公共団体に対して必要な情報を可能な限り提供することなどを通じ、公共の安全を確保し、松本・地下鉄サリン事件等の被害者・遺族や地域住民を始め国民の皆様の不安解消に鋭意努めてまいり所存です。

内外情勢の回顧と展望

平成26年(2014年)1月



公安調査庁

Public Security Intelligence Agency

【表紙で使用している写真について】

【上段】(左から)

- ・面会するスノーデン元米中央情報局職員 (AFP＝時事)
- ・開幕した朝鮮総聯全体大会 (時事)

【中段】(左から)

- ・イナメナスの天然ガス関連施設 (EPA＝時事)
- ・核実験を祝う平壤市軍民交歓大会 (朝鮮通信＝時事)
- ・北朝鮮・デモンストレーション飛行するヘリコプター (朝鮮通信＝時事)
- ・ボストン・マラソンのゴール付近で起きた爆発の瞬間 (ロイター＝共同)
- ・人質事件の現場となったガス田施設のプラント近くに残された、焼け焦げた車両 (共同)
- ・XI JINPING－DPRK－MEETING (Photoshot / 時事通信フォト)

【下段】(左から)

- ・ジュネーブでの記者会見で握手する米国のケリー国務長官 (左) とロシアのラブロフ外相 (ロイター＝共同)
- ・[竹島の日]における右翼団体の抗議活動
- ・人質事件の現場となったアルジェリア南東部イナメナスのガス田施設のプラント (共同)
- ・朝鮮中央会館
- ・立入検査

内外情勢の回顧と展望(平成26年版)の 発刊に当たって

公安調査庁長官 尾崎道明

公安調査庁は、毎年1月、その前年の、公共の安全に関わる我が国内外の諸情勢を「内外情勢の回顧と展望」に取りまとめて、発刊しております。ここにその平成26年版をお届けします。

当庁は、破壊活動防止法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等に基づき、公共の安全の確保を図ることを任務として、オウム真理教に対する観察処分を実施するとともに、国内諸団体、国際テロリズム、北朝鮮、中国、ロシア等の周辺諸国を始めとする諸外国の動向など、公共の安全に影響を及ぼす国内外の諸情勢に関する情報の収集及び分析に取り組み、我が国情報コミュニティの一員として、情報(インテリジェンス)の提供を通じた政策決定への貢献に努めています。

最近の内外の諸情勢を見ますと、世界経済の重心の西から東への大移動、中国の経済的・軍事的台頭、核兵器を始めとする大量破壊兵器の拡散、IT革命とサイバースペースの目ざましい発展など世界史的な数々の大きな変化を背景として、我が国は、内外ともに、様々な、しかも、その多くがこれまで長く経験しなかった新たな状況と課題に直面しています。

このような情勢の下で、我が国は、東アジアの先進民主主義国として、安定と発展を維持するとともに、自由、民主主義、基本的人権、法の支配などの普遍的価値を擁護し、世界特に東アジアにおける平和と繁栄に貢献することが求められています。情報の収集と分析は、そのための政策の基礎として、ますます重要になっています。

平成25年11月、本資料の作成準備中に、国家安全保障会議設置法が成立しました。公安調査庁は、情報コミュニティの重要な一員として同会議に関係情報を積極的に提供することを求められており、今後国家安全保障局とも緊密に連携していくこととなります。

当庁としては、引き続きオウム真理教に対する観察処分の厳正な実施に努めるとともに、このような時代の要請にこたえ、情報収集分析能力の一層の向上に努め、情報による貢献の強化を目指してまいりたいと考えております。皆様には、本資料をご活用いただきますとともに、当庁の業務についてご理解を賜りますよう心から願っております。

平成25年11月

目次

001 内外情勢の回顧と展望
(平成26年版)の発刊に当たって
公安調査庁長官 尾崎道明

004 平成25年の公安情勢の概況

平成25年の

国外情勢



009 国外情勢1 北朝鮮・朝鮮総聯

- 1-1 金正恩体制の基盤固めを進めつつ、
経済発展に力を注ぐ北朝鮮
- 1-2 核保有の既成事実化を図りつつ
米国との対話を模索する北朝鮮
- 1-3 硬軟両様の対応で
韓国新政権を揺さぶる北朝鮮
- 1-4 頑なな対日姿勢を続ける北朝鮮
- 1-5 許宗萬体制の強化に取り組む朝鮮総聯

コラム

011 「10大原則」について

014 核実験後の中朝経済関係

016 開城工業団地について

020 43年ぶりに延期された全体大会

021 国外情勢2 中国

- 2-1 尖閣諸島「領有権問題」で対日強硬姿勢を
継続、「力による現状変更」の試みも
- 2-2 「中国脅威論」に対抗し「平和的発展」を
強調、有利な国際環境の整備を意図
- 2-3 一党独裁体制の維持に危機感、
党再建・基盤強化を急ぐ習近平体制
- 2-4 两岸の経済・政治関係の進展を図る
習近平指導部

コラム

024 国务院機構改革後の国家海洋局
(中国海警局)について

030 「『トラ』も『ハエ』もたたく」習近平指導部

032 国外情勢3 ロシア

- 3-1 権力基盤強化に向けた取組を
積極的に推進するプーチン政権
- 3-2 「多極化世界」の中で「大国」としての
プレゼンス保持に腐心
- 3-3 日口関係の発展を重視するも、
領土問題では立場の違いを強調

コラム

035 ロシアの「クリル諸島」(千島列島及び
北方四島)開発計画が新たな段階へ

036 国外情勢4 中東・北アフリカ

- 4 先行き不透明な中東・北アフリカ地域

コラム

037 マリ北部地域の情勢

038 国外情勢5 国際テロ

- 5-1 「アルカイダ」関連組織は脅威を拡散
- 5-2 アフガニスタン及びパキスタンでは
依然として深刻な治安情勢が継続
- 5-3 東南アジアでは
イスラム過激組織などが活動を継続

コラム

040 在アルジェリア邦人に対するテロ事件

043 「コーカサス首長国」指導者が
ソチ五輪阻止を呼び掛け

※この「内外情勢の回顧と展望」(平成26年版)は、平成25年における内外公安動向を回顧し(11月末現在)、今後を展望したものです。なお、本文中、特に断りのない限り、「○月」との表記は、原則として平成25年(2013年)の当該月を指し、本文に記載した人物の肩書きは、当時のものとしています。

044 国外情勢6

我が国に対する有害活動

- 6 軍事転用可能物資・技術や重要情報の獲得を狙った活動

コラム

- 046 シリアの化学兵器開発に対する
北朝鮮・イランの支援

- 046 中国人民解放軍による
大量破壊兵器関連物資などの調達活動

平成25年の

国内情勢



048 国内情勢1

オウム真理教

- 1-1 オウム真理教が組織勢力を伸張
- 1-2 “麻原絶対”を堅持し
危険な体質を露呈する主流派
- 1-3 観察処分を免れるため
欺まんの体質を維持する上祐派
- 1-4 観察処分を適正かつ厳格に実施

054 国内情勢2

社会的に注目を浴びた 事象をめぐる諸団体の動向

- 2-1 「再稼働阻止」を掲げた反原発運動の継続
- 2-2 普天間基地移設やオスプレイ配備の
撤回を訴える反基地運動の継続
- 2-3 国政課題を捉えた多様な批判活動の展開

コラム

- 057 2020年五輪の東京開催をめぐる反対活動

058 国内情勢3

過激派

- 3-1 労組・市民層への浸透を図り、
勢力拡大に力を注いだ過激派
- 3-2 「よど号」グループ・日本赤軍の動向

コラム

- 059 過激派の非公然アジト

061 国内情勢4

共産党

- 4 「自共対決」を掲げて参院選で
議席を伸ばした共産党

063 国内情勢5

右翼団体など

- 5-1 外交・領土問題などを中心に
活動した右翼団体
- 5-2 「日韓断交」などを訴えて活動した
右派系グループ

コラム

- 064 国内諸勢力による尖閣諸島の
実効支配強化を訴える動きが活発化

- 065 東京・大久保などでの活動をめぐり
「対抗勢力」と小競り合い

066 巻末資料

国外(最近の主要公安動向)

国内(最近の主要公安動向)

1月

January



アルジェリア

16日、アルジェリア南東部で、日本人10人を含む多数が死亡するテロが発生 **39-40頁へ**
(左：EPA=時事, 右上・右下：共同)

平成25年の公



核実験を祝う平壤市軍民交歓大会

北朝鮮

12日、北朝鮮が3回目の核実験を実施するなど米韓両国に対する強硬姿勢を誇示(写真は同月14日に金日成広場で行われた「核実験を祝う平壤市軍民交歓大会」)(朝鮮通信=時事) **12頁へ**

国内

「北方領土の日」(2月7日)、「竹島の日」(2月22日)などを捉えて、右翼団体が近隣諸国の在日公館などに抗議活動を実施 **63頁へ**

2月

February



3月

March



25日、朝鮮総聯が中央委員会第22期第4回会議拡大会議において、次期全体大会開催の1年延期を決定し、組織体制強化に傾注(写真は2010年5月の「第22回全体大会」)(時事) **19頁へ**

国内

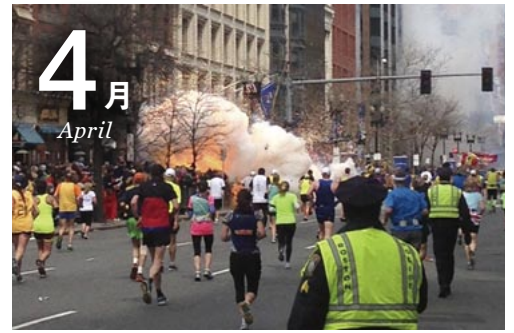
10日、過激派や共産党が、原発事故から2年を機に実施された集会・デモに活動家・党員を動員 **54頁へ**





米国

15日、米国・ボストンで開催されたマラソン会場で3人が死亡、約200人が負傷する爆弾テロが発生
(ロイター=共同) [40頁へ](#)



4月
April



9月
September

ケニア

21日、ケニア・ナイロビの商業施設で外国人を含む60人以上が死亡するテロが発生 (ロイター=共同) [39頁へ](#)

安情勢の概況



海上保安庁提供

国内

23日、中国公船(写真手前)8隻が1日の間に領海侵入(8隻での侵入は過去最多。奥は、監視警戒する海上保安庁巡視船)、9月10日にも(2012年は9月14日及び11月2日に6隻)
[21頁へ](#)

4月
April

5月

May



中国・北朝鮮

22日、北朝鮮の崔竜海人民軍総政治局長が金正恩第1書記の特使として訪中

(Photoshot/時事通信フォト) [13頁へ](#)



米国・中国

7~8日、米中首脳会談を開催。同会談で米中両首脳は、北朝鮮の核開発問題、サイバー空間における経済諜報、尖閣諸島及び南シナ海をめぐる情勢などについて意見交換 [25頁へ](#)



国内

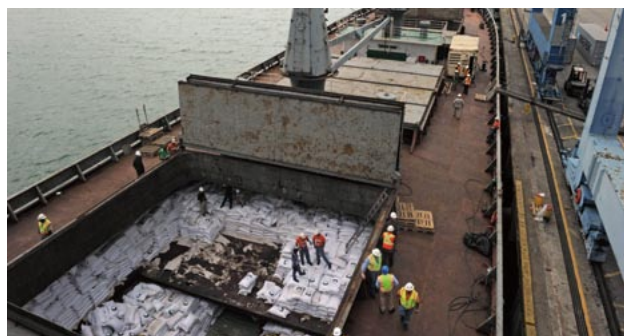
16日、右派系グループと「対抗勢力」との小競り合いで暴行事件が発生 [65頁へ](#)

6月

June

7月

July



北朝鮮

左：12日、パナマ当局が北朝鮮籍商船に積載されていた「無申告の軍需物資」を発見(同15日付けパナマ大統領の発言) [44頁へ](#) 右：27日、北朝鮮が朝鮮戦争休戦協定締結60周年で軍事パレードを実施 [9頁へ](#)



米国・ロシア

1日、スノーデン元米中央情報局職員、ロシアへ一時亡命

(AFP=時事) [33頁へ](#)

8月

August



米国・ロシア

14日,シリアの化学兵器の国際管理下での廃棄に向けた枠組みで米ロが合意
(ロイター=共同) **33頁へ**

9月

September

化学兵器禁止機関(OPCW)要員を乗せ、
ダマスカスのホテルを出る国連の車
(AFP=時事)



10月

October



中国

28日,中国・天安門前で車両炎上事件が発生,外国人を含む40人以上が死傷
(AFP=時事) **28頁へ**



国内

3日,朝鮮総聯中央本部が入居する「朝鮮中央会館」が2回目の競売 **20頁へ**

11月

November



「東シナ海防空識別区」が設定された尖閣諸島(共同)

23日,中国政府が尖閣諸島上空を含む「東シナ海防空識別区」の設定を発表 **21頁へ**

国内

公安調査庁は,1月から11月までの,公安調査官延べ約400人を動員し,12都道府県下延べ22か所のオウム真理教施設に対して立入検査を実施 **52頁へ**



平成25年の

国内情勢





1-1 オウム真理教が組織勢力を伸張

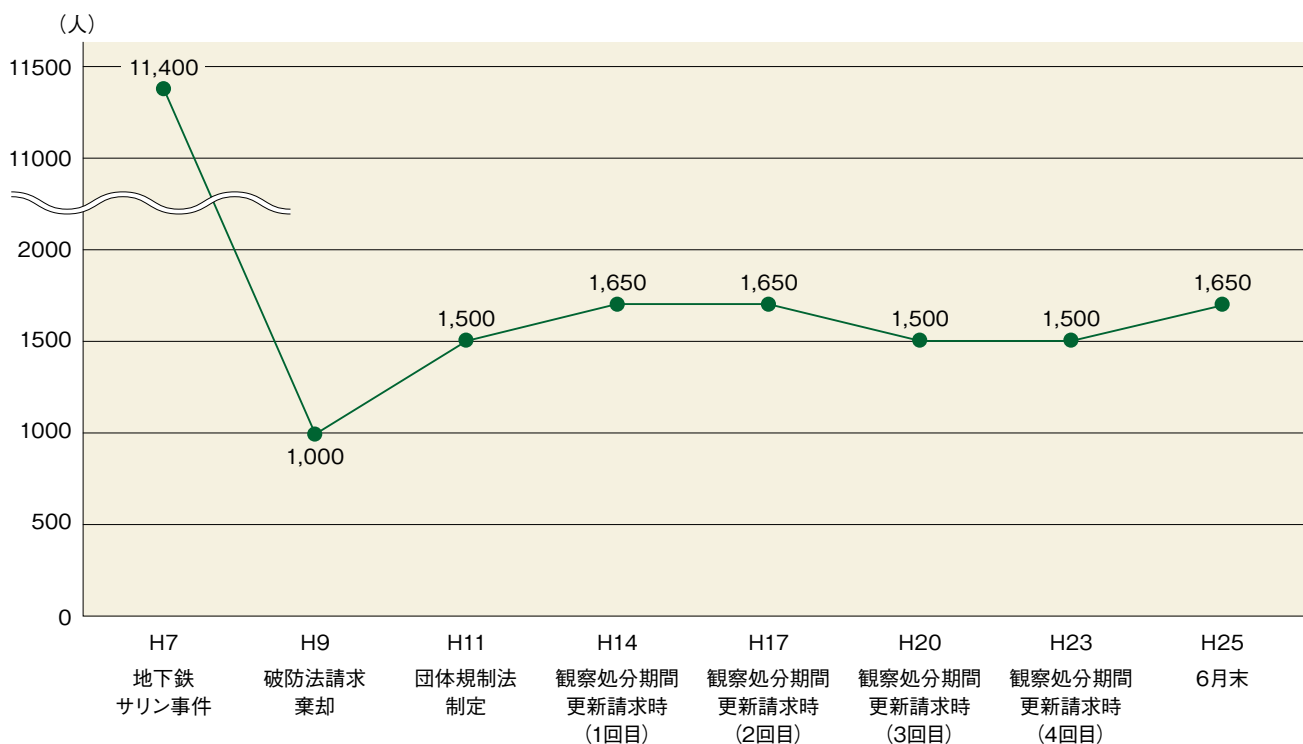
- 主流派は、教団名を秘匿し宗教色を排した勧誘活動を継続
- 上祐派は、教団名を明示し上祐色を打ち出した勧誘活動を展開

信徒数が約1,500人から約1,650人に増加

地下鉄サリン事件当時(平成7年3月)約11,400人を数えたオウム真理教(教団)の国内信徒数は、同事件を機に約1,000人にまで減少した(平成9年1月)ものの、破壊活動防止法に基づく解散指定処分の請求棄却を好機と捉えて組織再興に取り組み、約1,650人に達した(平成14年12月)。その後、教団は、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いる主流派と「ひかりの輪」の名称を用い

る上祐派に分かれて活動するようになり(平成19年5月)、こうした路線対立などにより、信徒数は約1,500人に減少していた(平成20年12月)。しかし、ここ数年来、主流派を中心に活発な勧誘活動を展開しており、上祐派と合わせた国内の信徒数が約150人増加し、約1,650人となった(6月末時点)。また、教団のロシア連邦内信徒数も約20人増加し、約160人となった。

国内におけるオウム真理教信徒数の推移



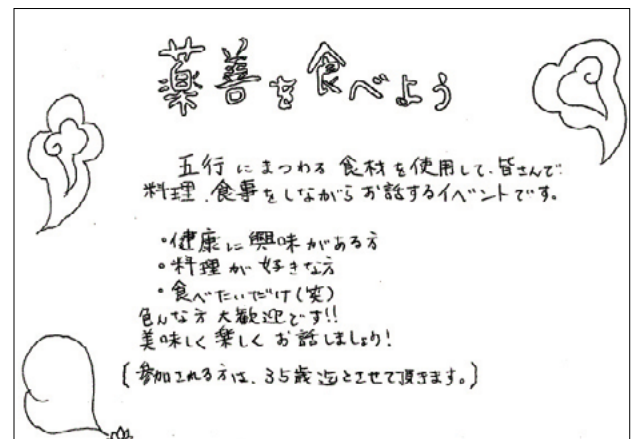
青年層・学生を対象に巧妙な手口と“陰謀論”を用いて勧誘する主流派

主流派は、麻原の説く「衆生救済」の実現には信徒拡大が必要不可欠として、平成24年に続き、青年層や学生を主な対象に、教団名を秘匿し、一般人と接触する機会を作るため、街頭や書店で声を掛けたり、公共施設や飲食店でイベントを開催するなどして勧誘活動を組織的かつ積極的に展開した。声掛けによる勧誘では、書店に設けられた宗教やヨガなどのコーナーで本を探している一般人に対し、「一緒に本を探してもらえませんか」、「教室を開きたいのでモニターになってほしい」などと誘い掛ける手法を用いた。また、イベントを利用した勧誘については、宗教色を排し、35歳以下に限定した薬膳料理を食べる企画を立案し、公共施設などにビラを置き、「皆さんで料理、食事をしながらお話するイベントです」などと呼び掛けたり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用して、実態のないサークルを装い、イベントの開催を告知するなどして、一般人を募集する手法を用いた。このほか、大学構内においては、大学非公認のウォーキングサークルを装って学生を勧

誘する手法なども見られた。

同派では、ヨガや精神世界などに興味・関心を示した一般人を勧誘対象者とし、声掛けなどを行った信徒とは別の信徒が、「世界を支配する勢力がオウム真理教をはめた」、「地下鉄サリン事件は教団が起こしたものではない」などと、教団の独善的な“陰謀論”を扶植した上で、入会を促した。

なお、同派は、ロシア連邦内においても、日本国内と同様、インターネットを利用した勧誘活動などを展開した。



教団名を秘匿したイベント案内

各種メディアを利用して公然と説法会等への参加を呼び掛ける上祐派

上祐派も、平成24年に続き、上祐史浩の知名度を利用し、上祐自ら、一般人に対し、民間のインターネット放送局を利用して懇親イベントへの参加を呼び掛けたほか、上祐のブログを利用して、「入会しなくても、多くのイベントに参加・体験でき、学ぶことができる」などと、未入会でも説法会、セミナー及び「聖地巡礼」（上祐が“聖地”と認定した神社・仏閣を訪問するもの）に参加できる旨宣伝し、「懇親会」と称する座談会を開催するなどして勧誘活動に取り組んだが、一般人の参加者の増加には結び付かなかった。



取材を受ける上祐（<http://hikarinowa.net/>）

1-2 “麻原絶対”を堅持し危険な体質を露呈する主流派

- 麻原への絶対的帰依の指導を徹底し、信徒を管理・統制
- 一連の事件を引き起こした危険な教義を維持、反社会性を鮮明に

麻原説法の教学, 麻原の延命祈願を継続する中, 新たな選抜制度を導入

主流派は、平成24年に続き、在家信徒を対象とした集中セミナー、麻原の誕生日を祝う「生誕祭」などのイベントを通じて、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を徹底した。特に、年3回実施した集中セミナー(1月, 5月, 9月)では、参加した在家信徒に睡眠・休憩時間を与えない過酷な状況で修行を課した上で、麻原の説く「衆生救済」の実現や麻原への絶対的帰依を求める説法などを収録した「改訂版特別教学システム教本」を使用しながら、説法内容の暗記や理解度を計るテストに取り組みせ、幹部信徒が「一番大切な存在は麻原尊師。家族や親友とは比較にならない。全力で修行に集中し、グル(麻原)のデータを蓄積しなさい」などと麻原への絶対的帰依の重要性を強調する説法を行った。参加した在家信徒の中には、「天国と地獄、歓喜の体験ができ、グルの偉大さを再確認した」などと麻原への帰依の深まりを吐露する者もいた。各回のセミナーでは、麻原が収容されている東京拘置所の周りを“巡礼”と称して周回する信徒の姿が確認された。

麻原の「生誕祭」(3月)については、年々参加者が増加傾向にあり、平成20年と比較すると、平成25年は2.5倍となった。同祭典を実施した各施設では、幹部信徒が「グルの教えと真理の道以外に私たちが得る道はない」などと、麻原への絶対的帰依の重要性や麻原の偉大性を強調したり、参加信徒が麻原の延命を祈願する修行などに取り組んだ。

なお、同派では、未成年信徒に対し、麻原の説法を収録した教材を利用するなどして、麻原への

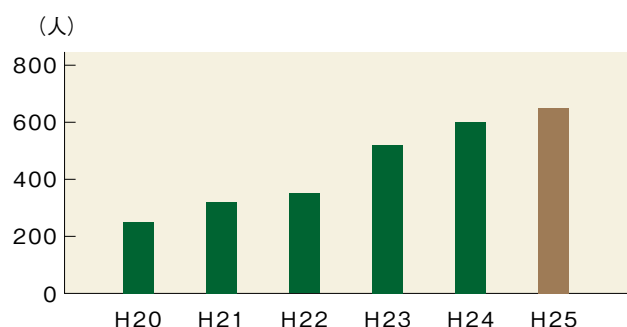
絶対的帰依を求める指導を行ったほか、ロシア人信徒に対しても、幹部信徒らを派遣するなどして、日本国内と同様、麻原が確立した修行の継続・実践を督励した。

このほか、同派は、在家信徒の中から麻原への帰依心が特に強い者を選抜する制度(マハー・パラミター・システム(MPS)、平成22年導入)を運用しているところ、同制度に選抜された在家信徒(MPS信徒)の中から、更に、麻原に対する絶対的帰依心を持っている者、逮捕・勾留されても信仰が揺るがなかった者、勧誘活動で顕著な成果を挙げた者らを選抜する新たな制度(ヴァジラ・パラミター・システム)を導入し(6月)、特別な修行着を伝授するなどして、信徒の管理・統制を強化した。



麻原の写真を掲げた主流派の祭壇

生誕祭参加者数



対権力姿勢を強める中、公安調査官らの写真をナイフ様の物で“串刺し”

主流派は、組織防衛を徹底するため、「治安機関は、教団の危険性を証明する材料をでっち上げるので、法律を知り警察と公安調査庁の違いを正確に把握する」などとして、平成24年末から、在家信徒を対象に「法律勉強会」と称する説明会を全国の支部道場で開催し、治安機関関係者に接触された際の対処法として、無視・拒絶するなどの手順を指導した。また、1月以降、出家信徒を対象に「立入検査対策」と称する説明会を各施設で開催し、公安調査庁による立入検査の際、身分証の提示、質問検査及び物品検査の実施状況などを、公安調査官の容貌も含めてビデオカメラで撮影して牽制するよう指導した。その結果、多くの教団施設で、指導に従った出家信徒が公安調査官の質問に答えずにビデオ撮影を実施するなど、対決姿勢を強めた。

こうした中、平成25年春、幹部信徒が居住する施設に対する立入検査において、公安調査官や警察官、弁護士ら同派に敵対する者の写真16

葉を日本刀を模したナイフ様の物で“串刺し”にし、祭壇付近に置いている状況が確認された。かつて麻原が、殺人を暗示的に勧める危険な教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ(秘密金剛乗)」を背景に、「真理に仇^{あだ}なす者をできるだけ早く殺す」などと述べ、一連の事件を引き起こしてきたことに照らすと、この“串刺し”写真は、現在も教団の危険性、反社会的体質に変化がないことを露呈するものとなった。



立入検査で確認された“串刺し”写真

1-3 観察処分を免れるため欺まんの体質を維持する上祐派

- 麻原色の払拭を標榜するも、麻原の影響下にある実態に変化なし
- 海外では、活動の足場を変えつつ、布教活動を継続

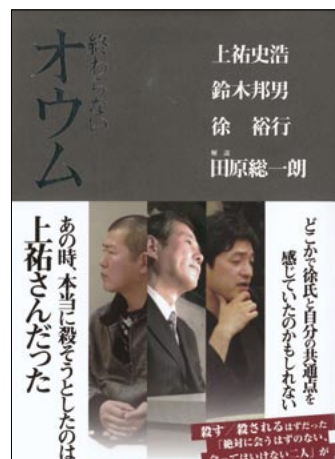
上祐の著書出版等を通じて「脱麻原」をアピール

上祐派は、平成25年を「生き残るための挑戦の年」と位置付け、各種メディアを積極的に活用し、「脱麻原」のけん伝に努めた。特に、上祐は、「オウム事件17年目の告白」(扶桑社、平成24年12月)に続き、「終わらないオウム」(鹿^{ろくさい}砦社、6月)、「危険な宗教の見分け方」(ポプラ社、11月)を出版し、「麻原への執着は一切ありません」などとアピール

した。また、ウェブサイト・「ひかりの輪」においても、「ひかりの輪」と「Aleph」との違いを強調した上で、「麻原・オウム信仰を脱却し、事件を謝罪して、被害者団体と賠償契約を正式に締結し、その実行に努めている」などと、社会に対し麻原色の払拭と恭順の姿勢を前面に押し出した。

しかし、同派は、麻原がその化身とするシヴァ神

と大黒天を同列に位置付け、大黒天を崇拜対象として、ひそかに麻原及びオウム真理教の信仰を継続してきたところ、平成24年に続き、大黒天を施設の祭壇に掲げ、セミナー(1月、5月、8月)では、上祐が、麻原の行っていたイニシエーション(秘儀伝授)と同種の宗教儀式を実施するなど、依然として麻原の影響下にある実態に変化はなかった。また、事件被害者への賠償についても、組織内では「法的に賠償責任はない」などとの説明を行った。



「終わらないオウム」(鹿砦社)

ウクライナで入国を拒否され、ロシア連邦及びトルコ共和国で活動

上祐派は、ロシア人信徒らを対象にしたセミナーをウクライナにおいて開催するため、上祐ら幹部信徒が、同国内の空港に到着したところ、同国入国管理当局から入国を拒否された(2月)。

しかしながら、その後も、日本から幹部信徒をロシア連邦に派遣して(3月、4月、5月、8月)、ロシア人

信徒らを直接指導したり、インターネット回線を使用した音声・映像の電話サービスを活用して、日本国内から日常的に指導したほか、上祐ら幹部信徒をトルコ共和国に派遣し、現地にロシア人信徒ら十数人を呼び寄せてセミナーを開催した(10月)。

1-4 観察処分を適正かつ厳格に実施

- 12都道府県延べ22か所で立入検査を実施
- 引き続き、地域住民の恐怖感・不安感解消の取組を推進

立入検査を通じて明らかとなった教団の危険性

当庁は、団体規制法に基づき、1月以降11月末までの間、公安調査官延べ約400人を動員し、12都道府県、延べ22か所の教団施設に対して立入検査を行った。

このうち、主流派においては、全ての施設で、麻原の肖像写真や同人の説法を収録した教材が多数確認されたほか、在家信徒の指導・教化を行う道場が設けられた複数の施設では、麻原の説

法を収録した未成年者に対する指導・教化用の教材が確認された。また、前述のとおり、幹部信徒が居住する施設では、“串刺し”写真が発見された。

また、当庁は、3か月ごと4回にわたり、教団から組織や活動の現状に関する報告を受けた。これら教団報告の内容、立入検査や調査の結果に基づき、請求のあった4都県14市区に対し、延べ41回にわたって情報を提供した。

今なお消えない地域住民の恐怖感・不安感

教団施設の周辺に居住する住民は、今も教団に対する恐怖感・不安感を強く抱いており、教団の解散や施設退去を求める各種集会・デモのほか、教団による青年層を対象とした勧誘活動に対して注意を促すビラの配布などを行った。

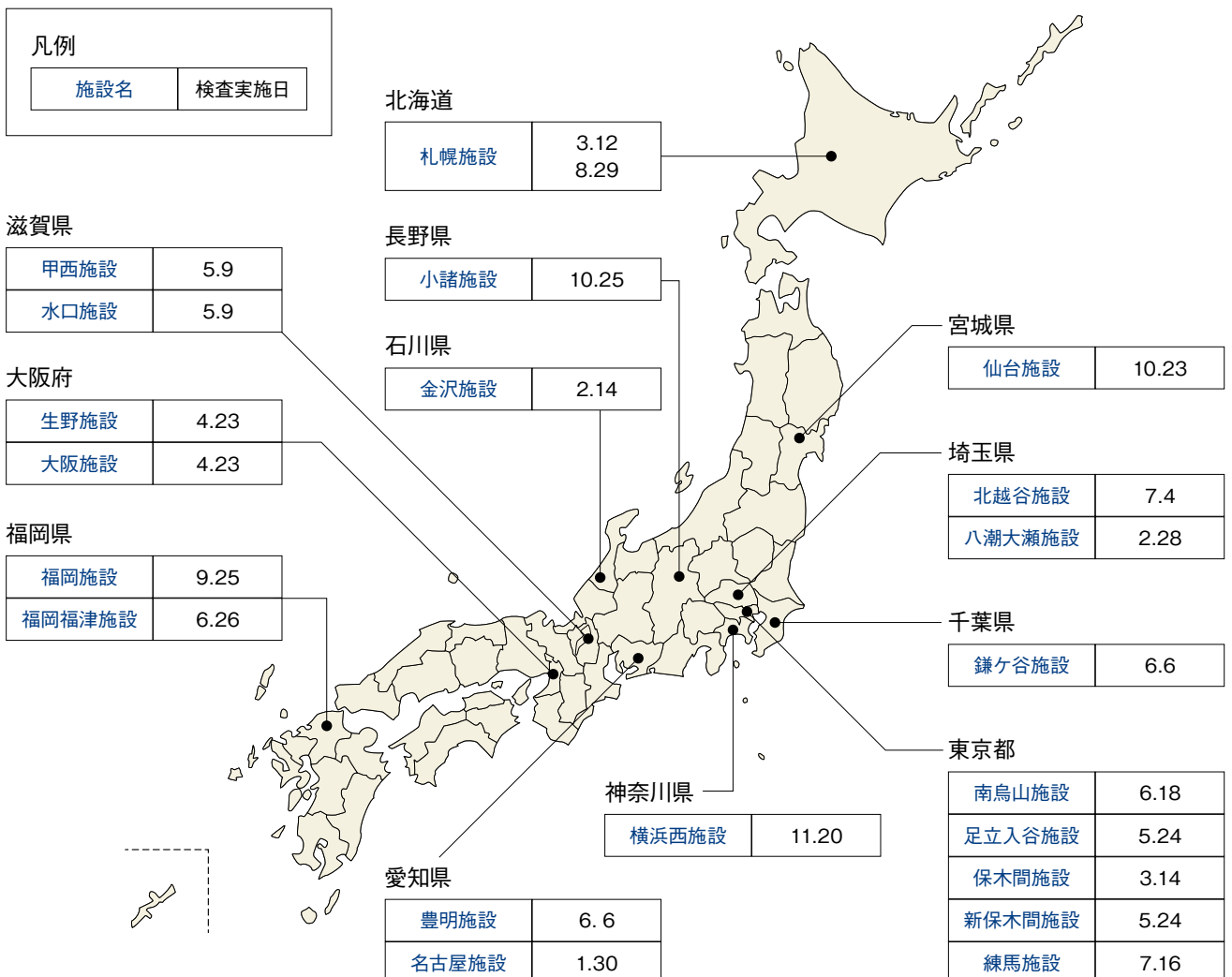
また、「オウム真理教対策関係市町村連絡会」は、法務大臣及び公安調査庁長官に対し、オウム真理教問題の抜本的な解決に向けた法整備などを求める要望書を提出した(1月)。

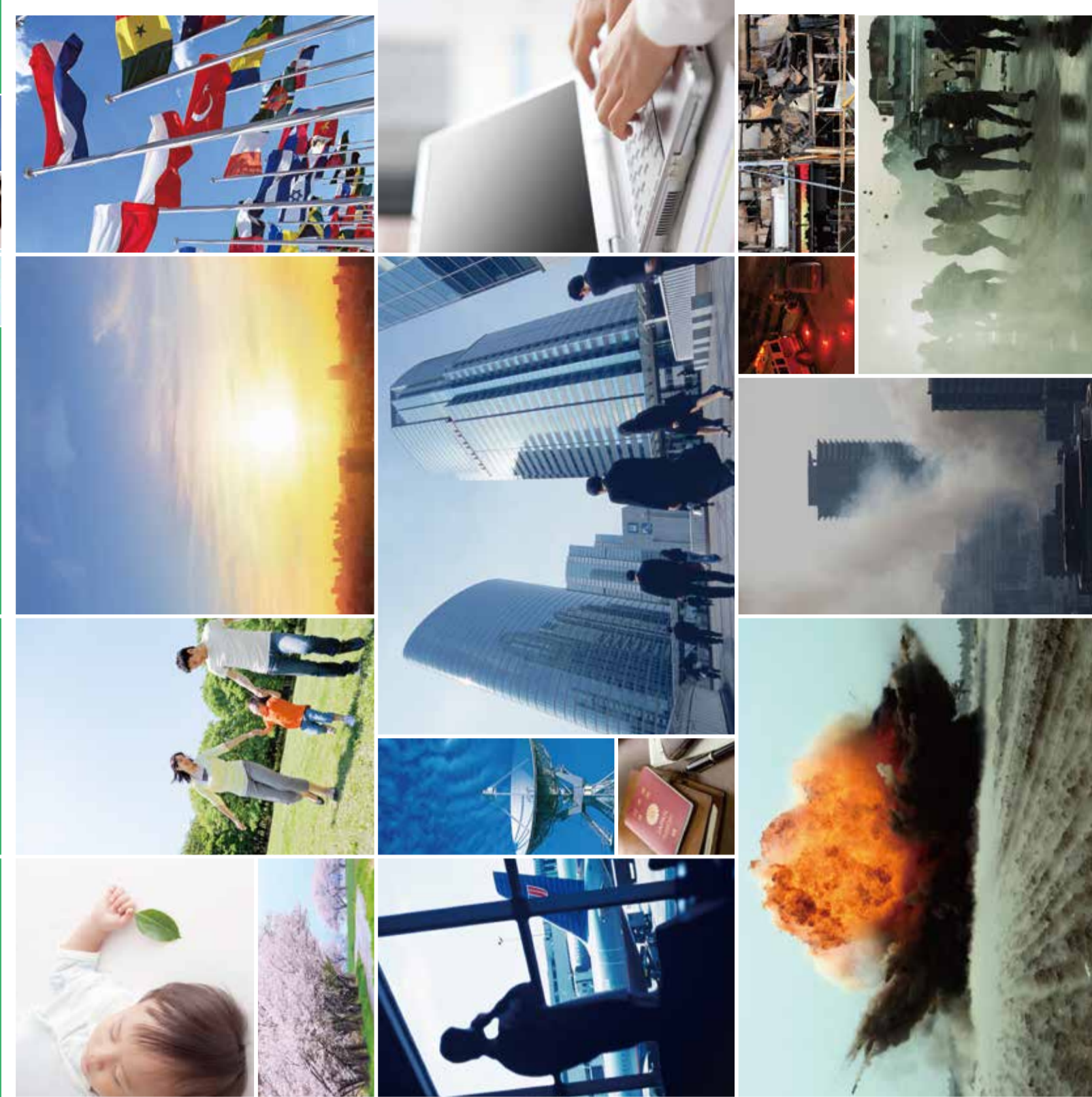
当庁においても、教団施設の周辺に居住する住民の恐怖感・不安感の軽減に資するため、住民との意見交換会を18地域で延べ45回開催し、教団の現状などについて説明を行った。



教団施設周辺の地域住民らによる集会

立入検査実施施設 (平成25年1月から11月末実施分)





PSIA 公安調査庁



〒100-0013
 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
 03(3592) 5711 (代表)

JR 山手・京浜東北線 有楽町駅下車約10分
 地下鉄 東京メトロ有楽町線 桜田門駅下車約3分
 東京メトロ丸ノ内・日比谷・千代田線 霞ヶ関駅下車約5分
 都営三田線 日比谷駅下車約5分

<http://www.moj.go.jp/psia/>



国民を守る，情報の力とは

情報は，政策の立案から決定に至るまで政策の遂行過程全般に必要な基盤です。

とりわけ，国の存続並びに国民の生命，身体及び財産への脅威に関する情報については，政府全体の力を結集して収集・分析を行っていくことが必要不可欠です。

私たち公安調査庁は，暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体の調査を行い，その過程で収集した情報を分析し，その結果（インテリジェンス）を関係機関に提供することで政策に寄与しています。

公安調査庁は，いわば情報の力によって，国と国民の安全を守るため，民主主義体制の存立基盤を脅かす活動に対する抑止力として機能しています。

Contents

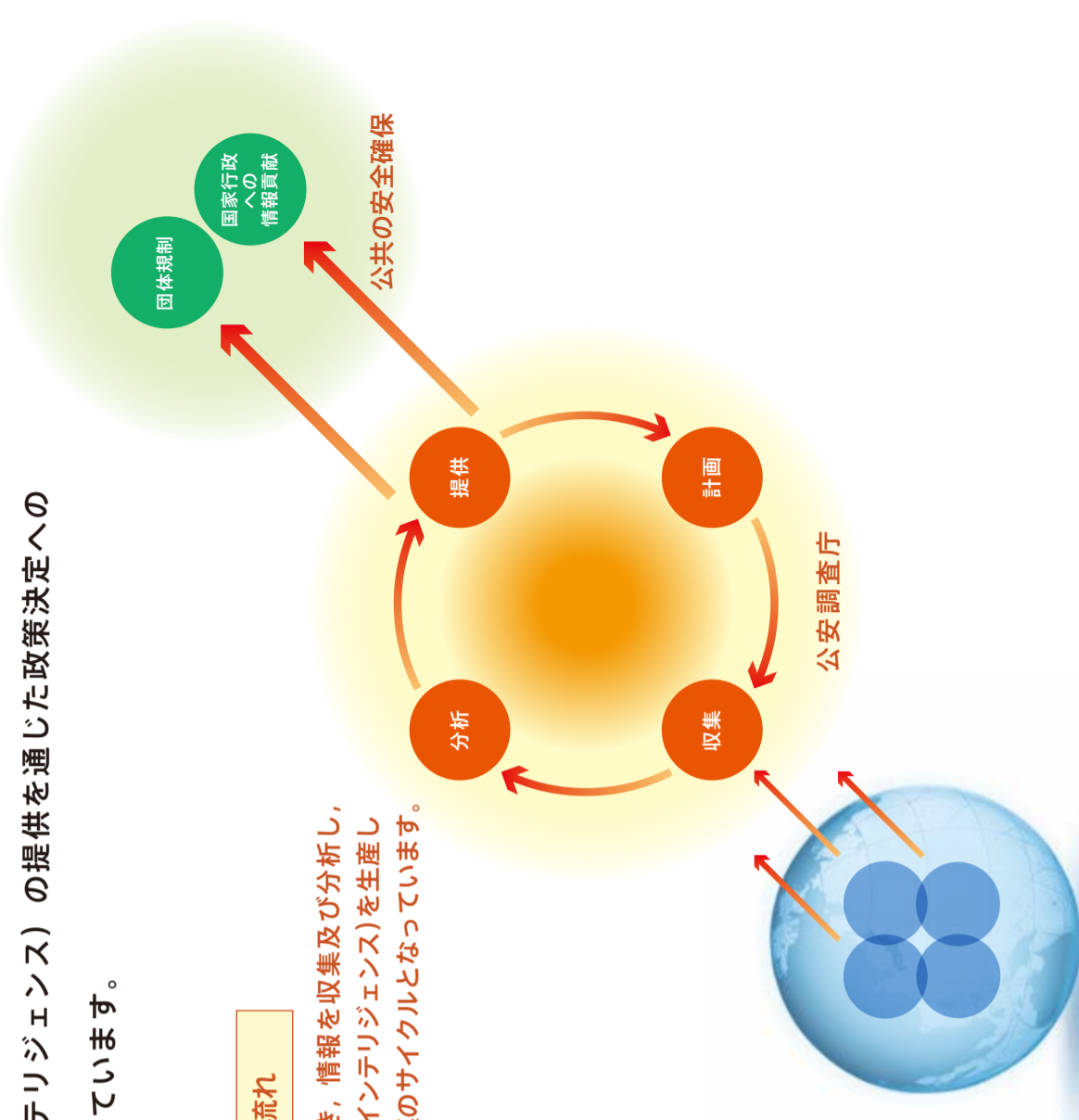
公安調査庁とは	03
組織	04
業務	05
公表資料	06
国内情勢	07
国際情勢	08-09
機密情報の窃取等を狙った活動	10-11
オウム真理教に対する観察処分	12-13
沿革	14-15

公安調査庁とは

公安調査庁は，破壊活動防止法，無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等に基づき，公共の安全の確保を図ることを任務として，オウム真理教に対する観察処分を実施するとともに，国内諸団体，国際テロリズム，北朝鮮，中国，ロシア等の周辺諸国を始めとする諸外国の動向など，公共の安全に影響を及ぼす国内外の諸情勢に関する情報の収集及び分析に取り組み，我が国情報コミュニティの一員として，情報（インテリジェンス）の提供を通じた政策決定への貢献に努めています。

情報の流れ

計画に基づき，情報を収集及び分析し，必要な情報（インテリジェンス）を生産し提供する一連のサイクルとなっています。

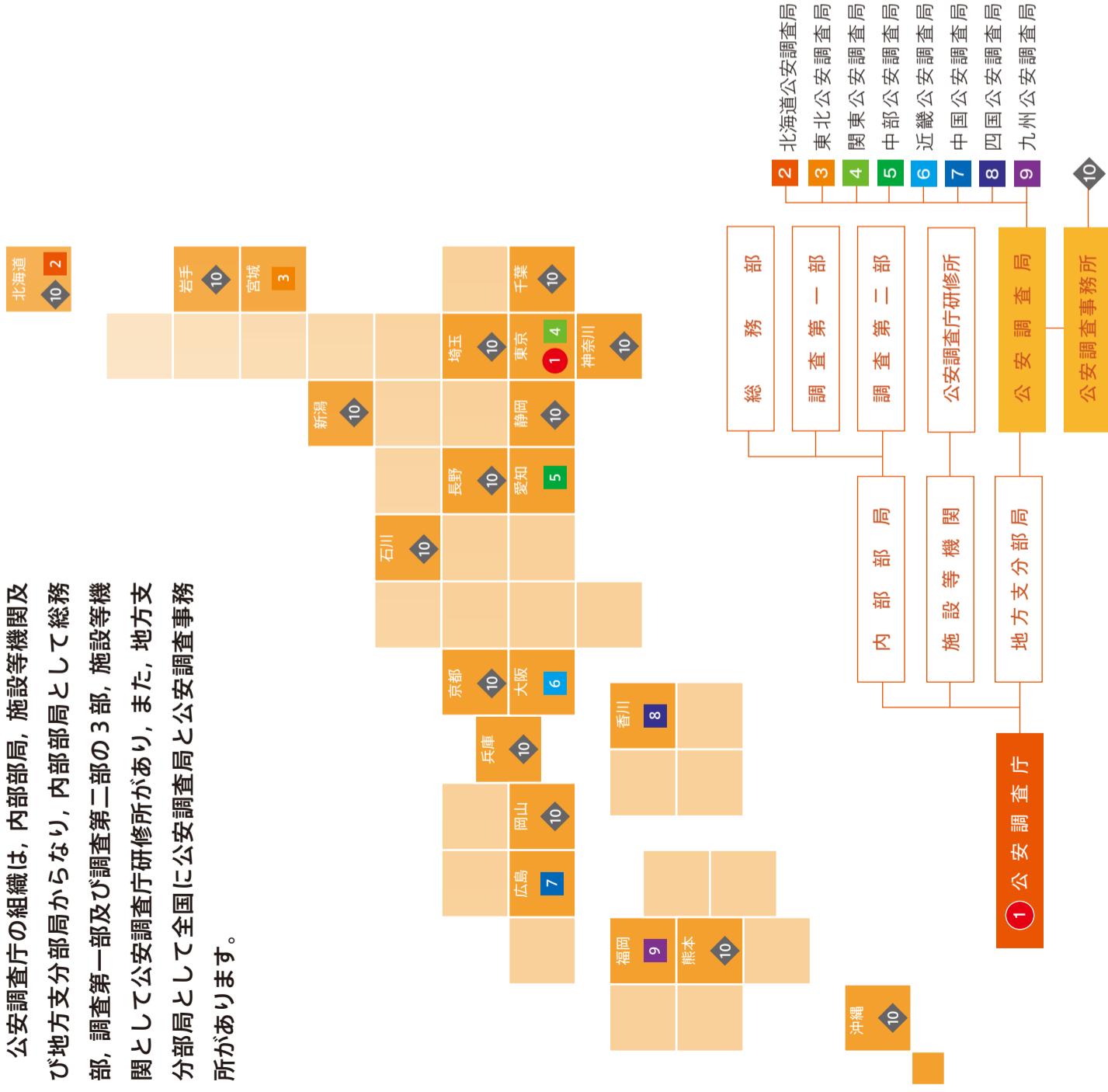


国内外の情報・資料



組織

公安調査庁の組織は、内部部局、施設等機関及び地方支分部局からなり、内部部局として総務部、調査第一部及び調査第二部の3部、施設等機関として公安調査庁研修所があり、また、地方支分部局として全国に公安調査局と公安調査事務所があります。



業務

団体規制

公安調査庁は、破壊活動防止法に基づいて、暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体の調査を行い、規制の必要があると認められる場合には、団体の規制に関し審査及び決定を行う機関である公安審査委員会に対し、その団体の活動制限や解散指定の請求を行います。

また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づいて、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について調査を行うとともに、公安審査委員会に対し、観察処分又は再発防止処分の請求を行います。また、観察処分に付された団体に対しては、報告徴取、団体施設への立入検査などの規制措置を行います。

→オウム真理教に対する観察処分の実施についてはP12へ

破壊活動防止法



無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

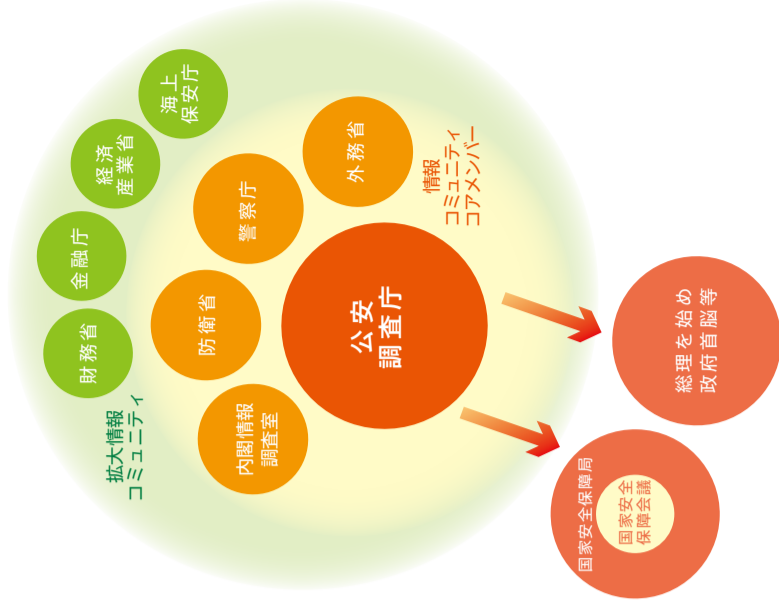


情報貢献

内閣に置かれた内閣情報会議とその下に設置されている合同情報会議は、我が国の情報関係機関によって構成される情報コミュニティです。

公安調査庁はこの情報コミュニティのコアメンバーとして、政府の政策決定に資する情報を日々提供しています。

また、昨年12月に創設された国家安全保障会議と同会議を補佐する内閣官房国家安全保障局にも情報提供することが求められており、これに応えています。



公表資料

国内情勢

公安調査庁では、毎年、国内外の情勢についてまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表しています。「内外情勢の回顧と展望」は、公安調査庁のホームページでご覧になれます。国内外の治安情勢を理解していただくために、是非ご利用ください。

また、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を公表しています。「国際テロリズム要覧」は、国立国会図書館のほか、一部の図書館でもご覧いただけます。「国際テロリズム要覧」の配布を希望される方や、本パンフレットの掲載内容について講演を希望される方（企業・大学の担当者の方など）は、公安調査庁・渉外広報調整室までお問い合わせください。



内外情勢の回顧と展望

毎年1月に、公共の安全に関わる国内外の情勢についてまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表しています。



対立する右派系グループと「対抗勢力」



近隣諸国の在日公館などに抗議活動を実施する右翼団体



オウム真理教施設に対する立入検査の様子



朝鮮総連本部が入居する「朝鮮中央会館」



過激派や共産党が、集会・デモに活動家・党員を動員



オリンピック・パラリンピック

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロに強い社会の構築が求められています。公安調査庁においては、とりわけ、テロの未然防止の観点から、国内外の関係機関との協力態勢を一層強化するとともに、テロとの関わりが疑われる人物や団体・組織の有無及びその動向に関する情報の収集・分析に努めています。

国際テロリズム要覧とWEB版

1993年（平成5年）以降、世界のテロリズムの動きについてまとめた「国際テロリズム要覧」を公表しています。これまではおおむね2年に1回の公表としていましたが、2013年からは毎年公表する予定です。また、2013年6月末から公安調査庁ホームページに「ウェブ版」も掲載しています。ウェブ版は同要覧を国民の皆様にも広く知っていただくことを目指し、2013年版の要覧をわかりやすく再編集したものです。地域情勢や国際テロ組織について、簡単に検索することができるほか、国際テロに関する最近のトピックも掲載しています。



公安調査庁ホームページ・ツイッター・ツイッター公式アカウント

公安調査庁ホームページ <http://www.moj.go.jp/psia/>
 ツイッター公式アカウント http://twitter.com/MOJ_PsIA
 公安調査庁ホームページに掲載する情報を中心に、
 公安調査庁からお知らせしたい情報を提供しています。

国際情勢

北朝鮮によるミサイル発射実験や核の開発、日本人拉致問題、中国による軍事力の広範かつ急速な近代化、国際テロの脅威、大量破壊兵器の拡散など多くの事象が存在しています。とりわけ、我が国の領土や海洋権益をめぐって、周辺諸国等との間に緊張が高まる事態が続発しています。

ロシアでの自爆テロ

平成25年12月29日、ロシア南部ボルゴグラードで、鉄道駅構内において自爆テロが発生し、18人が死亡、40人以上が負傷。12月30日、ロシア南部ボルゴグラードで、走行中のトロリーバス内において自爆テロが発生し、16人が死亡、約40人が負傷。

国際テロ

国際テロの脅威は、「アルカイダ」指導者オサマ・ビン・ラディン殺害(平成23年5月)後も依然として憂慮すべき状況にあります。中でも、「在アルジェリア邦人に対するテロ事件」(平成25年1月)は、我が国にとってもテロの脅威が現実のものであることを示しました。「アルカイダ」などが、我が国をテロの対象と名指していることから、我が国内においても十分な警戒が必要です。



平成25年1月16日、アルジェリア南東部で、日本人10人を含む多数が死亡するテロが発生(左: E P A=時事, 右: 上・右: 共同)

アルジェリア・テロ



北朝鮮による核実験



平成25年2月12日、北朝鮮が3回目の核実験を実施。平壤市では「核実験を祝う軍民交歓会」を開催(2月14日)(朝鮮通信=時事)

天安門前で車両が炎上



平成25年10月28日、中国・天安門前で車両炎上事件が発生、外国人を含む40人以上が死傷(AFP=時事)

中国公船の度重なる領海侵入



我が国漁船(手前)と併走する中国公船(中央)と我が国海上保安庁巡視船

ナイロビ・テロ



平成25年9月21日、ケニア・ナイロビの商業施設で外国人を含む60人以上が死亡するテロが発生(ロイター=共同)

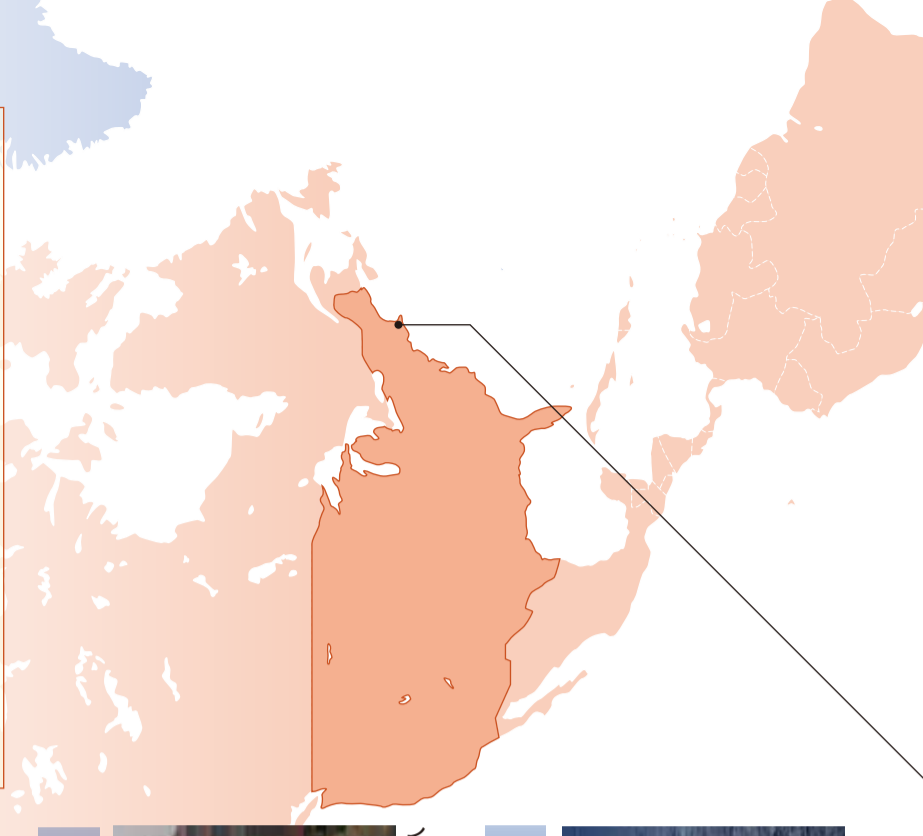
ボストン・テロ



平成25年4月15日、米国・ボストンで開催されたマラソン会場で3人が死亡、約200人が負傷する爆弾テロが発生(ロイター=共同)

北朝鮮の動向

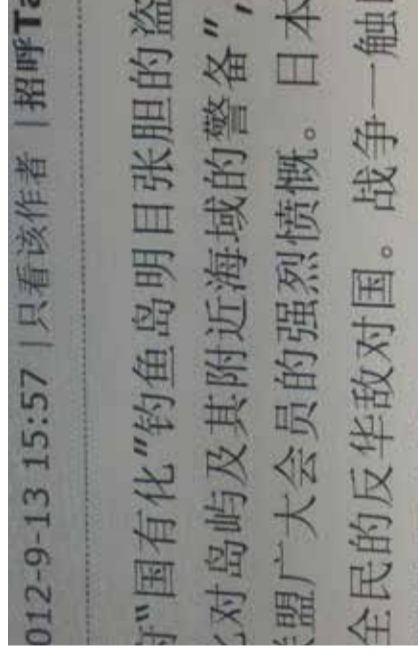
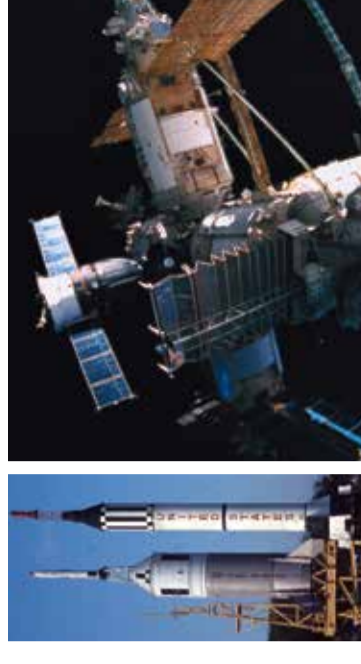
北朝鮮は、国際社会の度重なる中止要求にもかかわらず核・ミサイル開発を継続しており、平成24年には、2回にわたり「人工衛星」と称するミサイルを発射したのに続いて、平成25年には、3回目となる核実験を実施しました。また、延坪島砲撃(平成22年11月)など韓国に対する挑発行為を度々引き起こし、朝鮮半島情勢を緊迫させました。我が国との間でも、日本人拉致問題が未解決であるほか、対北朝鮮措置違反となる違法な輸出事業が繰り返されており、北が、我が国の公共の安全に関わる重大な問題であり、北朝鮮をめぐる諸動向を注視していく必要があります。



機密情報の窃取等を狙った活動

我が国の政府機関や民間企業を標的としたサイバー空間を利用した諜報活動（サイバーインテリジェンス活動）の脅威は高く、政府機関や民間企業が保有する政治、経済、軍事、先端技術などに関する情報を狙ったとみられる事案が、世界各国で明らかになっていきます。こうした機密情報が標的とされる事案には、外国の軍・情報機関などの国家機関が関与している可能性も指摘されています。

平成25年4月23日：
宇宙航空開発機構（JAXA）が、4月17日に同機構サーバに対する不正アクセスがあった旨を発表。
同機構が保有する国際宇宙ステーション実験棟「きぼう」などの運用準備に係る技術情報及び関係者の個人メールアドレスが流出した。



(写真提供:共同通信社)



平成25年2月18日、米国のセキュリティ会社「マンディアント」が、米企業や米政府に対するサイバー攻撃に、中国人民解放軍総参謀部第三部第二局（61398部隊）が関与している可能性が高いとする報告書を発表（写真は、「61398部隊」の拠点とされるビル）
（写真提供:共同通信社）

平成25年3月20日、韓国の放送局などがサイバー攻撃を受け、韓国政府により北朝鮮の犯行と推定された（写真は、中間調査結果を発表する韓国政府関係者）
（写真提供:聯合=共同）



平成24年6月25日：
国際ハッカー集団「アノニマス」関係者を名のる者らが、「オペレーション・ジャパン」と称するサイバー攻撃の実行を呼び掛け。
実際に我が国政府機関等に対するサービス不能（DoS）攻撃やウェブサイトの改ざん等の被害が相次いだ。



(AP=アフロ)

オウム真理教に対する観察処分

地下鉄サリン事件から19年 ―オウム真理教の今―

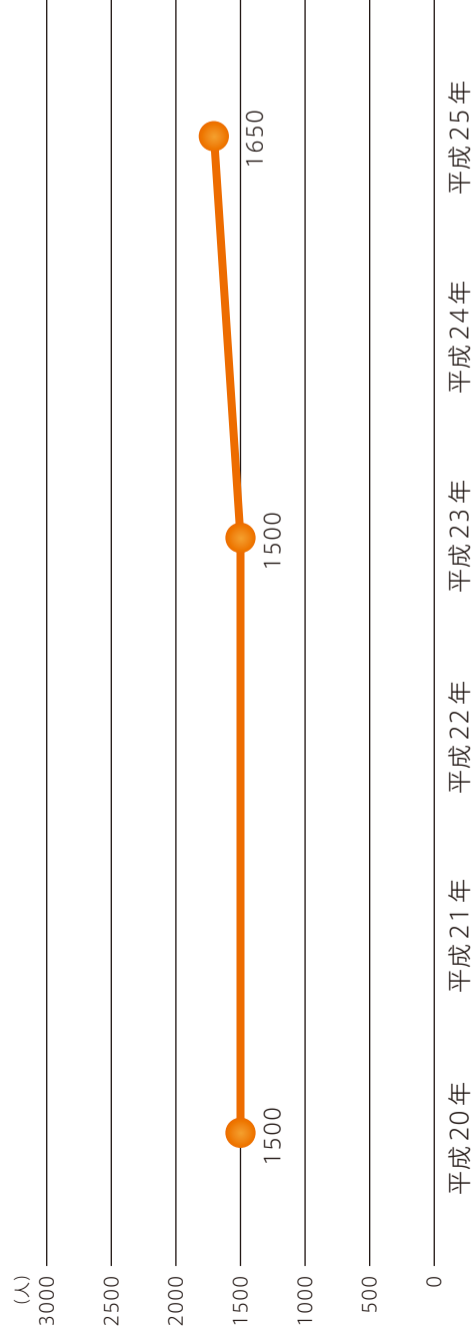
かつて地下鉄サリン事件など未曾有の無差別大量殺人行為を引き起こしたオウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫の意思の捉え方や目的を実現するための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いる主流派と「ひかりの輪」の名称を用いる上祐派に分かれて活動しています。

公安調査庁は、オウム真理教の活動実態を明らかにするため、同教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施しています。平成25年中は、延べ23か所の教団施設に対し、立入検査を実施しま

した(→右ページ図、写真)。団体に対する調査や立入検査では、近年、オウム真理教が学生を含む青年層を主な対象に、教団名を秘匿した勧誘活動を行うなどして、新規信徒を増加させていること(→グラフ)や、麻原死刑囚への絶対的帰依を扶植する指導を強めていることなどが明らかになっています(→写真左)。また、公安調査官等の写真をナイフ様の物で串刺しにし、祭壇付近に置いた状況が明らかになっています(→写真右)。

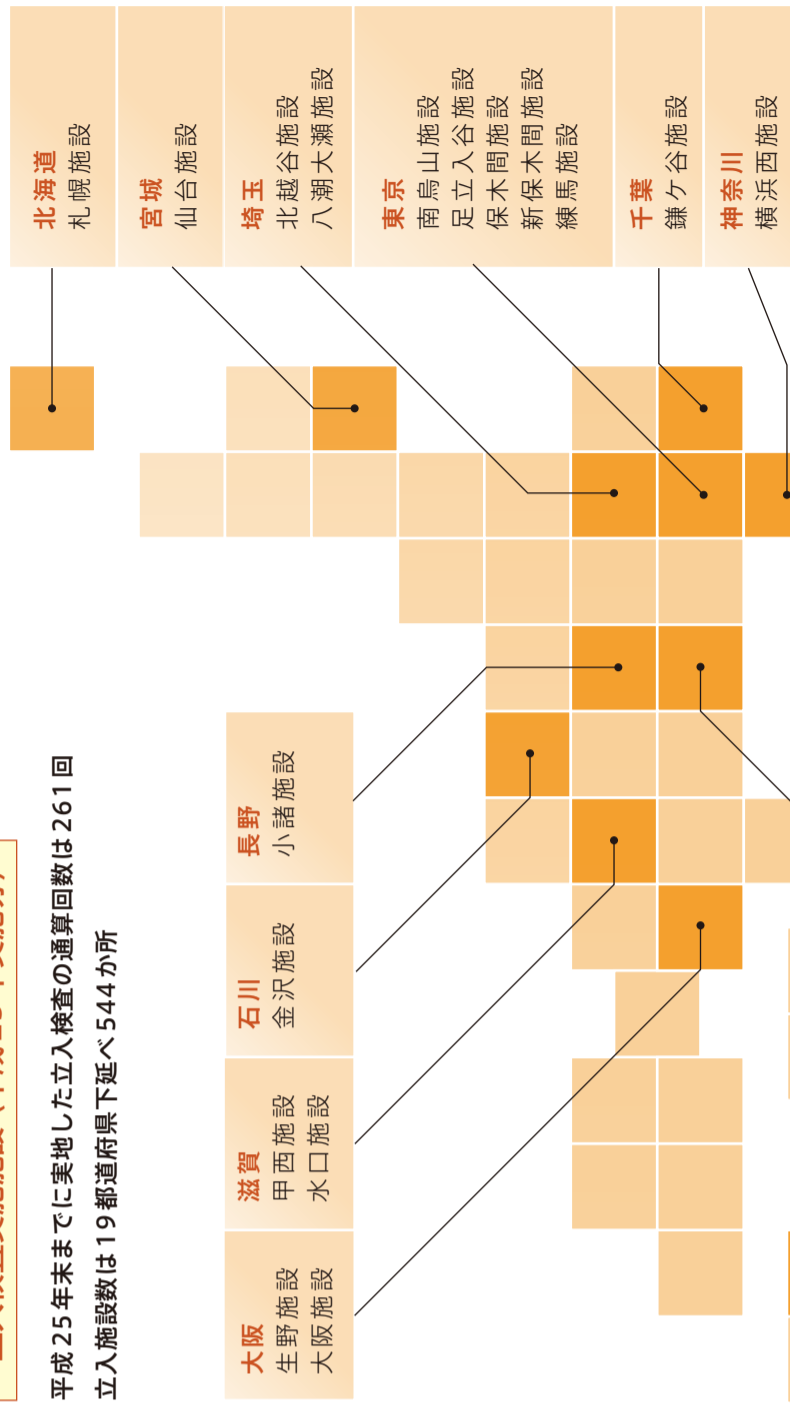


国内におけるオウム真理教信徒数の推移



立入検査実施施設 (平成25年実施分)

平成25年末までに実施した立入検査の通算回数は261回
立入施設数は19都道府県下延べ544か所



沿革

主な公安事件など

- 1952年(昭和27年) 血のメーデー事件 大須騒擾事件 破壊活動防止法施行
- 1954年(昭和29年) ラストボロフ事件(ソ連機関員によるスパイ事件)
公安調査庁設置
- 1955年(昭和30年) 在日本朝鮮人総聯合会(朝鮮総聯)結成
- 1961年(昭和36年) 三無事件(旧軍人将校らのクーデター計画)
- 1968年(昭和43年) 過激各派による新宿騒乱事件
- 1969年(昭和44年) 赤軍派大菩薩峠事件(「軍事訓練」中の活動家逮捕)
- 1970年(昭和45年) 日航「よど号」乗っ取り事件
- 1971年(昭和46年) 国内で過激各派による爆弾事件多発(同年中に41件、313個)
- 1972年(昭和47年) 連合赤軍による、あさま山荘事件
- 1972年(昭和47年) テルアビブ空港乱射事件
- 1973年(昭和48年) 日本赤軍による日航ジャンボ機乗っ取り事件(ドバイ事件)
日本赤軍によるテルアビブ空港乱射事件
- 1974年(昭和49年) 東アジア反日武装戦線による連続企業爆破事件
- 1977年(昭和52年) 宇出津事件(北朝鮮による日本人拉致事件。その後、日本人拉致事件が相次ぐ)
- 1983年(昭和58年) 北朝鮮によるラングーン(現ミャンマー・ヤンゴン)爆弾テロ事件
日本赤軍による日航機乗っ取り事件(ダッカ事件)
- 1987年(昭和62年) 北朝鮮による大韓航空機爆破事件
- 1989年(昭和64年/平成元年) 昭和天皇崩御、過激各派によるゲリラ事件多発 天安門事件
- 1991年(平成3年) ソビエト連邦解体
- 1994年(平成6年) オウム真理教による松本サリン事件 北朝鮮・金日成国家主席死去
- 1995年(平成7年) オウム真理教による地下鉄サリン事件
- 1996年(平成8年) 在ベルー日本大使公邸占拠事件
- 1998年(平成10年) 北朝鮮が「人工衛星」と称する弾道ミサイル(テポドン1号)を発射
- 1999年(平成11年) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行
- 2000年(平成12年) オウム真理教に対する観察処分が決定、公安調査庁が初の立入検査を実施
- 2001年(平成13年) 米国同時多発テロ事件
九州南西海域北朝鮮工作船事件
重信房子日本赤軍最高幹部逮捕
- 2002年(平成14年) インドネシア、バリ島同時爆弾テロ事件
- 2006年(平成18年) 北朝鮮が初の核実験を実施
第1回日朝首脳会談、拉致被害者5名が帰国
- 2011年(平成23年) 「アルカイダ」指導者オサマ・ビン・ラディン殺害
- 2012年(平成24年) 北朝鮮・金正恩第1書記就任
北朝鮮・金正日総書記死去
- 2013年(平成25年) 在アルジェリア邦人に対するテロ事件

公安調査庁は、1952年(昭和27年)7月21日、破壊活動防止法の施行に伴い、同法に規定する破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求に関する事務を一体的に遂行するために設置された行政機関です。

また、1999年(平成11年)12月27日には、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律が施行され、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置に関する事務が付加されました。

公安調査庁は、過去に暴力主義的破壊活動を行った団体、そのおそれのある団体に対し、規制処分を視野に調査を進めるとともに、収集・分析した情報を関係機関へ提供して政府の政策推進に貢献することで、“緑の下の力持ち”として、我が国の民主主義体制擁護の一翼を担ってまいりました。

ソビエト連邦の解体(1991年<平成3年>)に伴い、東西冷戦構造は崩壊したものの、国際テロ組織など非国家主体の脅威が顕在化し、国際情勢は不安定な状況が続いています。公安調査庁は、公共の安全を脅かす活動に対する抑止力として機能し続けています。



オウム真理教による地下鉄サリン事件
(日刊スポーツ=アフロ)



正式辞任の後、クレムリンを出るゴルバチョフ



ニューヨーク世界貿易センタービルテロ事件(2001年9月)
(AP=アフロ)

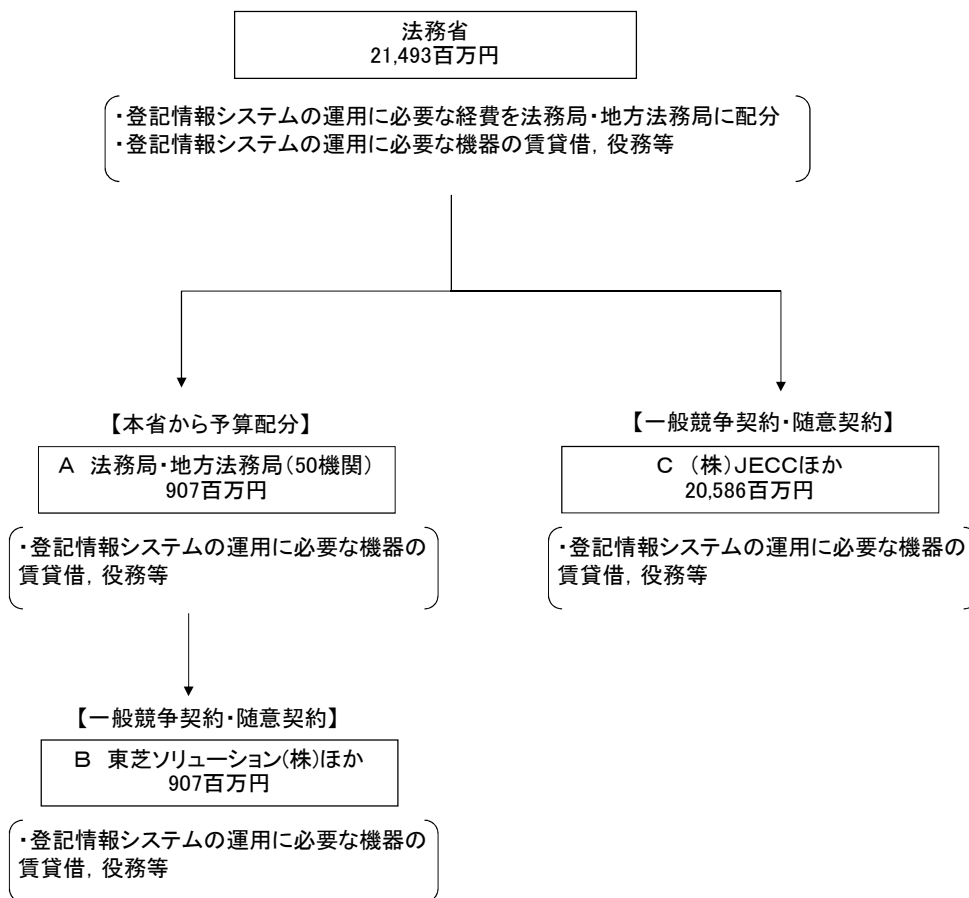


ペルリンの壁崩壊(1989年11月11日)
(picture alliance=アフロ)

平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	登記情報システムの維持管理		担当部局庁	民事局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成18年度 終了(予定)なし		担当課室	総務課		総務課長 小出 邦夫		
会計区分	一般会計		政策・施策名	国民の財産や身分関係の保護 Ⅲ-9-(1)登記事務の適正円滑な処理				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第5号等 商業登記法(昭和37年法律第125号)第1条の2第1号等		関係する計画、 通知等	「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統 括責任者(CIO)連絡会議決定) 「登記情報システムの業務・システム最適化計画」(平成 16年11月19日法務省情報化統括責任者(CIO)決定、平 成19年11月7日法務省情報化推進会議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所にお ける業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事 項証明書等の取得を可能とするなど、社会のニーズに対応した行政サービスを提供する。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の秩序の維持に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可 欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所における適正かつ効率的な業務の遂行を維持するとともに、インターネッ トを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とするなどの社会のニーズに対応した行政 サービスを維持しつつ、更なる向上を図るため、本システムの運用・管理を適切に行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位：百万円)	予算 の状 況		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算	22,439	22,589	21,815	20,898	-	
		補正予算	▲ 392	▲ 62	0			
		前年度から繰越し	29	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0			
		予備費等	0	0	0	0		
		計	22,076	22,527	21,815	20,898	-	
	執行額	22,010	22,267	21,493				
執行率(%)	99.7%	98.8%	98.5%					
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	登記情報システムの稼働率		成果実績	%	99.9	99.9	99.9	
			目標値	%	99.9	99.9	99.9	99.9
			達成度	%	100.0	100.0	100.0	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	登記事項証明書等交付件数 (登記情報提供サービスによる件数を含む。)		活動実績	万件	20,162	20,784	21,707	—
			当初見込み	—	—	—	—	—
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	登記事項証明書の手数料		単位当たり コスト	円	登記事項証明書	700	登記事項証明書	600
	物の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実 費その他一切の事情を考慮して政令で定める(不動産 登記法(平成16年法律第123号)第119条第3項、商業登 記法(昭和38年法律第125号)第13条第1項及び電気通 信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年 法律第226号)第4条第4項)。				登記事項要約書	500	登記事項要約書	450
					印鑑証明書	500	印鑑証明書	450
		全部事項(登記情報提供)		全部事項(登記情報提供)		全部事項(登記情報提供)		
		所有者事項(登記情報提供)		所有者事項(登記情報提供)	380	所有者事項(登記情報提供)	320	
					130		130	
		計算式	/		—		—	
平成26・27 年度予算 内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	通信運搬費	2,432						
	借料及び損料	12,428						
	賃金等	590						
	雑役務費	5,448						
	計	20,898	0					

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	利用件数が多く国民経済に与える影響・効果は大きい。国の制度である登記の手続を行うためのシステムである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の制度である登記の手続を行うためのシステムであり、国が実施する必要がある。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	登記手続を行うためのシステムであり、国民経済に与える影響・効果は大きく、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各種契約の締結に当たっては、業務の内容等を踏まえた上で、原則、一般競争契約の方式により実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	証明書等の交付に要する経費は登記手数料として納付され、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	不動産登記法(平成16年法律第123号)等の規定に基づき、登記手数料令(昭和24年政令第140号)において定められているものであり、妥当な水準である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の運用のために必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	ネットワーク等共用することができるものは共用するなど有効利用している。
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—
	事業番号	類似事業名	
点検・改善結果	点検結果	本事業は、「事業の目的」に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き、事業を円滑に継続していく必要があるが、各要求事項について緊急性等を精査していく必要がある。また、登記情報システムは、システムのオープン化が図られ、仕様が公開されているソフトウェアを採用するなど、ベンダーロックインを極力排除するの方針の下、入札を行っているところ、結果として、一者応札となったものもある。 なお、登記情報システムの運用については、SLA(サービスレベル合意書)を締結し、実施状況を管理するなどして、システム稼働に伴う業務・サービスの継続性を確保するための取組を行っている。	
	改善の方向性	複数事業者の競争によるコスト縮減を図るため、引き続き、システムの設計書を応札予定者に公開しつつ、CIO補佐官の助言を踏まえた仕様の見直しを行っていく。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
事業仕分け第1弾 事業番号 1-38 WGの評価結果 「予算要求の縮減(10%程度)」 とりまとめコメント 「各委員は、保守経費等のシステムの運用経費についてまだコスト削減の工夫の余地があり、ぜひご努力頂きたいとの意見があった。10名が予算要求を削減すべきとし、削減規模の判断は分かれたが、平均をとり、当ワーキンググループとしては、予算要求の10%程度の縮減を結論とする」 以上を受けて、システムに係る役務等を中心に平成22年度予算要求の10%の縮減を行った。			
関連する過去のレビューシートの実績番号			
平成23年	0020	平成24年	0021
		平成25年	0051

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位：百万
円)

(注)端数処理の関係から、一部、整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から、一部、整合しない場合がある。

A.法務局・地方法務局(50機関)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配分	907			
計		907	計		0
B.東芝ソリューション(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	登記情報システムの運用に係る機器に係る 役務の委託	38			
計		38	計		0
C.(株)JECC			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	登記情報システム用機器賃借料	5,082			
借料及び損料	登記情報システム用端末装置賃借料	3,246			
借料及び損料	登記情報システム特定ソフトウェア賃借料	2,719			
借料及び損料	登記情報システム保守用機器賃借料	1,107			
借料及び損料	登記情報システム附帯設備賃借料	664			
借料及び損料	登記情報システム開発用機器賃借料	164			
借料及び損料	登記情報システム自家発電設備	4			
借料及び損料	入退室管理システム用機器賃借料	3			
計		12,989	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東芝ソリューション(株) (性質随契)	登記情報システムの運用に係る機器に係る役務の委託	38 (2)	随意契約	—
2	富士古河E&C(株) (一般競争入札)	登記情報システム用無停電電源装置交換作業等の役務の委託	19 (6)	1	91.4%
3	NTTファイナンス(株) (当初入札)	登記情報システム用プリンタに係る賃貸借	12 (4)	随意契約	—
4	(株)JECC (当初入札)	登記情報システム用スキャナに係る機器の賃貸借	12 (2)	随意契約	—
5	リコーリース(株) (当初入札)	登記情報システム用プリンタに係る賃貸借	10 (3)	随意契約	—
6	富士ゼロックス(株) (少額随契)	登記情報システム用プリンタに係る賃貸借	6 (0.4)	随意契約	—
7	(株)富士通エフサス (少額随契)	登記情報システム用プリンタに係る役務の委託	5 (0.9)	随意契約	—
8	リコージャパン(株) (少額随契)	登記情報システム用プリンタに係る役務の委託	5 (0.9)	随意契約	—
9	エフネットサービス(株) (少額随契)	登記情報システム等のLAN配線に係る役務の委託	3 (0.8)	随意契約	—
10	IBJL東芝リース(株) (当初入札)	登記情報システム用自家発電装置に係る賃貸借	3 (2)	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JECC (平成20年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	登記情報システム用機器等賃貸借	12,989 (2,723)	1	97.1%
2	富士通(株) (平成22年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施)	登記情報システムに係る運用支援業務等	5,167 (1,951)	1	99.2%
3	NTTコミュニケーションズ(株) (当初入札)	新登記情報システム通信サービス等	2,162 (1,090)	随意契約	—
4	アクセンチュア(株) (平成22年度に国庫債務負担行為による競争入札を実施後不落随契)	登記情報システム等に係る統合管理等業務	125	随意契約	—
5	リコーリース(株) (当初入札)	登記情報システム事務処理用印刷装置に係る賃貸借	105 (53)	随意契約	—
6	NTTファイナンス(株) (当初入札)	登記情報システム事務処理用印刷装置に係る賃貸借	34 (34)	随意契約	—
7	(株)日立製作所 (一般競争入札)	登記情報システムの切り替えに伴う電子認証システムとの連携テストに係る役務の委託	2	1	92.0%
8	能美防災(株) (少額随契)	登記情報センター発電設備保守点検整備業務等の役務の委託	1 (0.7)	随意契約	—
9	(株)第一テクノ (少額随契)	登記情報システム用非常用自家発電設備点検作業等の役務の委託	1	随意契約	—
10	日本加除出版(株) (少額随契)	登記統一文字フォントの保守業務	0.2	随意契約	—

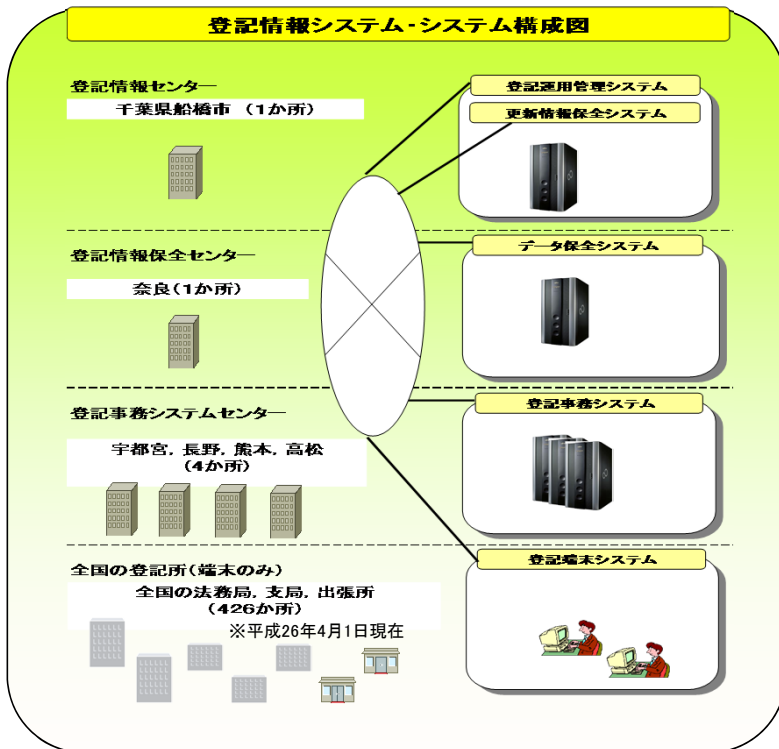
(注) 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

登記情報システムの維持管理

登記情報システムの概要

- ・ 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の秩序の維持に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムである。
- ・ 登記事務の増加に伴う国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理するシステムとして昭和63年から導入を開始した。
- ・ メインフレームを中核として構成された従前のシステムから段階的に再構築を行い、平成22年度までにオープン化した登記情報システムに切替えを完了した。

登記情報システム-システム構成図



- システムのオープン化
 - ・ ハード、ソフトともに特定メーカーに依存しないオープンなシステムへの移行
 - ・ 柔軟でコストパフォーマンスの高いシステムへ
- システムの集約・統合
 - ・ 登記業務データの維持管理及び登記の業務の処理を行う「登記事務システム」を4か所に集約
 - このほか、
 - ・ 運用管理・保守を行う「登記運用管理システム」
 - ・ 登記業務データの二次的な保全を行う「更新情報保全システム」
 - ・ 登記業務データの保全及び障害時に業務代行を担う「登記情報保全システム」
 - ・ 登記所に設置され登記業務を処理する「登記端末システム」によって構成される。

登記情報システムのリプレースの概要

オープンシステムへの切替えを完了した登記情報システムについて、平成24年度以降逐次リプレースを実施し、機器の性能向上等に伴う台数減による借料の更なる削減を行う。

●センター機器等のリプレース

- ・平成22年度までに切替えが完了した登記情報システムのセンター機器は、平成23年度末から逐次リース期間が満了
- ・登記情報システムで採用しているソフトウェア(OS, DBMS等)のサポート終了等

●端末装置等のリプレース

- ・全国の登記所における端末装置等は、平成24年度末から逐次リース期間が満了
- ・登記端末システムで採用しているソフトウェア(OS, ミドルウェア等)のサポート終了等

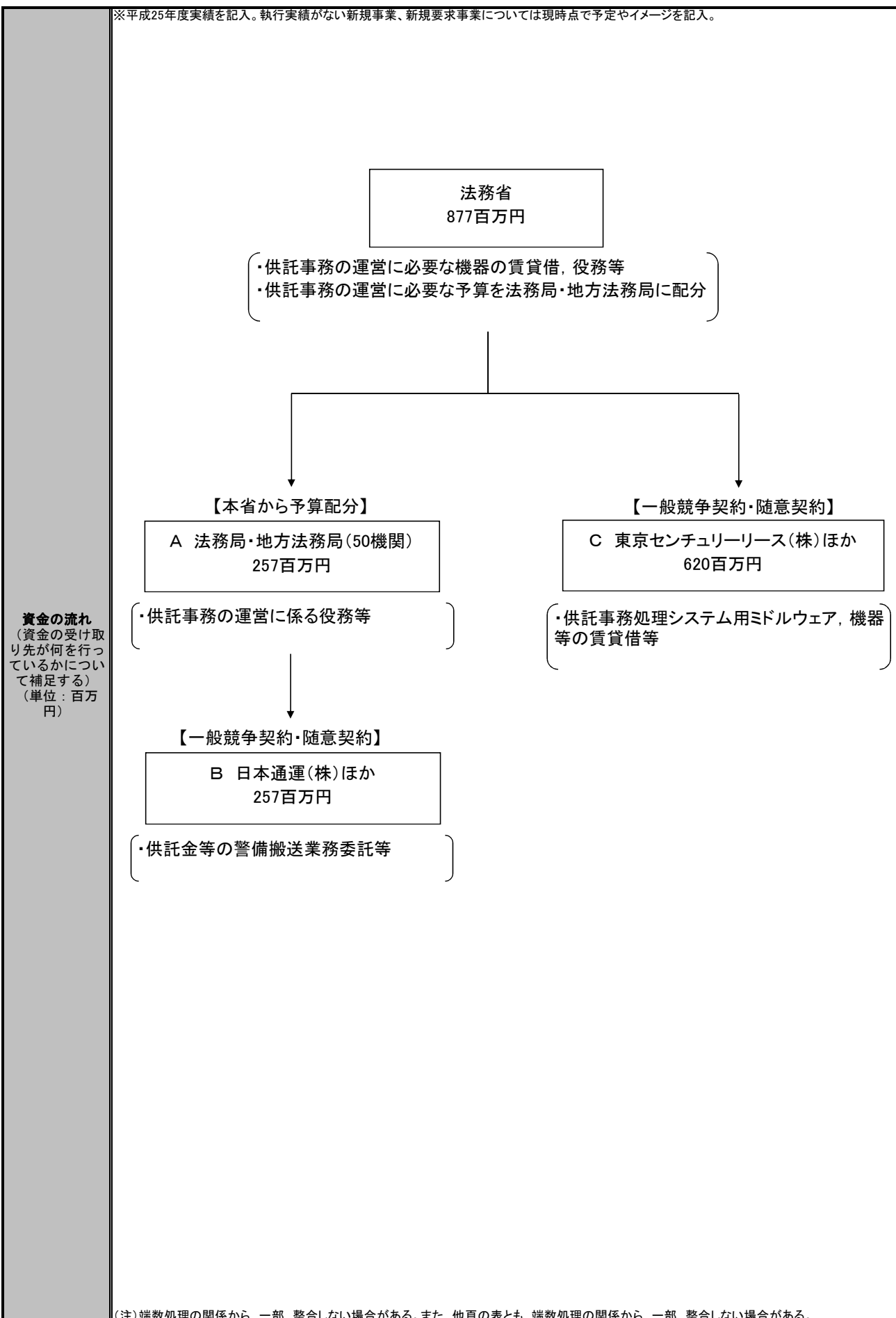
システム\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
登記情報システム	レガシーシステム											
	オープンシステム切替					●切替完了						
	登記情報システムV10							V20リプレース (センター機器等)				
										●切替完了予定		
									登記情報システムV20			

平成26年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	供託事務の運営		担当部局	民事局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：明治24年度 終了(予定)なし		担当課室	総務課		総務課長 小出 邦夫	
会計区分	一般会計		政策・施策名	国民の財産や身分関係の保護 Ⅲ-9-(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	供託法(明治32年法律第15号)等約650法令		関係する計画、通知等	「e-Japan重点計画-2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定) 「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	供託事務は、供託の申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業上の保証等、一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅等、債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	供託とは、金銭、有価証券又は振替国債を国家機関である供託所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の一部)に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、債務の弁済、裁判上の保証、営業上の保証等、一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、各種供託の効力は、供託を義務付け又は許容した法令に規定されている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
		補正予算	697	920	884	931	-
		前年度から繰越し	6	▲ 24	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	
		予備費等	0	0	0	0	
		計	703	896	884	931	-
		執行額	682	866	877		
執行率(%)	97.0%	96.7%	99.2%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)を前年度実績より向上させる。		成果実績	%	8.9	12.3	17.9
			目標値	%	7.4	8.9	12.3
			達成度	%	120.3	138.2	145.5
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	供託事件数(※1)		活動実績	件(※1)	826,013	596,312	553,864
	供託事件数(大量供託事件を除く。※2)		当初見込み	—	—	—	—
	オンライン利用件数(大量供託事件を除く。※3)		活動実績	件(※2)	686,663	572,337	538,010
	供託所数は、全国314か所(平成26年4月1日現在)		当初見込み	—	—	—	—
			活動実績	件(※3)	61,387	70,560	96,068
		当初見込み	—	—	—	—	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	X(当該年度執行額)÷Y(当該年度供託事件数)		単位当たりコスト	円	826	1,452	1,583
			計算式	X/Y	682百万円/826,013件	866百万円/596,312件	877百万円/553,864件
平成26・27年度予算内訳(単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	備品費	2					
	消耗品費	33					
	印刷製本費	6					
	通信運搬費	4					
	借料及び損料	583					
	賃金等	80					
	雑役務費	107					
	供託金利息	116					
	計	931	0				

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	供託制度は、弁済等、債権債務関係の基本を確定する効果をもたらすなど、国民の権利義務に直結する制度である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	供託制度は、弁済等、債権債務関係の基本を確定する効果をもたらすなど、国民の権利義務に直結する制度であることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	政策評価上、国籍・戸籍・供託事務の適正・円滑な処理を達成する手段として、なくてはならない事業として位置付けられている。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各種契約の締結に当たっては、業務の内容等を踏まえた上で、原則、一般競争契約の方式により実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の実施のために真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備された供託事務処理システム等は、供託事務処理を行う上で不可欠なものであり、十分に活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・ 改善 結果	点検結果	本事業は、「事業の目的」に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き、事業を円滑に継続していく必要があるところ、各要求事項については、緊急性等を精査した。 また、単価・数量については、市場動向、過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえ、これを適切に予算へ反映させることにより、一層の経費の節減を図るとともに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により事業者を選定した。			
	改善の 方向性	本事業を円滑に実施するため、引き続き、各要求事項について、緊急性等を精査することとし、また、単価・数量について、市場動向、過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえ、これを適切に予算へ反映させることにより、一層の経費の節減を図っていくこととする。 さらに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により事業者を選定することとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0016	平成24年	0017	平成25年	0061

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



A.法務局・地方法務局(50機関)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配分	257			
計		257	計		0
B.日本通運(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	供託金警備搬送業務の委託等	11			
計		11	計		0
C.東京センチュリーリース(株)			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	供託事務処理システム用ミドルウェア、機器等の賃貸借	185			
借料及び損料	供託事務処理システムの機器等の賃貸借	155			
借料及び損料	供託システムの代行機能の導入に係る機器、ソフトウェア等の賃貸借	109			
借料及び損料	供託オンラインシステムの機器等の賃貸借	7			
計		456	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本通運(株) (一般競争入札)	供託金警備搬送業務の委託等	11 (1)	2	60.3%
2	総合警備保障(株) (一般競争入札)	供託金警備搬送業務の委託等	5 (1)	3	100.0%
3	個人A	非常勤職員(供託相談)の雇用	4	—	—
4	個人B	非常勤職員(供託相談)の雇用	4	—	—
5	個人C	非常勤職員(供託相談)の雇用	4	—	—
6	新日鉄住金ソリューションズ(株) (性質随契)	供託事務処理システムの端末増設作業等	4 (1)	随意契約	—
7	個人D	非常勤職員(供託相談)の雇用	4	—	—
8	個人E	非常勤職員(供託相談)の雇用	4	—	—
9	ローレルバンクマシン(株) (性質随契)	供託金入出金システムの保守等	3 (2)	随意契約	—
10	個人F	非常勤職員(供託相談)の雇用	3	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース(株) (当初入札)	供託事務処理システム用ミドルウェア、機器等賃貸借	185	随意契約	—
	東京センチュリーリース(株) (当初入札)	供託事務処理システムの機器等賃貸借	155	随意契約	—
	東京センチュリーリース(株) (一般競争入札)	供託システムの代行機能の導入に係る機器、ソフトウェア等賃貸借	109	1	99.9%
	東京センチュリーリース(株) (当初入札)	供託オンラインシステムの機器等賃貸借	7	随意契約	—
2	(株)富士通マーケティング (平成24年度に国庫債務負担 行為による競争入札を実施)	供託事務処理システムの代行機能の設計・開発等作業	84	1	99.1%
	(株)富士通マーケティング (一般競争入札)	供託事務処理システムの機能追加等作業	38	1	99.0%
	(株)富士通マーケティング (当初入札)	印鑑照合システムの機器等賃貸借	6	随意契約	—
	(株)富士通マーケティング (一般競争入札)	供託事務処理システムのサーバ運用・管理業務	2	1	98.0%
3	新日鉄住金ソリューションズ(株) (平成22年度に国庫債務負担 行為による競争入札を実施)	供託事務処理システムの運用・保守業務	30	1	92.5%
4	公益財団法人矯正協会 (一般競争入札)	供託諸用紙等の印刷請負業務	3	1	76.4%
5	リコーリース(株) (当初入札)	登記・供託インフォメーションシステムの機器等賃貸借	1.8	随意契約	—
6	(株)第一印刷所 (少額随契)	リーフレットの印刷請負業務	0.8	随意契約	—

(注) 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

供託制度について

供託の意義

供託とは、供託者がある財産（供託物）を国家機関である供託所に提出し、その管理を委ね、供託所を通じてその財産をある者（被供託者）に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成させようとする制度をいう（供託法（明治32年法律第15号）第1条、第2条、第8条等）。

● 供託を義務付け、又は供託を許容する根拠法令（条項）は、約660に上る。 ● 供託官の審査・受理等により、様々な法律関係が確定する。

供託の種類

① 弁済供託

金銭等の給付を目的とする債務（例：地代や家賃等）を負う者が債権者の受領拒否、受領不能又は債権者不確知により債務の履行をすることができない場合について、弁済の目的物を供託することにより、その債務を免れさせる制度（民法（明治29年法律第89号）第494条）

② 執行（配当）供託

民事執行手続等において、供託所をして執行の目的物の管理と執行当事者への交付を行わせるため、執行機関又は執行当事者が供託をする制度（民事執行法（昭和54年法律第4号）第156条第1項及び第2項等）

③ 担保（保証）供託

営業者がその営業活動により生ずる債務を担保するため（営業保証供託、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第25条～第30条等）、又は当事者の訴訟行為等により相手方に生ずる損害を担保するため（訴訟上の担保供託、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第75条、76条等）供託をする制度

④ 没取供託

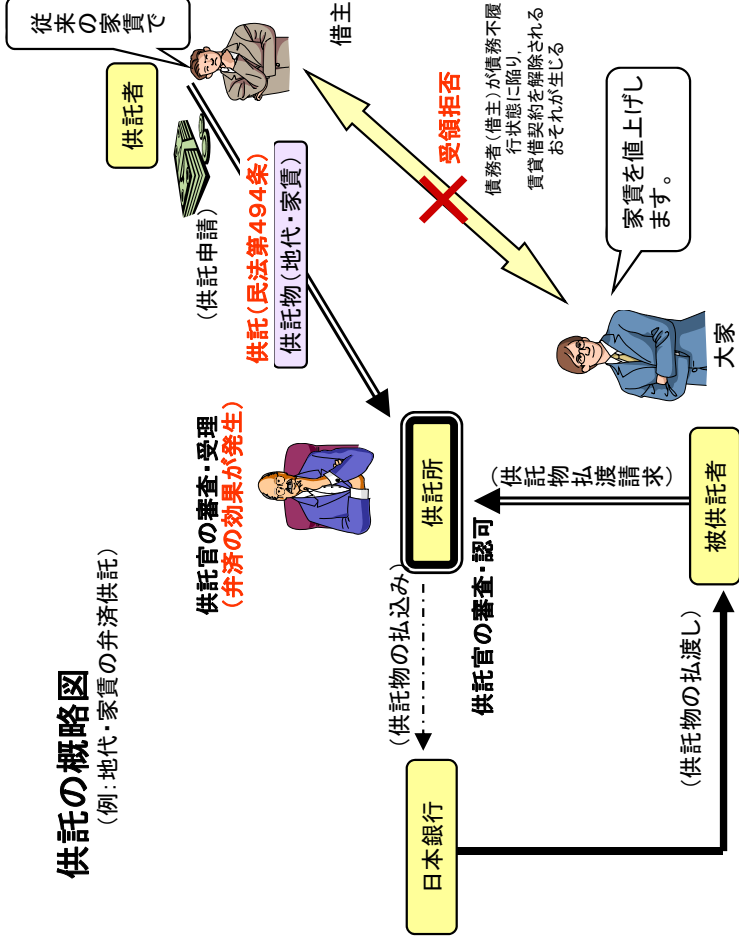
ある一定の目的を実現するため、一定の事由が生じたときは、供託物に対する供託者の所有権をばく奪してこれを国家に帰属させることとする供託をする制度（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第92条による選挙供託等）

⑤ 保管供託

目的物の散逸を防止するため、供託物そのものの保全を目的としての供託を認める制度（銀行法（昭和56年法律第59号）26条、民法497条等）

供託の概略図

（例：地代・家賃の弁済供託）



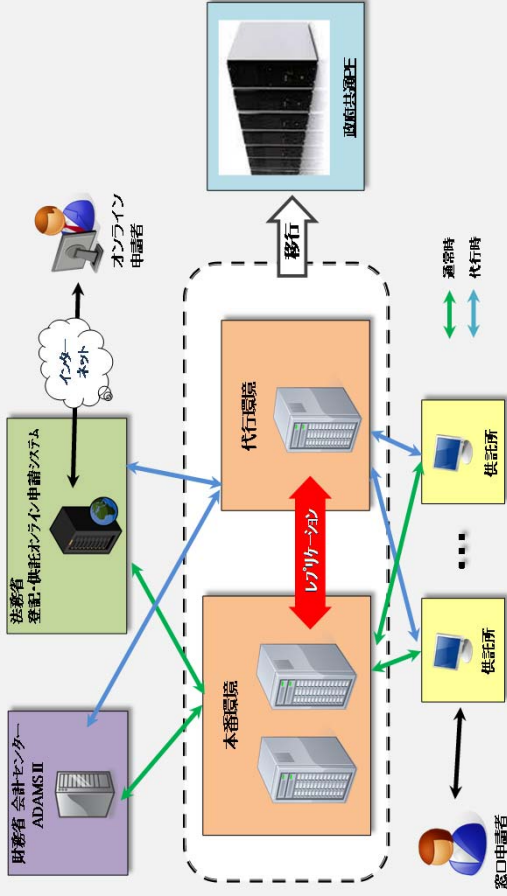
供託所数（平成26年4月現在）

314か所
（内訳）

- 法務局・地方法務局の总局 50か所
- 法務局・地方法務局の支局 264か所

供託事務処理システムの適正な運用

＜供託事務処理システムの概要図＞



＜移行スケジュール＞

改革工程表					
2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)
現行システム (更新前) 運用					
現行システム (更新後) 運用					
	調査研究	仕様検討	入札手続	設計・開発	テスト等
				PI利用開始	次期システム運用

供託事務処理システムの配備

供託制度の適正・円滑な運営のため、全国314箇所（平成26年4月1日現在）の供託所（法務局等）には、供託事務処理のための機器等が配備され、供託事務処理システムとして運用されている。

供託事務処理システムの更新及び代行環境の構築 （平成25年度、同26年度）

平成20年度及び同21年度に更新した供託事務処理システムにおいては、業務を代行する機能が備わっておらず、特に東日本大震災への対応において、供託事務の全部又は一部の停止や情報の喪失という重大なリスクが顕在化した。そのため、平成25年度及び同26年度に、機器の更新に合わせそれぞれ各供託所に設置していたサーバを集約するとともに、集約後のサーバが障害等で稼働できなくなったりした場合でも業務継続を可能とする代行環境を構築している。

供託事務処理システムの政府共通プラットフォームへの移行 （平成30年度、同31年度）

政府情報システム改革ロードマップ（平成25年12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）では、各府省において、投資対効果を踏まえつつ、総務省が整備する共通プラットフォームへの統合・集約化を加速し、政府情報システムのクラウド化を促進することとされている。
供託事務処理システムは、次の更新期である平成30年度及び同31年度に政府共通プラットフォームへ移行する予定となっている。

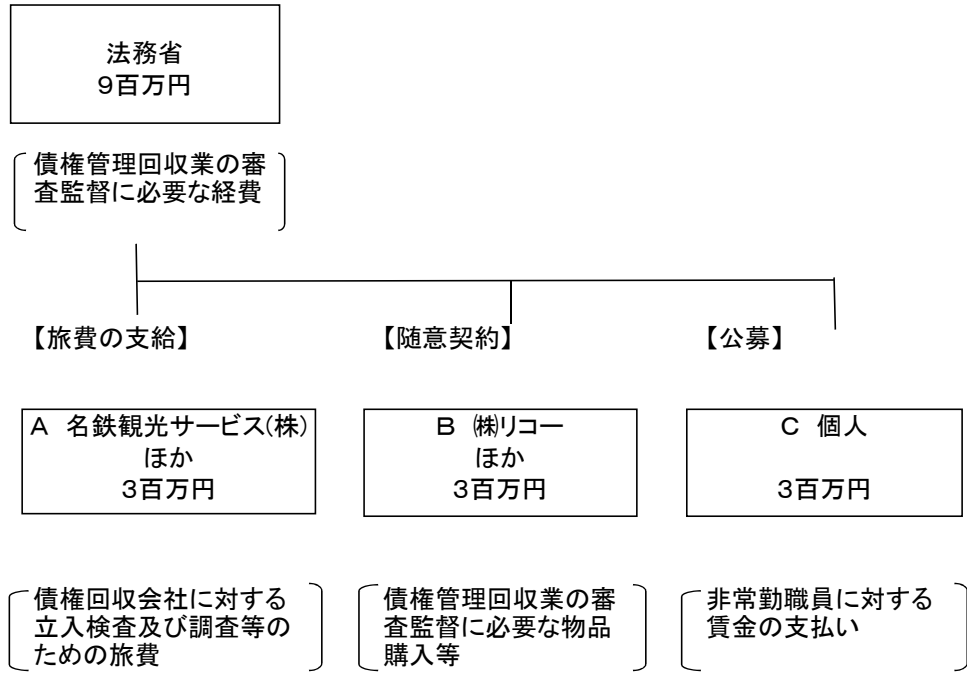
平成26年行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	債権管理回収業の審査監督	担当部局庁	大臣官房司法法制部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成11年度・終了(予定)なし	担当課室	司法法制課	司法法制課長 松本 裕			
会計区分	一般会計	政策・施策名	国民の財産や身分関係の保護 Ⅲ-9-(3) 債権管理回収業の審査監督				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	債権管理回収業に関する特別措置法	関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	許可制度を実施することにより、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、すべての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	10	10	9	10	-
		補正予算	0	0	0	0	-
		前年度から繰越し	0	0	0	0	-
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	-
		予備費等	0	0	0	0	-
	計	10	10	9	10	-	
	執行額	9	8	9			
執行率(%)	94.4	77.1	92.3				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	債権回収会社に対する立入検査における重要指摘事項の改善状況(改善事項数÷前立入検査重要指摘事項数)	成果実績	%	90.5	87	73.3	
		目標値		前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
		達成度	%	100	96.1	84.3	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	債権回収会社に対する立入検査事業所数	活動実績		51	52	63	-
		当初見込み		47	53	56	50
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	債権回収会社検査旅費の執行額を立入検査事業所数で除したもの	単位当たりコスト	千円	61.1	57.6	49.6	65.7
		計算式	千円/事業所数	3,117/51	2,996/52	3,125/63	3,284/50
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	0		※百万円単位で四捨五入している関係から合計額が計算上一致しない場合がある。			
	債権回収会社検査旅費	3					
	庁費	6					
計	10						

事業所管部局による点検・改善									
項目		評価	評価に関する説明						
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者等に対して被害を与えることがないよう、債権回収会社の業務運営等の状況を的確に把握するためには、監督官庁である法務省が立入検査を実施することが不可欠である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○						
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	原則として、旅行会社によるバック商品の利用や、ICカードを活用するほか、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、検査旅費の単位当たりのコスト削減に努めている。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-						
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○						
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-							
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るためには、法務省による立入検査の実施が実効性の高い手段であり、業務運営の不備等に関しては指導を徹底することで、成果目標の達成度向上に努めている。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-						
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-						
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
点検・改善結果	点検結果	債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することに努めている。そのため、債権回収会社における適正な業務運営を確保させるためには、法務省による立入検査は最も有効な手段であり、必要性、効率性、有効性について問題ないといえる。							
	改善の方向性	今後の立入検査についても、限られた人員及び予算において、最大限に検査の実効をあげるために、より効率的な検査態勢を敷くことができるよう検討し、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、引き続き適切に指導監督していくことにより、成果目標の達成度がより一層向上するよう努めてまいりたい。							
外部有識者の所見									
行政事業レビュー推進チームの所見									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成23年	0009	平成24年	0009	平成25年	0062				

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.名鉄観光サービス(株)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	債権回収会社検査旅費及び職員旅費	2			
計		2	計		0
B.(株)リコー			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消耗品費	物品購入	0.5			
計		0.5	計		0
C.個人			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	非常勤職員に対する賃金	3			
計		3	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名鉄観光サービス(株)	旅費	2	—	—
2	職員a	旅費	0.1	—	—
3	職員b	旅費	0.1	—	—
4	職員c	旅費	0.1	—	—
5	職員d	旅費	0.1	—	—
6	職員e	旅費	0.1	—	—
7	職員f	旅費	0.1	—	—
8	職員g	旅費	0	—	—
9	職員h	旅費	0	—	—
10	職員i	旅費	0	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)リコー	物品購入(消耗品)	0.5	随意契約	—
2	(有)法務弘済会	物品購入(郵便切手)	0.4	随意契約	—
3	(株)キタジマ	印刷製本(資料印刷)	0.2	随意契約	—
4	(株)第一文真堂	物品購入(消耗品)	0.2	随意契約	—
5	一般社団法人日本内部監査協会	講習受講	0.2	随意契約	—
6	東京地下鉄(株)	ICカード乗車券	0.2	随意契約	—
7	新日本法規出版(株)	物品購入(追録)	0.1	随意契約	—
8	日本加除出版(株)	物品購入(追録)	0.1	随意契約	—
9	丸の内新聞事業協同組合(株)	物品購入(消耗品)	0.1	随意契約	—
10	(株)きんざい	定期刊行物購読料	0	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人a	非常勤職員の雇用	3	公募	—
2					—
3					—
4					—
5					—
6					—
7					—
8					—
9					—
10					—

債権回収会社（サービサー）制度

サービサー制度創設の背景事情

大手金融機関の破綻が相次ぐなどしていた平成9年末ころ、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進を図ることが喫緊



他人から委託を受けて金銭債権の回収を行うことができるのは、弁護士のみ。
また、何人も、他人から金銭債権を譲り受け、その権利の実行を行うことを業とすることはできない。(弁護士法第72条, 第73条)

サービサー制度創設

(平成11年2月施行)

金融機関等の不良債権の処理等を促進するため、これまで弁護士にしか許されなかった債権回収業を法務大臣の許可制を採ることによって民間業者に解禁することを目的とした「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成10年法律第126号)が平成11年2月1日に施行された。

サービサーの状況

★会社数 (平成26年6月1日現在) ★

許可会社数 123社
(うち営業会社数92社)

★取扱実績 (平成25年12月31日現在) ★

取扱債権数 約1億2,771万件
取扱債権額 約363兆円
回収額 約41兆5,414億円

サービサー制度の概要

法務大臣の許可制

【許可要件】

- 資本金5億円以上の株式会社
- 取締役の1名以上に弁護士
- 暴力団員等の関与がないことなど

取扱債権

サービサーは、法令で定める特定金銭債権のみ取扱いが可能。

- 金融機関等の貸付債権
- リース・クレジット債権
- 資産流動化関連債権
- 法的倒産者が有する金銭債権など

行為規制など

- 業務遂行に当たり、威迫的行為の禁止などの厳しい行為規制あり
- 法務省による立入検査、報告の徴求などの必要な監督など

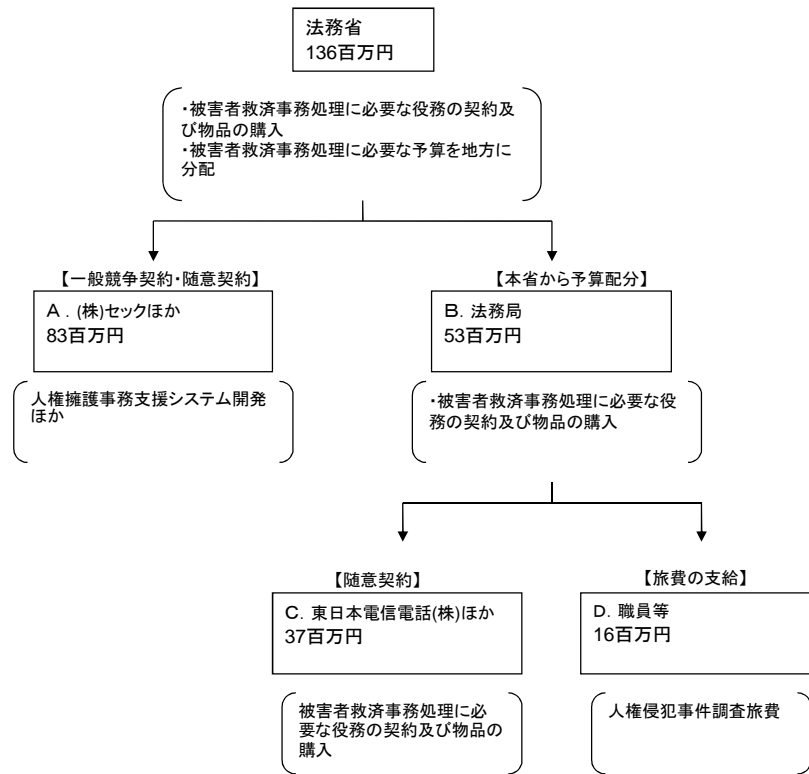
暴力団排除の仕組み

- 役員等に暴力団員等がいる場合には許可せず
- 暴力団員等を業務の補助者とすることの禁止
- 暴力団員等への債権譲渡禁止
- 警察庁の関与など

平成26年行政事業レビューシート (法務省)								
事業名	人権侵害による被害者救済活動の実施	担当部局庁	人権擁護局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度/終了年度：なし	担当課室	調査救済課	調査救済課長 大山 邦士				
会計区分	一般会計	政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	法務省設置法第4条26号, 第29号	関係する計画、 通知等						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」を実現するため、人権侵害の被害の救済及び予防を図ることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>①全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局における常設相談所、デパート等における特設相談所のほか、手紙・専用相談電話・インターネット等により人権相談を受け付ける。</p> <p>②人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告などがあつた場合、人権侵害事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講ずるとともに、救済措置後における被害者に対するアフターケアも行う。</p> <p>③上記①②について広く国民に周知を図るため、ポスターの掲示・リーフレットの配布等の各種広報活動を実施する。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	125	115	146	126	-	
		補正予算	0	0	0	-	-	
		前年度から繰越し	0	0	0	0	-	
		翌年度へ繰越し	0	0	0	-	-	
		予備費等	0	0	0	-	-	
	計	125	115	146	126	-		
	執行額	116	115	136	-	-		
執行率 (%)	92.8%	100.0%	93.2%	-	-			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	人権相談件数	成果実績	件	266,665	266,489	256,447	-	
		目標値	—	—	—	—	—	
	人権侵害事件開始件数	成果実績	件	22,168	22,930	22,437	-	
目標値		—	—	—	—	—		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	特設人権相談所開設数(社会福祉施設等)	活動実績	回	499	630	671	—	
		当初見込み	回	622	499	630	671	
	子どもの人権SOSモニター配布枚数	活動実績	枚	11,443,903	11,371,886	11,202,960	—	
		当初見込み	枚	11,455,157	11,443,903	11,371,886	11,202,960	
	専用相談電話開設件数	活動実績	件	3	3	3	—	
		当初見込み	件	3	3	3	3	
	インターネット専用相談窓口開設件数	活動実績	件	4	4	4	—	
		当初見込み	件	4	4	4	4	
	単位当たり コスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
執行額÷(人権相談件数+人権侵害事件開始件数)		単位当たり コスト	円	402	397	487	—	
		計算式	/	116百万円 /288,833件	115百万円 /289,419件	136百万円 /278,884件	—	
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	人権擁護業務旅費	20						
	人権擁護業務庁費	106						
	計	126	0					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	日本国憲法の下で保障されている基本的人権が尊重され、多様な人々が共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、当事業の優先度は高いと考えられる。 人権相談件数及び人権侵害事件開始件数は、依然として高水準で推移しており、あらゆる人権侵害を対象とする人権救済活動は、広く国民からのニーズがある。 人権侵害事件の対応については、全国統一な対応を行う必要があることから、引き続き国が事業を行う必要があると考える。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約案件は、基本的に一般競争契約としている。 単位当たりコストについては、平成25年度は平成24年度より高くなっているものの、これは人権擁護事務支援システムの開発にかかる費用(26百万円)が計上されたためであり、当該支出を除いた通常の支出で計算した場合、平成25年度の単位当たりコストは383円となり、平成24年度よりも低く抑えられている。 費目・使途については、人権相談に係る各種ツール等の真に必要なものに限定されていると考える。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	平成25年においては、約25万6千件の人権相談に適切に対応するとともに、人権侵害の疑いのある事案である約2万2千件について、人権侵害事件として事案に応じた救済措置を講じるなど適切に処理しており、被害者の実効的な救済の観点から、効果的であったと考える。 人権相談件数及び人権侵害事件開始件数は、依然として高水準で推移していることから、人権相談に係る各種ツールや広報用ポスター等は十分に活用されていると考える。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国民の利用しやすさという観点からも、あらゆる人権問題を扱う総合的な相談窓口が必要であり、個別の課題に特化した行政機関が存在する場合には、当該機関と連携して、被害者の意向を踏まえた実効的な救済の実現を図っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		各種相談事業等				
点検・改善結果	点検結果	人権相談は、助言等を行うことにより、相談者の自主的解決を支援する活動だけでなく、相談自体が人権侵害事件の端緒となるものであり、被害者の救済の第一段階として重要な役割を果たすものである。そのためには、相談者がアクセスしやすい体制を構築し、相談窓口を周知することにより、潜在する人権侵害事案を適切に把握し、被害者の実効的な救済を図ることが必要である。				
	改善の方向性	本事業は、事業の目的に示すとおり極めて重要な事業であることから、引き続き、本事業を適正円滑に実施していくことは必要不可欠である。 なお、人権相談等の広報活動については、ポスターの掲示やリーフレットの作成・配布等による周知のみならず、政府広報の利用や報道機関等への取材依頼、また、各地域の実情に応じ、地方自治体の広報紙等への掲載依頼など、費用負担面を考慮した広報活動を一層活用するなど、引き続き支出費用の効率化に努めるほか、過去の実績等を踏まえ、一層の効率性・有効性の向上に努めることとしたい。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0053	平成24年	0058	平成25年	0063

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかにつ
 いて補足する)
 (単位:百万
 円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。
 また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

A.(株)セック			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権擁護事務支援システム開発	26			
計		26	計		0
B.法務局			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	53			
計		53	計		0
C.東日本電信電話(株)			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
通信運搬費	電話料	13			
計		13	計		0
D.職員等			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)セック (一般競争入札)	人権擁護事務支援システム開発	26	3	97.7%
2	(株)アイネット (一般競争入札)	「子どもの人権SOSミニレター」印刷費	20	2	79.8%
3	NTTコミュニケーションズ(株) (随意契約)	電話料	15(9)	随意契約	—
4	朝日梱包(株) (一般競争入札)	発送費	12(12)	1	87.7%
5	(株)朝日広告社 (一般競争入札)	バナー広告経費	5	10	91.6%
6	(株)ケー・デー・シー (一般競争入札)	人権相談メール受付システム運用保守	2	2	89.1%
7	(株)青葉堂印刷 (一般競争入札)	リーフレット作成・印刷費	1	6	85.2%
8	東京センチュリーリース(株) (随意契約)	人権相談メール受付システム機器借料	0.8	随意契約	—
9	(株)双文社 (少額随契)	ポスター作成・印刷費	0.4	随意契約	—
10	(株)JECC (一般競争入札)	人権擁護事務支援システム機器借料	0.2	2	75.9%

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本電信電話(株) (随意契約)	電話料	13	随意契約	—
2	日本郵便(株) (随意契約)	郵便料	11	随意契約	—
3	日本通運(株) (一般競争入札、少額随契)	発送費	1(1)	2	98.0%
4	リコージャパン(株) (随意契約)	コピー機保守料	1	随意契約	—
5	佐川急便(株) (一般競争入札、少額随契)	発送費	1(0.2)	3	68.3%
6	西日本電信電話(株) (随意契約)	電話料	0.9	随意契約	—
7	新日本法規出版(株) (少額随契)	書籍購入費	0.4	随意契約	—
8	(株)ディエスジャパン (一般競争入札、少額随契)	トナー等購入費	0.4(0.2)	4	80.8%
9	(株)金剛 (随意契約)	コピー機保守料	0.3	随意契約	—
10	富士ゼロックス(株) (随意契約)	コピー機保守料	0.3	随意契約	—

※ 括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

また、支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)タビックスジャパン (随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	1	随意契約	—
2	トップツアー(株) (随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	0.3	随意契約	—
3	個人A	人権事務指導等に必要旅費	0.3	—	—
4	四国旅客鉄道(株) (随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	0.2	随意契約	—
5	ニューワールドツーリスト中国 観光(株)(随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	0.2	随意契約	—
6	個人B	人権事務指導等に必要旅費	0.2	—	—
7	名鉄観光サービス(株) (随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	0.2	随意契約	—
8	西鉄旅行(株) (随意契約)	人権事務指導等に必要旅費	0.2	随意契約	—
9	個人C	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—
10	個人D	人権事務指導等に必要旅費	0.1	—	—

※ 支出額は、法務局・地方法務局全50局の総額である。

あなたはその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、

身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。
困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

人権相談から問題解決までの流れ

1

被害の申告・相談

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

● **人権擁護委員** / 法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。現在、約14,000人の委員が全国の全ての市町村(区)に配置されています。
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



2

調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
 - 秘密は必ず守ります。
 - 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。
- 簡易**
- 手続に費用はかかりません。
 - 弁護士等の代理人は必要ありません。
 - 書面の作成など複雑な手続はありません。
- 迅速**
- 速やかに救済手続を開始します。*
 - 短期間での解決を目指します。
- 柔軟**
- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
 - 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
 - (当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
 - 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。
- *事業によっては手続を開始しない場合があります。

4

処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3

救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とします。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

- **援助** 関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
- **調整** 当事者間の関係調整を行います。
- **説示・勧告** 人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
- **要請** 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
- **通告** 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
- **告発** 刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
- **啓発** 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

実際の事例

Aさんの場合

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



Bさんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的な対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらおう人権教室を行いました。



Cさんの場合

理容店において、外国人であることを理由に散髪を拒否されたという相談があったものです。同店店長に話を聴いて事情を把握した上で、合理的な理由のない不当な差別はないよう説示しました。



インターネット上での人権侵害について

インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。

- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、法務局からの削除要請を行わない場合があります。

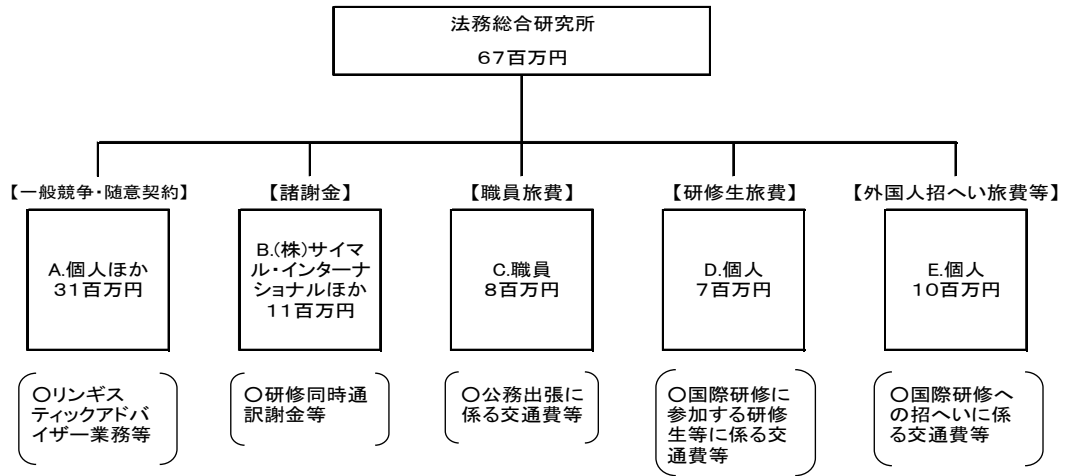


平成26年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	国際連合に協力して行う国際協力の推進		担当部局庁	法務総合研究所	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和36年度 終了年度：未定		担当課室	総務企画部総務課	総務企画部副部長 茂木 善樹		
会計区分	一般会計		政策・施策名	法務行政における国際化対応・国際協力 VI-13-(2)法務行政における国際協力の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定 法務省設置法第4条第36号 法務省組織令第61条、第62条第1項第3号		関係する計画、通知等	キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国連と協力して行う刑事司法分野での研修・調査研究、刑事政策の推進に有用な情報の発信及びグッドガバナンスの確立・普及等に向けた技術協力により、アジア・太平洋地域を中心とする国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の促進、国際犯罪への対策強化等を図り、我が国を含む国際社会の安定と安全の確立に寄与する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国連と日本国政府との間の協定により設立された国連アジア極東犯罪防止研修所を国連と共同して運営し、アジア・太平洋地域を中心とする国々から捜査、裁判、矯正、保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪の防止と犯罪者の処遇・少年非行の防止と非行少年の処遇に関する国際研修やセミナーを開催するほか、国連が実施する犯罪防止・刑事司法における諸活動に参画し、犯罪防止と犯罪者の処遇等に関する調査・研究及びその成果の発信・提供を行う。また、東南アジア地域の国々から刑事司法分野の実務家を招へいして、グッドガバナンスの確立・普及等に向けた地域セミナーを開催する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
		補正予算	74	71	68	84	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	1	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	75	71	68	84	-
	執行額	69	63	67	-	-	
	執行率(%)	92.0%	88.7%	98.5%	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	犯罪の防止と刑事司法運営の健全な発展のための国際研修等に参加した研修生の満足度	成果実績	%	97.0	94.0	87.7	-
		目標値	%	89.3	89.3	89.3	89.3
		達成度	%	108.6	105.3	98.2	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	犯罪の防止と刑事司法運営の健全な発展のための国際研修等に参加した研修員の延人日	活動実績	延人日	4,381	4,231	4,081	-
		当初見込み	延人日	4,300	4,300	4,045	4,378
		実績	延人日	4,381	4,231	4,081	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	実質的な研修経費÷延人日	単位当たりコスト	円	8,193	7,730	8,201	7,733
		計算式	円/延人日	35,893,800 /4,381	32,709,600 /4,231	33,466,500 /4,081	33,857,000 /4,378
平成26・27年度予算内訳(単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	政府開発援助諸謝金	12					
	政府開発援助職員旅費	16					
	政府開発援助研修生旅費	8					
	政府開発援助外国人招へい旅費	14					
	政府開発援助庁費	31					
	政府開発援助情報処理業務庁費	0.8					
	政府開発援助招へい外国人滞在費	2					
計	84	0					

事業所管部局による点検・改善							
		項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、主として国連と日本国政府との間で締結された協定に従って実施している。			
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	予算の執行に当たっては、支出の妥当性、相当性、競争性を確保するとともに、コスト削減に努め、事業目的に必要なものに限定している。			
		受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
		単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—					
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	成果実績については、前年度から落ち込み、目標値にわずかに達しなかったが、高い値を維持している。 なお、研修内容については、叢書として出版して、国連関係機関、刑事司法機関、大学等の研究機関に送付しており、各種事業、研究及び研修等に継続的に活用されている。			
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
		事業番号	類似事業名				所管府省・部局名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、主として国連と日本国政府との間で締結された協定に基づいて実施している。平成25年度については、研修員が当初予定より減少したことに伴い、活動実績が落ち込んだため、延人日当たりのコストが高くなったが、研修員の満足度は高いことから、事業は有効に実施されているものと認められる。					
	改善の方向性	今後も引き続き、研修員の満足度を更に高めるように留意しつつ、より効果的・効率的に活動を行うことができるよう手法等を検討したい。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
	平成23年	0066	平成24年	0073	平成25年	0082	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.個人A			E.個人T		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	リングスティックアドバイザー業務	5	外国人招へい旅費等	国際研修への招へいに係る交通費等	1
計		5	計		1
B.(株)サイマル・インターナショナル			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	通訳	9			
計		9	計		0
C.職員A			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外国旅費等	公務出張に係る交通費等	2			
計		2	計		0
D.個人J			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A (企画競争)	リングスティックアドバイザー業務	5	1	94.3%
2	(株)サイマル・インターナショナル (一般競争入札)	仏語圏アフリカ刑事司法制度研修等通訳業務	4	2	82.0%
3	(株)プライムステーション (一般競争入札)	リソースマテリアル等印刷業務	2	2	47.7%
	(株)プライムステーション (少額随契)	東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー印刷業務	0.5	随意契約	-
4	(株)ケー・デー・シー (一般競争入札)	研修生に対するコーディネート等業務	2	1	98.8%
5	カンタムソリューションズ(株) (一般競争入札)	梱包発送業務	2	2	84.5%
6	レクシスネクシス・ジャパン(株) (性質随契)	外国法律文献データベース提供業務	2	随意契約	-
7	広友物産(株) (性質随契)	国際研修に係る物品の購入	1	随意契約	-
8	(株)紀伊國屋書店 (性質随契)	外国雑誌の購入	0.9	随意契約	-
	(株)紀伊國屋書店 (一般競争入札)	六法全書の購入	0.1	3	97.6%
	(株)紀伊國屋書店 (少額随契)	書籍の購入	0	随意契約	-
9	(株)アール・エス・シー (少額随契)	国際研修施設修繕等	1	随意契約	-
10	シダックスフードサービス(株) (少額随契)	国際研修歓送レセプション業務等	0.9	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)サイマル・インターナショナル	通訳	9	-	-
2	麹町税務署	諸謝金に対する源泉徴収	0.2	-	-
3	個人B	講師	0.2	-	-
4	個人C	講師	0.1	-	-
5	個人D	講師	0.1	-	-
6	個人E	講師	0.1	-	-
7	個人F	講師	0.1	-	-
8	個人G	講師	0.1	-	-
9	個人H	講師	0.1	-	-
10	個人I	講師	0.1	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	公務出張に係る交通費等	2	-	-
2	職員B	公務出張に係る交通費等	2	-	-
3	職員C	公務出張に係る交通費等	0.8	-	-
4	職員D	公務出張に係る交通費等	0.5	-	-
5	職員E	公務出張に係る交通費等	0.5	-	-
6	職員F	公務出張に係る交通費等	0.4	-	-
7	職員G	公務出張に係る交通費等	0.4	-	-
8	職員H	公務出張に係る交通費等	0.3	-	-
9	職員I	公務出張に係る交通費等	0.3	-	-
10	職員J	公務出張に係る交通費等	0.3	-	-

D.

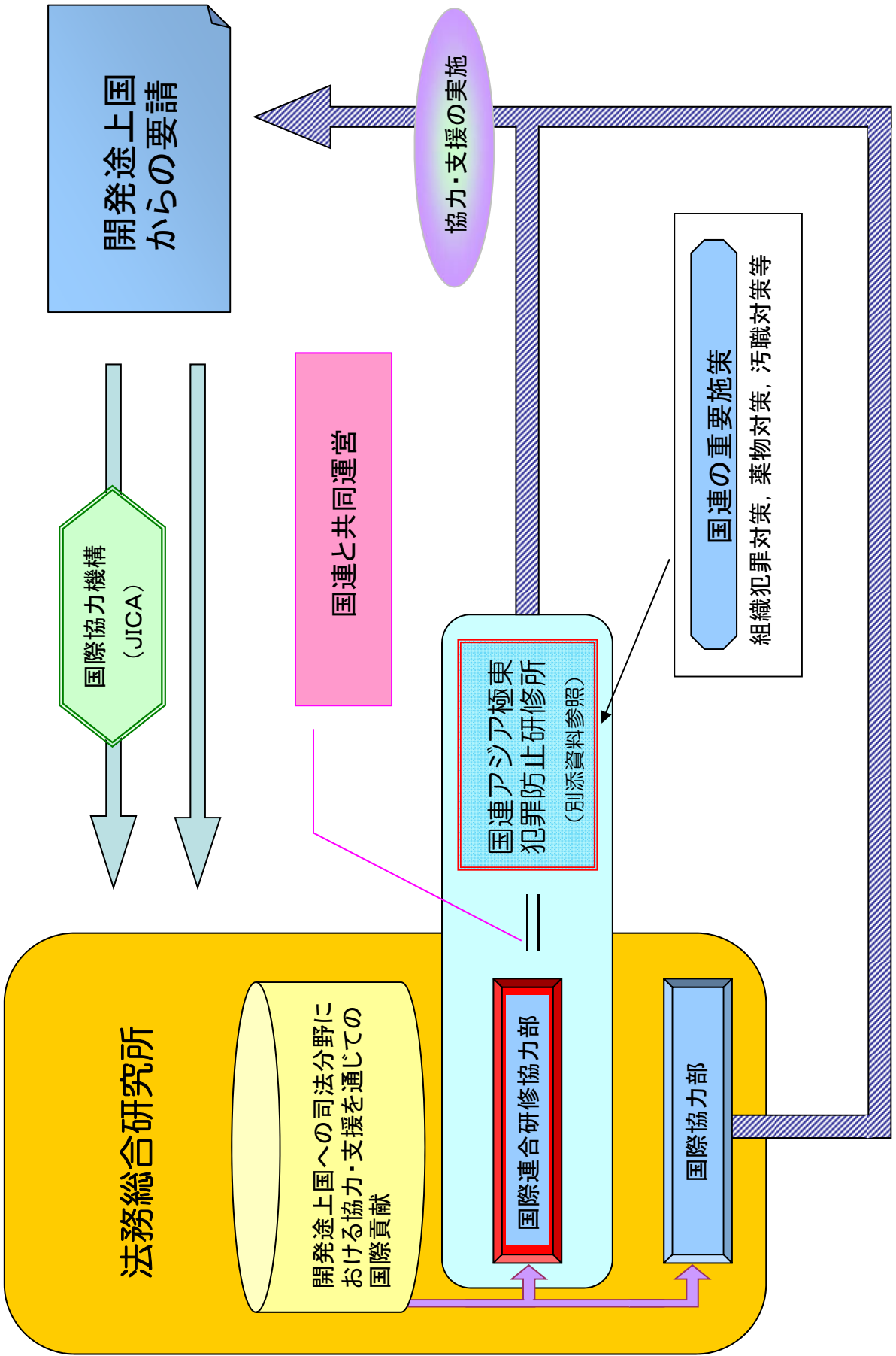
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人J	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
2	個人K	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
3	個人L	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
4	個人M	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
5	個人N	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
6	個人O	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
7	個人P	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
8	個人Q	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-

9	個人R	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-
10	個人S	国際研修参加に係る交通費等	0.2	-	-

E.

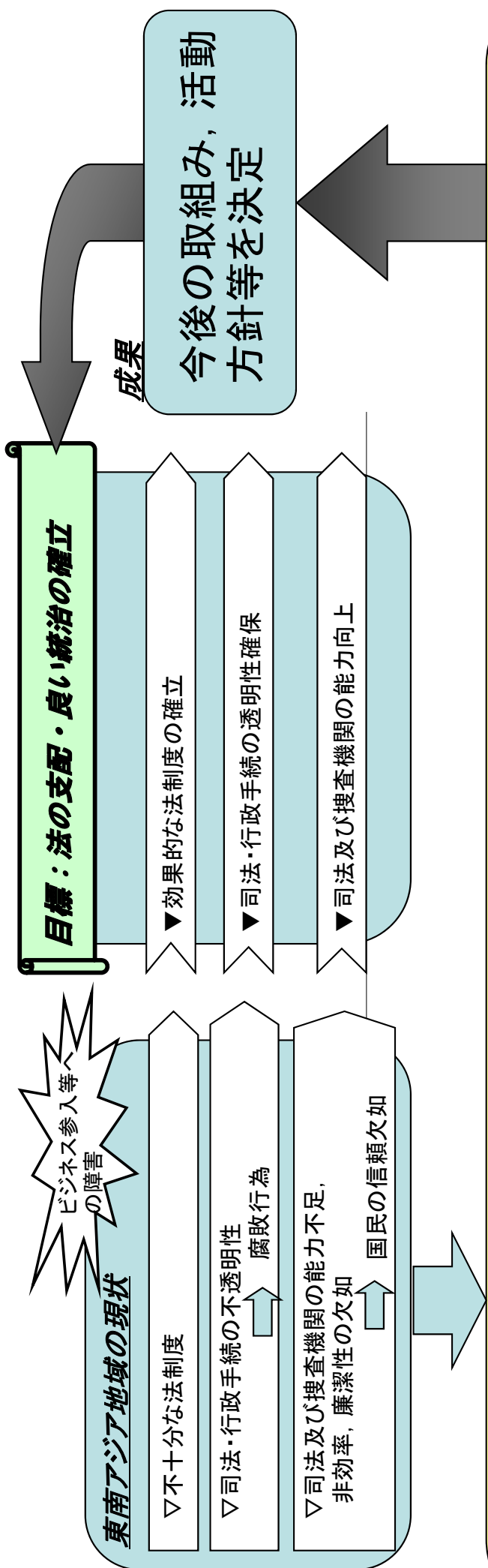
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人T	外国人招へいに係る交通費等	1	-	-
2	個人U	外国人招へいに係る交通費等	1	-	-
3	個人V	外国人招へいに係る交通費等	1	-	-
4	個人W	外国人招へいに係る交通費等	0.9	-	-
5	個人X	外国人招へいに係る交通費等	0.9	-	-
6	個人Y	外国人招へいに係る交通費等	0.8	-	-
7	個人Z	外国人招へいに係る交通費等	0.8	-	-
8	個人AA	外国人招へいに係る交通費等	0.6	-	-
9	個人AB	外国人招へいに係る交通費等	0.5	-	-
10	個人AC	外国人招へいに係る交通費等	0.5	-	-

法務総合研究所による国際協力業務





東南アジアにおけるグッドガバナンス実現のための取組概要



地域セミナー

【東南アジア8か国の刑事司法関係者が参加】

カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム

グッドガバナンスの普及・拡大

機関間調整会議

【世界18機関ある国連プログラム・ネットワーク機関】 (PNI)

関係機関との調整

研修内容・研究内容の調整

- ・国連薬物犯罪事務所 (オーストリア)
- ・国連地域間犯罪司法研究所 (イタリア)
- ・国連アジア権責犯罪防止研修所 (日本)
- ・国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所 (コスタリカ)
- ・ヨーロッパ犯罪防止規制研究所 (フィンランド)
- ・国連アフリカ犯罪防止研修所 (ウガンダ)
- ・ナイフ・アラブ治安科学大学 (サウジアラビア)
- ・オーストラリア刑事政策研究所 (オーストラリア)
- ・刑事法改革及び刑事司法政策国際センター (カナダ)
- ・犯罪科学高等国際研究所 (イタリア)
- ・米国司法省国立司法研究所 (アメリカ)
- ・ラオル・ウォーレンベブルグ研究所 (スウェーデン)
- ・国連犯罪防止刑事司法計画・国際科学専門諮問委員会 (イタリア)
- ・国際犯罪防止センター (カナダ)
- ・韓国刑事政策研究所 (韓国)
- ・治安科学研究所 (南アフリカ)
- ・バーゼル資産回復研究所 (スイス)
- ・北京師範大学刑事法科学研究所 (中国)